研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称	図番	図面名称
Ａ－01	建築改修工事　特記仕様書１	Ａ－35	２階宿泊室１ 展開図(改修前・後)			Ｅ－01	電気設備工事 特記仕様書	Ｍ－01	機械設備工事 特記仕様書１
Ａ－02	建築改修工事　特記仕様書２	Ａ－36	２階宿泊室２ 展開図(改修前・後)			Ｅ－02	照明器具参考姿図、凡例	Ｍ－02	機械設備工事 特記仕様書２
Ａ－03	建築改修工事　特記仕様書３	Ａ－37	２階宿泊室 床伏図、框詳細図			Ｅ－03	電灯コンセント設備 １階平面図(改修前・後)	Ｍ－03	１階平面図(改修前)
Ａ－04	建築改修工事　特記仕様書４	Ａ－38	２階宿泊室 家具詳細図			Ｅ－04	電灯コンセント設備 ２階平面図(改修前・後)	Ｍ－04	１階平面図(改修後)
Ａ－05	建築改修工事　特記仕様書５	Ａ－39	仮設計画(案)			Ｅ－05	宿泊室電灯コンセント設備 ２階平面図(改修後)	Ｍ－05	２階平面図(改修前)
Ａ－06	建築改修工事　特記仕様書６					Ｅ－06	宿泊室電灯コンセント設備 ２階平面図(改修前)	Ｍ－06	２階平面図(改修後)
Ａ－07	建築改修工事　特記仕様書７					Ｅ－07	弱電設備 １階平面図(改修前・後)	Ｍ－07	洗面、トイレ詳細図(改修前・後)
Ａ－08	建築改修工事　特記仕様書８					Ｅ－08	弱電設備　２階平面図(改修前・後)		
Ａ－09	設計概要、外部仕上表					Ｅ－09	自動火災報知設備 系統図(改修前・後		
Ａ－10	内部仕上表１(改修前・後)					Ｅ－10	自動火災報知設備 １階平面図(改修前・後)		
Ａ－11	内部仕上表２(改修前・後)					Ｅ－11	自動火災報知設備　２階平面図(改修前・後)		
Ａ－12	内部仕上表３(改修前・後)								
Ａ－13	配置図								
Ａ－14	改修概要　１階平面図(改修前)								
Ａ－15	改修概要　１階平面図(改修後)								
Ａ－16	改修概要　２階平面図(改修前)								
Ａ－17	改修概要　２階平面図(改修後)								
Ａ－18	改修概要　屋根伏図								
Ａ－19	立面図１								
Ａ－20	立面図２								
Ａ－21	断面詳細図１								
Ａ－22	断面詳細図２								
Ａ－23	１階天井伏図(改修前)								
Ａ－24	１階天井伏図(改修後)								
Ａ－25	２階天井伏図(改修前)								
Ａ－26	２階天井伏図(改修後)								
Ａ－27	建具表１								
Ａ－28	建具表２								
Ａ－29	建具表３								
Ａ－30	１階ロビー、廊下 展開図								
Ａ－31	１階廊下、階段 展開図								
Ａ－32	２階廊下 展開図(改修前・後)								
Ａ－33	洗面、トイレ詳細図								
Ａ－34	２階宿泊室 平面図(改修前・後)								

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

Ⅰ．工 事 概 要 等

1．工事名称 ： 研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事
2．工事場所 ： 広島県山県郡北広島町大朝4676-1
3．敷地面積 ： ー
4．構造規模 ： ＲＣ造　２階建て
建築面積：683.63㎡
延床面積：875.28㎡（1階：601.89㎡、2階：273.39㎡）
5．工事種目 ：
6．別途工事 ：（ あり ・ (なし) ）
7．調査協力について
本工事は工事中及び完成後、次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。
（1）公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
（2）契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
（3）公共建築物木材利用事例調査票…工事中に実施（調査票の記入提出、発注者の調査実施への協力等）
8．公衆災害防止措置
（1）工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
（2）上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱（平成５年１月１２日付　建設事務次官通達）」に基づき実施すること。
（3）掘削作業前には、必ず既存の設備図面や施設の改修履歴等を確認し、配線・配管の有無を確認すること。また、掘削作業時は、必要に応じて、設備業者に立会を依頼すること。
9．現状復旧
工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。
10．主要資材等
（1）主要資材を購入しようとする場合は、極力広島県内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。
（2）当該工事に使用する砂については、海砂（県外産を含む）を使用しないこと。
（3）この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体の部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。

Ⅱ．建築改修工事仕様

1．図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。
図面、本特記仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編（令和７年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。
2．特記仕様
（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と ㊛ 印のついた場合は共に適用する。
（3）項目に記載［　　］の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（　　）の内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
（4）工事施工上必要な官公署その他への諸手続きは及び届出は、全て受注者の負担において遅滞無く行うこと。
（5）関係法令の改正等により（条例を含む）、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議すること。
（6）材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	①	適用基準等	※公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事標準詳細図　国土交通省官房官庁営繕部監修（最新版） ※建築工事公衆災害防止対策要綱　※建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定） ※建築工事安全施工技術指針　※再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定） ※県産木材の利用促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修標準仕様書に記載のない事項は次による ※建築物解体工事共通仕様書　令和４年版　国土交通省大臣官房官庁営繕部
	②	電気保安技術者 ［１．３．３］	※配置する
	③	工事実績情報の登録 ［１．１．４］	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、主任監督員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を主任監督員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合とは、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。 （本業種が付帯の場合は、元請業種で登録等を行う。）
	④	施工条件 ［１．３．５］	下記以外は現場説明書による。 ・施工時間帯　（※指定あり　　） ・部位別の施工順序　（※図示　・　　） ・工事車両の駐車場所　（※図示　・　　） ・資機材置場　（※図示　・　　） ・建設発生土仮置場　（※図示　・　　）
	⑤	工事安全計画書	建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）を参考に、工事の施工に先立ち工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
	⑥	発生材の処理等 ［１．３．１２］	・引渡しを要するもの（　　） ・特別管理産業廃棄物（　　） 処理方法（　　） ・現場において再利用を図るもの（　　） ・再生資源化を図るもの ⊙コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　⊙建設発生木材 ・PCB含有シーリング材の処理 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数　計　箇所 採取箇所　※図示　・ ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数　計　箇所 ・除去処理工事 除去範囲　※図示　・ ⊙せっこうボードの処理 ・石綿含有せっこうボード　改修特記仕様書第９章環境配慮改修工事による ・ひ素・カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収委託 ・埋立処分（管理型最終処分場） ⊙石綿含有、ひ素・カドミウム含有以外のせっこうボード ・再生資源化（再資源化施設）　・最終処分（管理型最終処分場） （１）本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市、呉市、福山市）が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理することただし、建設廃棄物が破砕等（選別を含む）により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること。（原則、県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うもののの中から、運搬費と受入れ費（平日の受入れ費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。

7	建設発生土		※　現場説明書の施工条件明示による。 ・　構内指示場所に堆積 ・　構内指示場所に敷き均し
	⑨	環境への配慮 ［１．４．１］	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の（１）から（４）を満たすものとする。 （１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 （２）接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 （３）接着剤は、可塑剤（フタル酸ジｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 （４）（１）の材料を使用して作られた家具、畳床、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の第７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の第７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の第７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。
	⑨	材料の品質等 ［１．４．２］	材料・機材等の品質及び性能 （１）本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 （３）標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 （４）本工事に使用する材料のうち、（５）に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し）を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （５）製造業者等に関する資料の提出を定める材料

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
既調合モルタル	可動間仕切
既調合目地材	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	天井点検口
錠前類	床点検口
クローザ類	グレーチング
自動扉機構	屋上緑化システム
自閉式上吊り引戸機構	トップライト
重量シャッター	ポリマーセメントモルタル
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

10	石綿含有建材の調査 ［１．５．１］		調査 ~~※ 石綿含有建材の事前調査~~ 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性） JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量） JIS A 1481-3、JIS A 1481-4又はJIS A 1481-5
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所
	・　箇所	・　箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・図示　・

11	施工数量調査 ［１．６．２］		調査範囲　※外壁（庇、笠木共）　・屋根　・図示 調査方法　※テストハンマーによる打診及び目視　・図示 外壁調査は、外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通しているひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 屋根調査は、防水面のひび割れ、浮き、欠損部、目地欠損部及び雨漏りの有無についての位置及び数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。 また、その報告書は、調査結果を立面図等に記載し、ひび割れ等の集計表を添えて監督職員に提出する（必要に応じ写真等を添付する。）。
12	調査のための破壊部分の補修 ［１．６．３］		補修方法　※図示 補修範囲　※図示
⑬	技能士 ［１．７．２］		技能士においては、積極的な活用を図ること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	とび作業
防水改修工事	防水施工	アスファルト防水工事作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水作業 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ＦＲＰ防水工事作業
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工 左官 タイル張り	樹脂接着剤注入工事作業 左官作業 タイル張り作業
建具改修工事	サッシ施工 ガラス施工 自動ドア施工 ガラス用フィルム施工	ビル用サッシ施工作業 ガラス工事作業 自動ドア施工作業 建築フィルム作業
塗装改修工事	塗装	建築塗装作業
内装改修工事	タイル張り 建築大工 建築板金 左官 内装仕上施工 表装	タイル張り作業 大工工事作業 鋼製下地工事作業 内外装板金作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 ボード仕上げ工事作業 壁装作業
耐震改修工事	とび 鉄筋施工 型枠施工 コンクリート圧送施工 鉄工	とび作業 鉄筋組立作業 型枠工事作業 コンクリート圧送工事作業 構造物鉄工作業
環境配慮改修工事	配管 踏面表示施工 塗圃	建築配管作業 溶融ペイントハンドマーカー工事作業 加熱ペイントマシンマーカー工事作業 塗圃工事作業

⑭	化学物質の濃度測定 ［１．５．１０］ ［１．７．１０］		測定対象室及び測定箇所数は図示による。または、（　宿泊室　１箇所　　）とする。 （１）ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 測定箇所は仕上表により、施工方法は施工条件明示による。 パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。 ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する。 ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。 ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 ③測定 イ　②の状態のままで測定する。 ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。 ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。 ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること。 （２）木材の防腐・防蟻処理剤は、クロルピリホス、ダイアノジン及びフェノブカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い十分乾燥させた後現場に搬入する。 （３）保温材、断熱材、緩衝材については、ホルムアルデヒドを発散しないか発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする。 （４）塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で屋内に面するものについては、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないＦ☆☆☆☆等級のものとする。 （５）屋内に面して用いる材料は、上記（２）～（４）に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、（１）の規定を満たすこと。
⑮	中間検査		※行う（回数及び時期については監督職員の指示による）
⑯	工事写真等		下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領」によるものとする。 （１）工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 （２）工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分、及びその他監督職員が指示する箇所は、適切に写真等を整備するものとする。 （３）完成写真 【完成写真の撮影業者】 ⊙監督員の承諾する建築写真の専門撮影業者　・指定なし 【撮影時期】 ・改修前　⊙改修後 【撮影箇所】 ・建物外観各方向　・空撮　⊙主要箇所、主要室内　・夜景 ・その他監督職員が指示する箇所（　　）箇所程度 【規格・提出部数】※電子ファイル（PDF形式、JPEG形式）により、CD-R、または、１８電子納品に含めて提出 （４）その他の写真 隣接建物等に損傷のおそれがある場合は、施工前・施工後の写真を監督職員の指示により提出するものとする。 （５）保管 工事写真のデータ等は、受注者において工事完成後３年間保管すること。
⑰	完成時の提出図書		（１）完成図書　※提出を要する 【規格・提出部数】※原則、電子ファイル（CADデータ及びPDF形式）により、１１電子納品に含めて提出する。（電子データによる提出が困難なものについてはこの限りでない。） （２）完成図 【完成図の種類】（※全て　・　） 【作成方法】 ①原則としてCADにて修正を行う。このとき、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示すること。 ②施工図・保全に関する資料で、完成図として提出すべきものについては、監督職員の指示による。 【規格・提出部数】※電子ファイル（CADデータ及びPDF形式）により、１１電子納品に含めて提出 ※　その他施設管理用図書（製本等）が必要な場合は、監督職員の指示により部数等を決定する。 （３）建物仕様に関する資料（保全マネジメントシステム） 「建築物等の利用に関する説明書」を参考にし、監督職員が指定する様式で作成する。 ※建物基本情報 ※型式台帳

18	電子納品		電子納品対象工事とし、「電子納品・電子検査事前チェックシート（営繕工事用）」により監督職員と事前に協議した対象書類について、電子媒体により提出する。電子成果品の作成については「営繕工事電子納品要領」による。 【提出部数】　２　部 （本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。）
19	工事中情報共有システム		（１）本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム（http://cbotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html） （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という）との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。 （４）受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない。
⑳	施工図及び施工計画書		提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
㉑	設備工事との取合い		設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
㉒	撤去部分		コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。
23	適用区分		建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 基準風速　Ｖ０＝　　ｍ／ｓ 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　平成12年5月31日建設省告示第１４５５号　別表（　　）
24	騒音・振動の防止		「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。
㉕	施工中の安全確保		・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第３０条第２項に基づき、当該工事に対し、同条第１項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する。 ・労働安全衛生法第１５条に基づく統括安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「統括安全衛生責任者選任届出書」（任意様式）を提出すること。
㉖	実施工程表 ［１．２．１］		工事期間は建築設備を含んだ期間とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。
㉗	工程報告		別紙様式による期間別工事工程報告書を毎月の月末に１回提出すること。
28	保証書		次の工事について保証書を提出すること。

工事区分	材　料　名	保証年数	備　　考
・防水改修工事	・アスファルト防水	年	漏水の場合等
	・改質アスファルトシート防水	年	漏水の場合等
	・合成高分子ルーフィング防水	年	漏水の場合等
	・塗膜防水	１０年	漏水の場合等

29	コンクリートの試験 （8.8.1～6）		※コンクリートの強度試験 公的機関又はこれに準ずる機関で行う。ただし、調合管理強度の管理試験用及び型枠取外し時期の決定用については、生コン工場試験室でもよい。
30	工事区分表		工事区分表による

② 仮設工事

1	騒音・粉じん等の対策		騒音・粉じん等の対策　・防音パネル　・防音シート　［２．１．３］ 防音パネル、防音シートを取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲　・
2	足場等		［２．２．１］［表２．２．１］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 防護シート　・設置する（範囲　※ 工事に必要な範囲　・　　）　・設置しない 内部足場　⊙設置する（※ 脚立、足場板等　・　　）　・設置しない 材料、搬去材等の運搬方法　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種 Ｃ種：利用可能なエレベーター（　　） Ｄ種：利用可能な階段（　　）
3	既存部分の養生		養生方法等　［２．３．１］ ⊙既存部分の養生方法　※ ビニルシート、合板等による　・ ⊙既存家具、既存設備等の養生方法　※ビニルシート等　・ ⊙既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ ビニルシート等（取外し再取付を行う） 保管場所　※ 構内既存施設内　・ ⊙固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動　※ 行う（図示）　・ 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
4	仮設間仕切り		仮設間仕切りの種別と材質等　［２．３．２］［表２．３．１］ 仮設間仕切りの種別と材質等 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・図示 Ａ、Ｂ種の仕上げ材 ※ せっこうボード（GB-R 厚さ9.5mm）　・合板（普通合板 厚さ9mm） Ａ、Ｂ種の片面への塗装等　※ 行わない　・行う Ａ種のグラスウールの充填 ※行う（ＪＩＳ　Ａ　６３０１グラスウール吸音材３２Ｋ厚５０mm） ・行わない 仮設扉の種別　・木製（合板張り程度）　・鋼製　・
5	監督職員事務所等		※ 設ける　［２．４．１］ 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による。
6	工事用水		構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
7	工事用電力		構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　・ 利用できない
8	仮囲い等の安全施設		別紙設計図による
9	工事現場の表示		現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm） 仕様等の詳細は営繕課HPの「現場掲示板について」を参照のこと。
10	交通誘導員		※配置する　・本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する ・別途工事で配置する（工事名：　　） ※大型車両通入時　（　）人／日　・常時配置　（　）人／日 ・（　　）作業期間　（　）人／日
11	快適トイレ設置工事		現場説明書による。

3 防水改修工事

1 降雨等に対する養生方法

※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。 ［３．１．３］

・

2 既存防水の処理

既存保護層の撤去　・行う（範囲　※ 図示　・　　）［３．１．４］［３．２．３、４、６］
　　・行わない
既存防水層の撤去　・行う（範囲　※ 図示　・　　）
　　・行わない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去
　　（ ・ M4AS　・ M4ASI　・ M4C　・ M4DI　・ L4X）

3 既存下地の処置

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　※ 図示　・　［３．２．６］
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処置　※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理
※ 図示。だたし、図示が無いものは監督職員と協議する　・

4 アスファルト防水

屋根保護防水　［３．３．２～５］
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・Ａ－１ ※Ａ－２ ・Ａ－３			※ポリエチレンフィルム 厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g／m2程度	・乾式保護材 ・コンクリート押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・
・Ｐ１Ｂ	・Ｂ－１ ※Ｂ－２				
・Ｐ２ＡＩ	・ＡＩ－１ ※ＡＩ－２ ・ＡＩ－３		（材質） JISA9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種ｂＡ（スキン層付き） （厚さ）（mm） ※25　・50 ・	※フラットヤーンクロス70g／m2程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ	・ＢＩ－１ ※ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.3から表3.3.4による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
平場の保護コンクリートの厚さこて仕上げ
こて仕上げ　※ 水下　80mm以上　・
床タイル張り　※ 水下　60mm以上　・
乾式保護材
窯業系パネル：無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの。
金属複合板：金属板と樹脂を積層一体化したもの。

（品質・性能）

分類・規格		・ 窯業系パネル Ⅰ類	・ 金属複合板
寸法（mm）	厚さ（mm）		
	幅（mm）		
寸法の許容差		厚さ：＋10%、－5%、幅：±1%	
出荷時の含水率		出荷時において10%以下	－
曲げ強さ・曲げモーメント（N・cm）（スパン40ｃｍにおける単位幅1ｃｍあたりの曲げモーメント）	標準時	550以上	300以上
	凍結融解完了時（試験サイクル数）	400以上（300）	250以上（300）
吸水率（%）		20以下	1以下
吸水による長さ変化率(%)		0.07以下	0.01以下
難燃性		不燃	表面材は不燃
耐凍結融解性能		３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。	３００サイクル後、著しい割れ、剥離がなく、外観上の異常がないこと。（明らかに吸水しないと認められるものは耐凍結融解試験を省略できる。）
耐衝撃性能		質量500g（窯業系パネルⅠ類は1,000g）のなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。	質量500gのなす形おもりを高さ1.0mから試験体の弱点部に落としたとき、裏面に達する穴があかないこと。残留変形量1/100以下。
剛性（E×I）（スパン40ｃｍ幅30ｃｍの中央曲げ時に荷重720Nの時、たわみ4mm以下となる剛性）		－	80,000N・ｃｍ2以上

（試験方法）
（１）寸法の測定方法
（厚さ）供試体の周辺から20mm以上内側の四隅を0.05mmまで測定できる測定器で測り、4点の平均値を求めてパネルの厚さとする。
（幅）供試体を平らな台に置き、供試体のほぼ中央１箇所の幅寸法を、JIS B 7512「鋼製巻尺」に規定する目量が1mmの1級コンベックスルール又は、JIS B 7516「金属性直尺」に規定する目量が1mmの1級直尺を用いて測定する。
（２）曲げ強度試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」による。試験体は3号試験体とする。幅及び厚さは製品寸法とし、支持スパン長さは400mmとする。試験方法は試験体の表面からスパン中央全幅に集中荷重を載荷し、試験体が破壊した時の最大荷重を測定する。同時に破壊時の中央部のたわみ量について、変位計を用いて測定する。測定項目については、凍結融解試験前、同試験100、200、300サイクル完了後の合計4項目に亘って測定する。
（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）なお、荷重を加える時の平均速度は、1～3分間で予想最大荷重に達する程度とする。
（３）吸水率試験は、JIS A 5430「繊維強化セメント板」に準じて行う。
（４）難燃性試験は、JIS　A 1321「建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法」に準じて行う。

5 改質アスファルトシート防水

（５）吸水による長さ変化率試験は、試験体（幅40mm×長さ160mm×素材厚さ）を乾燥機に入れ、その温度を60±3℃に保ち24時間経過した後取り出してJIS K 8123「塩化カルシウム（試薬）」に規定する塩化カルシウムⅡ又は JIS K 1464「工業用乾燥剤」に規定する品質に適合するシリカゲルで調湿したデシケータに入れ、常温まで冷却する。次に、試験片の標線間隔が140mmになるように標線を刻む。その後、1/150mm以上の精度をもつコンパレータを用いて標線間の長さを測定し、それを基準（Ｌ1）とする。次に試験片の長さ方向を水平にこば立てし、その上端が水平下約30mmとなるように保持して、常温の水中に浸せきする。
24時間経過した後、試験片を水中から取り出して湿布で表面に付着した水を拭き取り、再び標線間の長さ（Ｌ2）を測る。
吸水による長さ変化率（ΔＬ）は、次式によって求める。
（ΔＬ）＝（Ｌ2 － Ｌ1）／ Ｌ1×１００　　ΔＬ：吸水による長さ変化率（%）
Ｌ1：乾燥時の標線間の長さ（mm）　　Ｌ2：吸水時の標線間の長さ（mm）
（６）耐凍結融解性能試験は、JIS A 5422「窯業系サイディング」の気中凍結水中融解法によって行う。100、200、300各サイクル完了時の曲げ強度測定及び外観の状態を観察する。（窯業系パネルⅡ類は200サイクルまでとする。）
凍結融解操作の試験条件は、試験片の切断小口面をあらかじめシールし、5～35℃の清水中に24時間浸せきさせた後、凍結融解試験装置の槽内に設置し、-20±3℃の気中で約2時間の凍結20±3℃の水中で約1時間の融解を行う約38時間を1サイクルとする。
（７）耐衝撃性能試験は、JIS A 1408「建築用ボード類の曲げ及び衝撃試験方法」の衝撃性試験に準じて行う。試験体の支持装置は、記号S２対辺単純支持方法による。
試験体の大きさは、4号（長さ400mm，幅300mm）とする。おもりは、鋼製のなす形おもりとし、記号（Ｗ１－1000）、質量1,000gとする。試験体を支持装置で支持して、竪固な床に水水平に置き、おもりを試験体のほぼ中央の鉛直上1.0mから試験体の弱点部に自然落下させ、裏面に達する穴の「有・無」を確認する。金属複合板の残留変形量は、最大くぼみ深さを測定する。

屋根露出防水　防水層の種別　［３．４．２、３］

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率の防水	備考
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	
・M3D ・P0D	・D-1 ※D-2			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・P0DI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2		JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく発泡プラスチック断熱材 （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm） ※25　・50　・	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書3.3.7から表3.3.9による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.3.8から表3.3.9による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
・
脱気装置の種類　※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・
脱気装置の設置数量　※ アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　（個）

屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置　※ 図示　・
屋内防水

工法	種別	施工場所
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・Ｅ－１ ※Ｅ－２	

Ｅ－１の場合で工程３を行う部位（※ 貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　）
保護層　・設ける（※ 図示　・　）　・設けない
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋上排水溝　・ 図示　・

6 合成高分子系ルーフィングシート防水

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
・
脱気装置の種類　※ 改質アスファルトシートの製造所の指定　・
脱気装置の設置数量　※ 改質アスファルトシートの製造所の指定　・　（個）
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※ アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
絶縁断熱工法の防水湿シート
・設置する
・設置しない

［３．５．２～４］［表３．５．１～３］
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・POS ・S4S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	
	・S-M2					・適用する	
・S3S	・S-F1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-F2					・適用する	
・M4S	・S-M1			・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない
	・S-M2					・適用する	
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a)による （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm）	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
	・SI-F2		※25　・50			・適用する	
	・SI-M1		改修標準仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a)による （種類） ※硬質ウレタンフォーム断熱材２種２号 ・ （厚さ）（mm）	・	・ ※製造所の仕様	・適用する	
	・SI-M2		※25　・50			・適用する	

Ｓ－Ｆ１、Ｓ－Ｍ１、Ｓ－Ｆ２、Ｓ－Ｍ２の仕様
※ 非歩行用　・軽歩行用
ＳＩ－Ｍ１及びＳＩ－Ｍ２における防湿用フィルムの設置
※ 設置しない　・設置する
ＳＩ－Ｍ２の絶縁用シートの材種
※ 発泡ポリエチレンシート　・
Ｓ－Ｍ２及びＳＩ－Ｍ２の立上り部の工法
※ 接着工法（立ち上がり面のシートの厚さ　※ 1.5mm　・　）　・ 機械的固定工法
屋内防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	保護層 平場のモルタル塗り 塗厚	保護層 平場のモルタル塗り 工法	保護層 立上り部の保護モルタルの塗厚
・P-1S	・S－C1	・	・	・ 床塗り ・ 下地モルタル塗り ・	※ 7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ　・
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※ 改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による　・
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料構成による区分　※ R種
厚さ　（　　mm以上）
絶縁用シート及び可塑剤移行防止用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状
※ 防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので、厚さ0.4mm以上のもの
・
脱気装置の種類及び設置数量
接着工法の場合の脱気装置の種類　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・
接着工法の場合の脱気装置の設置数量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様　・　（個）
プレキャストコンクリート部材下地の目地処理（接着工法の場合）
・ 行う（ ・ 図示　・　） ・ 行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・ 行う（ ・ 図示　・　） ・ 行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

7 塗膜防水

防水層の種別　［３．６．２、３］

工法	種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水	備考
・ＰＯＸ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		※２成分形アクリルウレタン樹脂系 ・ふっ素樹脂系 ・アクリルシリコン樹脂系	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける　・設けない 改修用ドレン ・設ける　・設けない
・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ※Ｘ－２ ・Ｘ－１Ｈ ・Ｘ－２Ｈ		※主材料の製造所の仕様 ・	※主材料の製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける　・設けない
・Ｐ１Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける　・設けない
・Ｐ２Ｙ	※Ｙ－２					保護層 ・設ける　・設けない

Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の種類　※ 主材料の製造所の仕様　・
Ｘ－１（絶縁工法）の脱気装置の設置数量　※ 主材料の製造所の仕様　・　（個）

⑧ シーリング

［３．７．２、３、３．７．７］
シーリング改修工法の種類
・ シーリング充填工法
・ シーリング再充填工法
・ 拡幅シーリング再充填工法
・ ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・ 適用する　・ 適用しない
エッジング材張り　・ 適用する　・ 適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）

仕上げを行わない施工箇所
・ 図示による　・ 打継目地
シーリング材の目地寸法　※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による　・
接着性試験　※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

9 とい

［３．８．２、３］
といの材種　・ 配管用鋼管
・ 硬質ポリ塩化ビニル管
・ ルーフドレン
・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　・　）
ルーフドレン

種別		呼び
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150
・ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・ 80 ・ 100 ・ 125 ・ 150
・バルコニー中継用	・ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100
	・差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100
・バルコニー用	・ねじ込み式	・ 50 ・ 80 ・ 100
	・差し込み式	・ 50 ・ 75 ・ 100

とい受け金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔
※ 改修標準仕様書表3.8.2により、溶融亜鉛めっきを行ったもの
・
多雪地域　・ 適用する
防露材のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　※ 図示
鋼管製といの防露巻き　※ 改修標準仕様書表3.8.4による　・
たてどい受金物の取付け　※ 図示　・

10 アルミニウム製笠木

［３．９．２、３］
種類　・ 押出形材形（ ・ 押出250形　・ 押出300形　・ 押出350形 ）
・ 板材折曲げ形（ ・ オープン形式　・ シール形式）
本体幅（　　）mm　板厚（ ※ 2.0mm　・　　mm）
表面処理　種別（　　）種
色合等　・ 標準色（　　）　・ 特注色（　　）
既存笠木等の撤去　・ 行う（範囲　※ 図示　・　　）
・ 行わない
下地補修の工法　※ 図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※ 図示　・
笠木の固定金具の工法等
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法

防水改修フロー及び数量
・ 既存保護層の補修及び処置

防水面調査（施工数量調査）

ひび割れ部補修			欠損部改修	浮き部補修	ぜい弱部補修	既存目地欠損部補修	既存目地欠損部補修（脱気に利用する場合）	
アスファルト防水工事用シール材（幅2mm未満） m	Uカットのうえポリウレタン系シーリング材（幅2mm以上） m	ポリマーセメントモルタル補修 m	ポリマーセメントモルタル補修 m2	撤去のうえ、ポリマーセメントモルタル補修 m2	ケレン等のうえ、ポリマーセメンベース補修 m2	アスファルト防水工事用シール材 m	ポリマーセメントモルタル補修 m	既存目地撤去のうえポリウレタン系シーリング材 m

シーリング改修

シーリング再充填工法	
mm× mm m	mm× mm m

4－1 外壁改修工事（共通事項）

1 ポリマーセメントモルタル

（品質・性能） ［4．2．2］

項目			品質・性能
だれ	下がり量（mm）		5以内
	表面の状態		ひび割れの発生が無いこと。
曲げ強さ（N/mm2）			6．0以上
圧縮強さ（N/mm2）			20．0以上
接着強さ（N/mm2）	標準条件		1．0以上
	特殊条件	湿潤時	0．8以上
		低温時	0．5以上
透水性			裏面のぬれ、水滴の付着が無いこと。
その他			1）均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 2）高分子エマルションは、常温常湿において製造後６か月保存しても、変質しないこと。

2 ポリマーセメントスラリー

（品質・性能） ［4．2．2］

広がり速度（ｃｍ／ｓ）	長さ変化率（収縮）（%）	引張接着性（材齢28日）（N/mm2）	曲げ性能（材齢28日）（N/mm2）	吸水性（72時間）（%）	耐久性（劣化曲げ強さ）（N/mm2）
3以上	3以下	0．5以上	5．0以上	15以下	5．0以上

保水係数　0．35～0．55
粘調係数　0．50～1．00

3 吸水調整材

改修標準仕様書4．3．2による ［4．3．5］

4 既調合モルタル ［4．3．5］

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	70．0%以上	長さ変化率	0．20%以下
単位容積質量	1．80ｋｇ／Ｌ以上	曲げ強さ	4．0N/mm2以上
接着強さ　標準時	0．60N/mm2以上		
温冷繰り返し後	0．40N/mm2以上		

（試験方法）
（１）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計算して用意する。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10．2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りまぜに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（２）保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 A5 紙（直径11ｃｍ）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ３mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。
試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100　（注）　50：リング型わくの内径　mm
（３）単位容積質量の試験方法
JIS A 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。
（４）接着強さ（標準時）の試験方法
イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS A 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS A 6909「建築用仕上塗材」の7．10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さエポキ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
（全てが0．6N/mm2以上を確保していること）
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
Ｔ　：タイルの母材破断
ＴＭ：既調合モルタルとタイルの界面破断
Ｍ　：既調合モルタルの母材破断
ＭＧ：既調合モルタルと下地板の界面破断
Ｇ　：下地板の母材破断
ロ）適用タイルが「小ロタイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板N－300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS A 5209「セラミックタイル」 に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「小ロタイル 108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。
（５）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小ロタイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小ロタイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」に規定する7．11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小ロタイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0．4N/mm2以上を確保していること）
（６）長さ変化率の試験方法
JIS A 6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9．9 長さ変化率に準ずる。
（７）曲げ強さの試験方法
JIS A 6916「建築用下地調整塗材」の7．11 曲げ強さ試験に準ずる。
試験室の状態：試験室は温度20±2℃、湿度65±10%とする。

4－2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法

※ 樹脂注入工法 ［4．1．4］［4．2．4、5、6、7］

工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	200～300	※40　・
	0．3以上0．5未満		※40　・
	0．5以上1．0未満		※70　・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	50～100	※40　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上0．5未満	100～200	※70　・
	0．5以上1．0未満	150～250	※130　・

注入状況の確認方法　※ 注入量により確認　・ コアの抜取りを行う　・
コア抜取りの場合の個数　※ 長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コア抜取りの場合の抜取り部の補修方法　※ポリマーセメントモルタル充填　・ 図示
・ Ｕカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※ 行う　・ 行わない
※ 可とう性エポキシ樹脂
・ シール工法
※ パテ状エポキシ樹脂　・ 可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法

※ 充填工法 ［4．1．4］［4．2．4、8］
・ エポキシ樹脂モルタル　・ ポリマーセメントモルタル
・

4－3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法

※ モルタルを撤去しないで改修 ［4．1．4］［4．3．5、6、7、8］
※ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	200～300	※40　・
	0．3以上0．5未満		※40　・
	0．5以上1．0未満		※70　・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	50～100	※40　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上0．5未満	100～200	※70　・
	0．5以上1．0未満	150～250	※130　・

注入状況の確認方法　※ 注入量により確認　・ コアの抜取りを行う　・
コア抜取りの場合の個数　※　長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コア抜取りの場合の抜取り部の補修方法　※ポリマーセメントモルタル充填　・ 図示
・ Ｕカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料の種類　※ １成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※ 行う　・ 行わない
※可とう性エポキシ樹脂
・ シール工法
※　パテ状エポキシ樹脂　・　可とう性エポキシ樹脂
・ モルタルを撤去して改修
モルタル撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタル撤去後のモルタル欠損部の補修は、 2 欠損部改修工法による

2 欠損部改修工法 ［4．1．4］［4．3．9、10］

※ 充填工法（欠損部の面積が0．25m2／箇所程度以下の場合）
充填材の種類　※ ポリマーセメントモルタル　・ エポキシ樹脂モルタル
・ モルタル塗替え工法
モルタルの材料　※ 現場調合材料　・ 既調合材料
既製目地材　・ 使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※ 図示　・

3 浮き部改修工法

※ モルタルを撤去しないで改修 ［4．1．4］［4．3．11～16］
・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
アンカーピンの材質　※ ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピンの材質　※ ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径6mm
・
・ モルタルを撤去して改修
モルタルの材料　※ 現場調合材料　・ 既調合材料
・ 充填工法　・ エポキシ樹脂モルタル　・ ポリマーセメントモルタル
・ モルタル塗替え工法　既製目地材　・ 使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※ 図示　・

4 外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－4 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 タイルの形状、寸法等

タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類 ［4．4．5、8］
・ JIS A 5557による一液反応硬化形の変成シリコーン樹脂系
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法） で規定する C．S．R値は0．4～1．0とする。
役物の使用箇所

内　装	出隅　天端
外　装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）

見本焼き
・行う（施工箇所：　　） ※行わない
試験張り
・行う（施工箇所：　　） ※行わない

2 ひび割れ部改修工法 ［4．1．4］［4．5．5、6］

※ タイルを撤去して改修
下地モルタルまで撤去後のコンクリート部分の改修は、4-2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）による
モルタルを存置した場合のモルタル部分の改修は、4―3 外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）による
タイル撤去後のタイル欠損部の補修は、 3 欠損部改修工法による
・ タイルを撤去しないで改修

4－5 外壁改修工事（仕上塗材仕上げ外壁）

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整

［4．5．4］

工法	処理範囲	下地面の補修
・ サンダー工法	※既存仕上げ面全体　・ 図示	4－2　外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）、4－3　外壁改修工事（モルタル塗仕上げ外壁）による
・ 高圧水洗工法 吐出圧力　・ 30ＭＰａ～50ＭＰａ ・ 50ＭＰａ～100ＭＰａ ・ 100ＭＰａ以上	※既存仕上げ面全体　・ 図示	
・ 塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体　・ 図示	
・ 水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上面全面 ・ 図示	

石綿含有仕上げ塗材の除去は、９章環境配慮改修工事による

2 下地調整塗材

※ 下地調整塗材　・ ポリマーセメントモルタル ［4．5．2］

※ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（mＬ／m）
※ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	200～300	※40　・
	0．3以上0．5未満		※40　・
	0．5以上1．0未満		※70　・
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法	0．2以上0．3未満	50～100	※40　・
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0．3以上0．5未満	100～200	※70　・
	0．5以上1．0未満	150～250	※130　・

注入状況の確認方法　※ 注入量により確認　・ コアの抜取りを行う　・
コア抜取りの場合の個数　※ 長さ500mごと及びその端数につき1個　・
コア抜取りの場合の抜取り部の補修方法　※ ポリマーセメントモルタル　・ 図示

・ Ｕカットシール材充填工法
・ シーリング材
充填材料の種類　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
シーリング材の上にポリマーセメントモルタルの充填　※ 行う　・ 行わない
※ 可とう性エポキシ樹脂

3 欠損部改修工法 ［4．1．4］［4．4．5、7、8］

・ タイル部分張替え工法
接着剤の種類　・ ポリマーセメントモルタル　・ 外装タイル接着剤張りの接着剤
・ タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
貼付けモルタルの材料　※ 現場調合材料　・ 既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置　※ 改修標準仕様書4．4．2による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験　・ 行う　・ 行わない
・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　・ 外装タイル（ ・ 密着張り　・ 改良圧着張り ）
・ ユニットタイル（ ・ マスク張り　・ モザイクタイル張り）
・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
目地詰め　※行う　・行わない
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
※ 目荒し工法　・
シーリング材の種類　打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地　※ ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※ 変成シリコーン系　・

4 浮き部改修工法 ［4．1．4］［4．4．5、9～15］［4．5．9～15］

・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
注入口付アンカーピン本数　・
アンカーピンの材質　※ ステンレス鋼（SUS304）呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピンの材質　※ ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径6mm程度

・ タイル部分張替え工法
接着剤の種類　・ ポリマーセメントモルタル　・ 外装タイル接着剤張りの接着剤
・ タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
貼付けモルタルの材料　※ 現場調合材料　・ 既調合材料
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地　位置　※ 改修標準仕様書4．5．1による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験　・ 行う　・ 行わない
・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイル張りの工法　・ 外装タイル（ ・ 密着張り　・ 改良圧着張り　・ 改良積上げ張り）
・ ユニットタイル（ ・ マスク張り　・ モザイクタイル張り）
・ 有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
※ 目荒し工法　・
シーリング材の種類　打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地　※ ポリウレタン系　・
伸縮調整目地その他の目地　※ 変成シリコーン系　・

5 目地改修工法 ［4．1．4］［4．4．5、16］

・ 目地ひび割れ部改修工法
・ 伸縮調整目地改修工法　伸縮調整目地の位置及び寸法　※ 図示　・

6 外壁複合改修構工法

平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

3 仕上塗材仕上げ ［4．1．5］［4．5．2］［表4．5．1］

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・

仕上塗材の種類

・ 薄付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	防火材料
※ 外装薄塗材Ｅ			・
・			・

・ 厚付け仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	上塗り材	防火材料
			・ 適用する	・
			・ 適用する	・

・ 複層仕上塗材

呼び名	仕上げの形状	工法	上塗り材の種類	耐候性	防火材料
※ 複層塗材Ｅ			溶媒　※ 水系 ・ 樹脂　※ アクリル系 ・ 外観　※ つやあり ・	※ 耐候形３種 ・	・
・					

軽量骨材仕上塗材

呼び名	防火材料
	・
	・

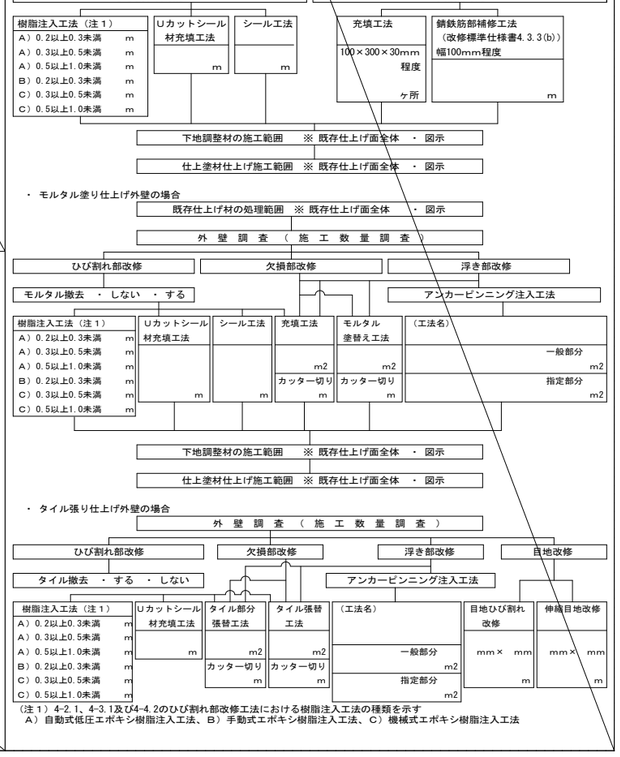
4 マスチック塗材塗り ［4．1．5］［4．6．2］［表4．6．1］

改修標準仕様書4．6．2による。

5 外壁用塗膜防水材塗り ［4．1．5］［4．7．2、3］［表4．7．1］

工法及び仕上げの形状
・吹付け　（ ・ 凹凸状　・ 凸部処理　・ ）
・ローラー塗り（ ・ ゆず肌状　・ さざ波状　・ ）
仕上げ塗料の耐候性
・ 耐候性１種　・ 耐候性２種　・ 耐候性３種
下地挙動緩衝材の適用
・ 適用する　・ 適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4-2章外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4-3章外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類　・　（・所要量　（kg/m2））
外壁用仕上塗料の種類　・　（・所要量　（kg/m2））

外壁改修フロー及び数量
・ コンクリート打放し仕上げ外壁の場合



・ モルタル塗り仕上げ外壁の場合

・ タイル張り仕上げ外壁の場合

（注１）4-2．1、4-3．1及び4-4．2のひび割れ部改修工法における樹脂注入工法の種類を示す
A）自動式低圧エポキシ樹脂注入工法、B）手動式エポキシ樹脂注入工法、C）機械式エポキシ樹脂注入工法

⑤ 建具改修工事

1 改修工法

［5．1．3］［5．1．6］

既存建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ アルミ製建具		・	・	※ 建具表による ・
・ 樹脂製建具		・	・	※ 建具表による ・
・ 鋼製建具	・ 外部	・	・	※ 建具表による ・
	・ 内部	・	・	※ 建具表による ・
・ 鋼製軽量建具		・	・	※ 建具表による ・
・ ステンレス製建具		・	・	※ 建具表による ・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※ 図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※ 図示　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書３章　防水改修工事による。
・再使用（・ブラインドボックス　・　　）

2 防火戸

［5．1．4］

・ 適用する　指定箇所（ ※ 建具表による　・　　）
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
※連動させる　適用箇所（・建具表による　・　　）
・連動させない

3 見本の製作等

［5．1．5］

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　・行わない
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　・行わない

4 防犯建物部品

［5．1．7］

・ 適用する　適用箇所（ ※ 建具表による　・　　）

5 アルミニウム製建具

［5．2．2～5］［表5．2．2］

性能値等
・ 耐風圧性の等級（　　）、気密性の等級（　　）、水密性の等級（　　）
※ 改修標準仕様書5.5.2.1による種別
外部に面する建具の種別　・ A種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
・ B種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
・ C種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　）
（建具符号：・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）
（建具符号：・建具表による　・　　）

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法　※ 建具表による　・
表面処理
外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
色合等　※ 標準色（　　）　・特注色（　　）
屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
色合等　※ 標準色（　　）　・特注色（　　）

結露水の処理方法　※ 図示　・
取付工法
水切り板、ぜん板　※ 図示　・
木下地の場合の内付け建具　・ 適用しない　・ 適用する

6 網戸等

［5．2．3］［5．3．3］

種類	材質	線径	網目
・ 防虫網	※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※ 0.25mm以上 ・	※ 16～18メッシュ ・
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具

［5．2．2］［5．3．2～5］

性能値等
・ 耐風圧性の等級（　　）、気密性の等級（　　）、水密性の等級（　　）
※ 改修標準仕様書5.5.3.1による種別
外部に面する建具　・ A種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
・ B種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
・ C種（建具符号：・全て　・建具表による　・　　）
防音ドア、防音サッシの遮音性の等級　・T－1　・T－2　・
（建具符号：・建具表による　・　　）
断熱ドア、断熱サッシ　の断熱性の等級　・H－4　・H－5　・H－6　・H－7　・H－8
（建具符号：・建具表による　・　　）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級
・
形状及び仕上げ
枠の見込み寸法　※ 建具表による　・
表面色　※標準色　・特注色
取付工法
水切り板、ぜん板　※ 図示　・
木下地の場合の内付け建具　・ 適用しない　・ 適用する
ガラス　※ 複層ガラス　・

8 鋼製建具

［5．2．2］［5．4．2～4］［表5．4．2］

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　気密性の等級　・A－3
水密性の等級　・W－1
外部に面する面する建具の耐風圧性　・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　）
断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）
耐震ドア　面内変形追従性の等級（　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
くつずりの仕上げ　ステンレス鋼板を用いる場合　※　HL以上
形状及び仕上げ　鋼板類の厚さ　※ 改修標準仕様書5.4.2による　・
使用箇所（　　）
標準型鋼製建具の形状及び寸法　※建具表による

9 鋼製軽量建具

［5．2．2］［5．5．2～4］

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　・適用する
防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　）
断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）
耐震ドア　面内変形追従性の等級（　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
鋼板の材料　※ 亜鉛めっき鋼板　・ ビニル被覆鋼板　・ カラー鋼板　・ ステンレス鋼板
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※ 改修標準仕様書5.5.1による　・
使用箇所（　　）
・防音性能を求める戸（建具表による。）
防音充填材（グラスウール又はロックウール）
召合せ、縦小口包み板の材質　※ 鋼板　・
標準型鋼製建具の形状及び寸法　※建具表による

10 ステンレス製建具

［5．2．2］［5．4．2］［5．6．2～5］［5．7．2、3］

性能値等（建具符号：・建具表による　・　　）
簡易気密型ドアセット　・適用する
外部に面する面する建具の耐風圧性　・S－4
・S－5
・S－6
防音ドア、防音サッシ　遮音性の等級（　　）
断熱ドア、断熱サッシ　断熱性の等級（　　）
耐震ドア　面内変形追従性の等級（　　）
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・
くつずりの仕上げ
ステンレス鋼板を用いる場合　※ HL以上
形状及び仕上げ
表面仕上げ　※ HL　・ 鏡面仕上げ　・
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工　※ 普通曲げ　・ 角出し曲げ（・a角　・b角　・c角）

⑪ 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※ 改修標準仕様書表5.8.1及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※ 改修標準仕様書表5.8.2による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※ 標準仕様書表5.8.3による　・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ　※標準仕様書表5.8.4による
木製建具に使用する戸車及びレール　※標準仕様書表5.8.5による
握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置　※ 建具表による　・

錠前類
【シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠】
（品質）
デッドボルトの出寸法は17mm以上とする。 鍵付きのものはマスターキー、グランドマスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
（性能）
<使用頻度による性能>
1）（シリンダ箱錠のみ）ラッチボルトの開閉繰り返し試験（40万回）を行った後、ハンドルでの開閉操作力及びラッチング力が試験前の2倍未満であり、かつ、ハンドルでの開扉操作およびラッチング動作に支障がない。
2）キーによるデッドボルトの施解錠繰り返し試験（10万回）を行った後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
3）キーによる施錠機構の施解錠繰り返し試験（10万回）を行なった後、 試験前の回転トルクの2倍未満であり、施解錠操作に支障がない。
4）キーの抜き差し繰り返し試験（10万回）を行なった後、キーの抜き差しに要する荷重は10N以下である。また、未使用の合鍵でシリンダが回転でき、かつ、1箇所1段差違い刻みをもつ異なるキーでは、シリンダが回転しないこと。 （キーに加えるトルクは、150N・ｃｍとする）
<外力に対する性能>
1）デッドボルトの押込み強度試験（10ＫＮ）を行なった後、荷重を除いたときのデッドボルトの出寸法は8mm以上であること。
2）デッドボルトの側圧強度試験（10ＫＮ）を行なった際、加圧板がデッドボルトを通過しない。
3）デッドボルトの押込み強度（衝撃荷重）試験（58.8Ｊ）の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（デッドボルトの突出量が8mm未満）にならないこと。
4）デッドボルトの側圧強度（衝撃荷重）試験(58.5Ｊ)の衝撃荷重を加えたとき、解錠状態（加圧板がデッドボルトを通過した状態）にならないこと。
5）（シリンダ本締り錠はグレード3以上の彫込錠の場合）ストライクプレートの厚さ1.5mm以上のステンレス鋼製とし、トロヨケは厚さ1.6mm以上の鋼製の一体絞りとする。又はストライクの強度と同等以上の強度をもつものとする。
<使用扉の質量に対する性能>
（シリンダ箱錠のみ）
ラッチボルトの側圧強度試験（4ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドル操作及びラッチングに支障がない。
<ハンドルの強度（シリンダ箱錠のみ）>
1）レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
2）握り玉のねじり強度試験（3ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、握り玉が正常に作動していること。また、施錠時握り玉が固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
3）ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
4）ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がない。
<鍵違い>
1）鍵違い数は、1.5万以上とする。ただし、異なるキーウェイ形状であっても、共通のキーセクションが存在する場合は、有効かぎ（鍵）違い数とみなさないものとする。
2）同一タンブラーの使用数は、60%以下とする。また、６本タンブラーにおいては、キーの同一刻みは、最大2連続までとしていること。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

【レバーハンドル】
（性能）
<ねじり強度>
レバーハンドルのねじり強度試験（3.5ＫＮ・ｃｍ）を行なった後、トルクを除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<引張り強度>
ハンドルの引張強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、 施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
<垂直荷重強度>
ハンドルの垂直荷重強度試験（2ＫＮ）を行い、荷重を除いたとき、ハンドルが正常に作動していること。また、施錠時ハンドルが固定される錠は、施錠状態が維持され、かつ、施解錠操作に支障がないこと。
試験方法は、JIS A 1541-1（建築金物－錠－第１部：試験方法）による。

クローザー類
（品質・性能）

性能試験項目		区分	① ドアクローザー		② ヒンジクローザー		③ フロアヒンジ	
初期値	閉じ力及び効率による区分（注1）（注2）	Grade2 番手	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）	閉じモーメント（N・m）	効率（%）
		1	5以上	30以上	5以上	30以上	5以上	30以上
		2	10以上	30以上	10以上	30以上	10以上	30以上
		3	15以上	35以上	15以上	35以上	15以上	35以上
		4	25以上	40以上	25以上	40以上	25以上	40以上
		5	35以上	45以上	35以上	45以上	35以上	45以上
		6	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上	45以上
	閉じ速度（秒）		常温（5～35℃）無風状態において、開扉（70°）から全閉（0°）までの時間を5～8秒に調整できるきること。					
	温度依存性（℃）		緩衝油の流動点は、JIS K 2269(原油及び石油製品の流動点並びに石油製品蓋り点試験方法）により測定し、－15℃以下であること。					
	ストップ力	ストップ入力	60N・m以下 但し、コンシールド型は 200N・m以下		100N・m以下		100N・m以下	
		ストップ解除力	8N・m以上		3N・m以上		10N・m以上	
	バックチェック性能（秒）（バックチェック機能を有する機種のみ適用）		ドア開扉方向に荷重60N/m2を開扉50°から負荷する。バックチェック開始角度（70～85°）から更に20°まで開く間の時間は0.8秒以上としていること。		□		□	
	ディレードアクション性能（秒）ディレード アクション解除角度（60～75°）（ディレードアクション機能を有する機種のみ適用）		開扉90°の位置からディレードアクション解除角度までの時間が10秒以上確保でき、また、その時間の調整が可能であること。		□		□	
	戸の閉鎖位置（中心吊り込み両自由のみに適用）		□		□		±3mm以内	
耐久性	繰返し開閉後の閉じモーメント（N・m）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の効率（%）	Grade2	耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		耐久試験後も上記初期値を満足していること。	
	繰返し開閉後の閉じ速度（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。					
	繰返し開閉後のバックチェック性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		□		□	
	繰返し開閉後のディレードアクション性能（秒）		耐久試験後も上記初期値を満足していること。		□		□	
	繰り返し開閉後の戸閉鎖位置（mm）		□		□		耐久試験後±6mm以内	
耐久性の試験回数（繰り返し開閉回数）		Grade2	20万回		10万回		30万回	

注１．パラレル取付けは、右記の閉じモーメントの70%程度までとする。
注２．コンシールド型は右記の閉じモーメントの50%程度までとする。
Grade1を選定する場合は、図示による。
（試験方法）
１）性能試験は、JIS A 1510-3（建築用ドア金物の試験方法－第３部：フロアヒンジ、ドアクローザ及びヒンジクローザ）に規定する試験方法による。
２）試験ドアの質量は、1番手は25ｋｇ、2番手は40ｋｇ、3番手は60ｋｇ、4番手は80ｋｇ、5番手は100ｋｇ、6番手は120ｋｇとする。

12 鍵

［5．8．4］

マスターキー　※ 製作する（　　組）　・ 製作しない　・ 既存に組込む
鍵の製作本数　※ 各室３本１組（室名札付き）　・
鍵箱　・ 設ける（　　個用　　組）　・ 設けない

13 自動ドア開閉装置

［5．9．2、3］

引き戸用駆動装置
性能
・
※ 改修標準仕様書表5.9.1による
種類　・ SSLD-1　・ SSLD-2　・ DSLD-1　・ DSLD-2
車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能
※ 改修標準仕様書表5.9.2による
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目

引き戸用検出装置
性能
※ 改修標準仕様書表5.9.3による
種類　・ 光線（反射）センサー　・ 熱線センサー　・ 音波センサー　・ 光電センサー
・ 電波センサー　・ タッチスイッチ　・ 押しボタンスイッチ
タッチスイッチの種類　・ 無線式タッチスイッチ　・ 光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
・ 大型（開・閉）押し ボタンスイッチ　・ 非接触スイッチ
戸の開閉方式　※ 建具表による　・
防錆　・ 適用する　・ 適用しない
凍結防止措置　・ 適用する　・ 適用しない

14 自閉式上吊り引戸装置

［5．10．3］

性能値等　※ 標準仕様書表5.10.1による　・
（試験方法）
（１）耐久性（開閉繰り返し）試験
閉については外力によらず、試験体の自閉装置及び制御装置のみにより戸を開端位置から閉端位置までの作動を確認できる試験を行う。同試験に用いる試験体は片引戸とし、開口内法有効高さ2,000mm、幅は最大寸法とする。適用戸総質量の区分毎に試験を行う。自閉装置、制御装置は10万回以上の時点で1回のみ調整を行えるものとし、また、その他の制御装置についてはメーカーの耐久性能試験成績書において2万回以上の耐久性能を確認することで、試験に代えることができるものとする。
（２）耐衝撃性試験
落下高さ17ｃｍにて、ドアの中央部にドアが外れる方向に衝撃を与える。
耐衝撃性試験に用いる試験体は片引戸、開口内法有効寸法は高さ2,000mm、幅900mmとする。
適用戸総質量の区分毎に試験を行う。
（３）気密性能試験
JIS A 1516「建具の気密性試験方法」による。

15 重量シャッター

［5．11．2、3］

シャッターの種類　・ 管理用シャッター
・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター
・ 防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）Pa
開閉方式の種類　※ 電動式（手動併用）　・ 手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置個所　・建具表による　・　　）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置個所　・建具表による　・　　）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置個所　・建具表による　・　　）
管理用シャッターシャッターケース
・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼及び鋼帯）
めっきの付着量　※ Z12又はF12を満足するもの　・
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板の材料　※ SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1　・

16 軽量シャッター

［5．12．2～4］

開閉方式の種類　※ 手動式　・ 電動式（手動併用）
耐風圧強度　（　　）Pa
安全装置（電動シャッター）
・急降下停止装置
（設置個所　・建具表による　・　　）
※障害物感知装置
（設置個所　・建具表による　・　　）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06　・　　）
・JIS G 3312（塗装溶融５５％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼板）
めっきの付着量（※AZ90　・　　）
スラットの形状
・インターロッキング形
・オーバーラッピング形

17 オーバーヘッドドア

［5．13．2、3］

セクション材料による区分	耐風圧性能区分	開閉方式による区分	収納方式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式タイプで障害物感知装置を設ける箇所　※図示　・

⑱ 木製建具

［5．7．2～4］

建具材の加工、組立時の含水率　※ Ａ種　・
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※ Ｆ☆☆☆　・
・フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等　※標準仕様書16.7.2(2)(f)(a)による
表面材の合板の品質等

合板の種類	規格等	備考
⊙ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン合板程度　・　　） 不透明塗料塗り （ ※ しな合板程度　・　　） 板面の品質（ ※ 広葉樹１等　・　　） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類 ）	
・ 天然木化粧合板	樹種名（　　） 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類 ）	
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 （ ・ オーバーレイ　・ プリント　・ 塗装） 表面性能（　　）タイプ 接着の程度（ ・ 1類　・ 2類 ）	
・ ミディアムデンシティファイバーボード（ＭＤＦ）	表裏面の状態による区分（　　） 曲げ強さによる区分（　　） 接着剤による区分（　　） 難燃性による区分（　　）	

表面板の厚さ　※改修標準仕様書表5.7.6による　・
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用　・ 適用する　・ 適用しない
・ かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※建具表による　・
・ ふすま
張りの種別（ ・ Ⅰ型　・ Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　・ 鳥の子　・ 新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・ 塗り縁　・ 生地縁（素地）　・ 生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※ 建具表による　・
・ 戸ぶすま　見込み寸法　※ 建具表による　・
・ 紙張り障子　見込み寸法　※ 建具表による　・
枠の材料　※ 木製枠（６章内装改修工事による）
・ 鋼製枠（※亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板）
くつずりの材料　・ ステンレス鋼板　・ 木製

⑤ 建具改修工事

⑲ ガラス

（３．７、５．１４．２～４）（図５．１４．１）

下記のガラス以外の品種、厚さの呼びによる種類等
※建具表による　・
合わせガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ及び特性による種類　※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスの種類、組合せ	落球衝撃はく離特性並びにショットバック衝撃特性による種類
・ フロート板、フロート板合わせガラス	・ Ⅰ類　・ Ⅱ－１類 ・ Ⅱ－２類　・ Ⅲ類

強化ガラスの形状による種類、材料板ガラスの種類による名称及び特性による種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスによる種類による名称	材料板ガラス	破片の状態及びにショットバック衝撃特性による種類
・ フロート強化ガラス ・	・ フロート板ガラス ・	・ Ⅰ類　・ Ⅲ類
	・	

熱線吸収板ガラスの板ガラスによる種類、厚さによる種類及び性能による種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスによる種類	性能による種類	色　調
・ 熱線吸収フロート板ガラス	・ １種　・２種	・ グリーン　・
・ 熱線吸収網入り磨き板ガラス		

複層ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ
※ 下記以外は建具表による　・

断熱性による区分	・ Ｔ１　・ Ｔ２　・ Ｔ３　・ Ｔ４　・ Ｔ５　・ Ｔ６
封入気体の種類	・ 空気　・ アルゴン　・
日射取得性、日射遮蔽性による区分	・Ｇ　・ Ｓ

熱線反射ガラスの材料板ガラスの種類及び厚さによる種類
※ 下記以外は建具表による　・

材料板ガラスによる種類	日射熱遮蔽性による区分	耐久性による区分
・	・ １種	Ａ類
色調（ ・ブルー　・ グレー　・　）	・ ２種	・ Ａ類　・ Ｂ類
	・ ３種	Ｂ類

反射皮膜面　・ 内面　・ 外面
映像調整　・ 行わない　・ 行う

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ（mm）
アルミニウム製	※ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレイジングチャンネル形 ・	※ 建具の製造所の仕様による ・
鋼製及び鋼製軽量	※ シーリング材 ・	※ 建具の製造所の仕様による ・
ステンレス製	※ シーリング材 ・	※ 建具の製造所の仕様による ・
樹脂製	※ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレイジングチャンネル形 ・	※ 建具の製造所の仕様による ・

耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による　［５．１４．５］

表面形状	呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調 クリア	色調 乳白	目地幅（mm） 平積み	目地幅（mm） 曲面積み	伸縮調整目地位置（mm）	防火性能
・正方形	・160×160	・95 ・125	・	・	※8～15	※標準仕様書5.14.5(2)(ｳ)(a)②	※6mm以下ごとに幅10～25 ・図示	※無し ・有り
	・200×200	・95 ・125	・	・				

壁用金属枠及び補強材の材質・形状　※ 図示　・

カ骨　材質　※ ステンレス鋼（SUS304）　・
寸法　※ 径5.5mm　・
形状　※ はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（　）
シーリングの種類　（　）
金属製化粧カバー　材質　・ ステンレス製　・ アルミニウム製
寸法　※ 図示　・
形状　※ 図示　・
木下地の場合のアンカー等の取付け間隔　・　図示による
工法　1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による　・ 図示　・

20 ガラスブロック積み

21 ガラス用フィルム

種　類	記号 内張り用	記号 外張り用	その他性能等
・ 日射調整フィルム	・ ＳＣ－１	・ ＳＣ－２	日射遮へい性能による区分 ・Ａ　・Ｂ　・Ｃ　・Ｄ　・Ｅ
・ 低放射フィルム	ＬＥ		熱還流率による区分 ・Ａ　・Ｂ　・Ｃ　・Ｄ
・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＩ－１	・ＧＩ－２	
・ 相間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ＧＤ－１	・ＧＤ－２	
・ ガラス貫通防止フィルム	ＳＦ		ガラスの貫通防止性能による区分 ・Ａ　・Ｂ

品質　ＪＩＳ　Ａ５７５９による

⑥ 内装改修工事

① 他の部位との取り合い等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁面及び床の改修範囲　［６．１．３］
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
既存天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修
※ 既存のまま　・ 図示

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の撤去　※ 仕上材のみ（接着剤とも）　［６．２．２］
・ 下地モルタルとも（ ・ 図示の範囲　・ 撤去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法
既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、４章外壁改修工事による。

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　［６．３．２］
※ 改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り
（仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置　※ 図示　・　）
・

④ 木下地等の表面仕上げ

見え係り面の表面仕上げの程度　［６．５．１］
※ブレーン—加工上げ
適用部位（部分）　（施工箇所：　）
・超自動機械かんな
適用部位（部分）　（施工箇所：　）
・サンダー
適用部位（部分）　（施工箇所：　）

⑤ 施工一般

ホルムアルデヒド放射量　※標準仕様書12.2.1(1)(ウ)による　［６．５．２］

6 製材

［６．３．１］［６．３．６］［６．３．７］［６．３．８］［６．３．９］

・JAS 1083-5 に基づく下地用製材　［６．５．２］

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	等級（材面の品質）	含水率	保存処理
			※２級 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・	・
			※２級 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・	

・ JAS 1083-2 に基づく造作用製材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	等級（材面の品質）	含水率	保存処理
見え掛り面			※上小節 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・	・
見え掛り面以外			※小節以上 ・	※Ａ種 ・Ｂ種 ・	・

・ JAS 1083-6 に基づく広葉樹製材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	等級（材面の品質）	含水率	保存処理
			※１等 ・	※10%以下 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・	・
			※１等 ・	※10%以下 ・Ａ種 ・Ｂ種 ・	・

・ JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	材面の品質	防虫処理の適用	含水率
			（　） 造作材の場合 （※Ａ種 ・Ｂ種）	・適用する ・適用しない	※Ａ種 ・ ・Ｂ種 ・

［６．５．２］

⑦ 造作用集成材

・ JAS 1152に基づく造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	見付け材面（面数）	見付け材面の品質
					※１等　・２等

・ JAS 1152に基づく化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面（面数）	見付け材面の品質
		化粧薄板： 芯材：				※１等 ・２等

・ JAS 1152以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	見付け材面の品質	含水率
				※15%以下　・

・ JAS 1152以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面の品質	含水率
	化粧薄板： 芯材：				※15%以下 ・

8 造作用単板積層材

［６．５．２］

ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆又は標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　・
・ JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理の適用
			・有り（加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無し（等級：　）	・適用する （　） ・適用しない

・ JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法（mm）	表面の化粧加工	防虫処理の適用	含水率
		・有り （加工：・天然木化粧加工　・塗装加工） ・無し（　）	・適用する （　） ・適用しない	※14%以下 ・

・ JAS 3079に基づく直交集積板

施工箇所	品名	強度等級（曲げ性能）	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法（mm）
	・異等級構成直交集成材 ・同一等級構成直交集成材		・Ａ種構成 ・Ｂ種構成	・Ａ ・Ｂ ・Ｃ		

9 合板等

［６．５．２］

・ JAS 0233に基づく普通合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上　・1等 針葉樹 ※C-D以上　・	・適用する （　） ・適用しない

・ JAS 0233に基づく構造用合板

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ（mm）	防虫処理	曲げ強度（強度等級）	保存処理
	※2級以上 ・1級		・１類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する （　） ・適用しない		

※屋外又は常時湿潤常態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。
・ JAS 0233に基づく化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ（mm）	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用
			・１類　・特類	・適用する　・適用しない （　）

※屋外又は常時湿潤常態となる場所に使用する場合は、接着の程度を特類とする。
・ JAS 0233に基づく天然木化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ（mm）	接着の程度	防虫処理の適用
			・１類　・２類	・適用する　・適用しない （　）

・ JAS 0233に基づく特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ（mm）	接着の程度	表面性能	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・１類　・２類	・F ・FW ・W ・SW	・オーバーレイ ・プリント ・塗装 ・	・適用する （　） ・適用しない

・ JUS A 5908に基づくパーティクルボード

施工箇所	種類	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	厚さ（mm）
			※13タイプ ・	※Ｐ又はM ・	※15 ・

・ JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	曲げ性能（等級）（・常態曲げ試験　・湿潤曲げ試験）	寸法（mm）
	・１級　・２級　・３級　・４級	

・ JUS A 5905に基づくＭＤＦ

施工箇所	厚さ（mm）	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分

10 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し　［６．５．３］
錺金物の形状、寸法及び材質
※かすがい
※改修標準仕様書6.5.3に示す程度の市販品　・図示
座金
※改修標準仕様書6.5.4に示す程度の市販品　・図示
箱金物、短冊金物
※改修標準仕様書6.5.5に示す程度の市販品　・図示
接着剤
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・ 工場における薬剤の加圧入等
・ 改修標準仕様書6.5.5(a)③による加圧注入　［６．５．５］

適用部材（部位）	保存処理性能区分
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４

11 防腐・防蟻・防虫処理等

・ 改修標準仕様書6.5.5(1)(a)②による加圧注入
保存処理の性能（　）
インサイジング
・適用する　・適用しない
・ 薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理
薬剤の種類
※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)①による
・附属書A（規定）に基づく表面処理用木材保存材による
適用部材（部位）
・図示
処理方法
※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)②による
・薬剤の接着剤材への混入による防腐、防蟻処理
適用部材（部位）
・図示
・合板、集成材、単板積層材の薬剤の加圧注入等によるK3防腐、防蟻処理
適用部材（部位）
・図示

12 不燃処理木材

不燃材料　［１２．３．３］
適用部位（部位）
・図示
準不燃材料
適用部位（部位）
・図示
難燃材料
適用部位（部位）
・図示

⑬ 内部間仕切り軸及び床組み

・ 間仕切軸組に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合）　［６．５．６］
※杉又は松
・ 床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松
・ 土間スラブの類の場合の土台、転ばし大引き及び転ばし根太
※ひのき又は保存処理木材　・　［６．５．７］

⑭ 窓、出入口その他

・ 窓、出入口その他に用いる木材の樹木名（製材を用いる場合）

⑮ 床板張り

・ 縁甲板及び上がりこまちに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）　［６．５．８］
※ひのき

⑯ 壁及び天井下地

・ 壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）［６．５．９］
※杉又は松

⑰ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　［６．６．２～４］
屋外（ ※ 25形　・　）　屋内（ ※ 19形　・ 25形）
・ 屋外の軒天井、ピロティ天井等
工法
1章 適用区分による風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔　・ 図示　・
周辺部の端からの間隔　・ 図示　・
野縁の間隔　・ 図示　・
既存の埋込みインサート　・ 使用する　・ 使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・ 行う（試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所　・　）
（確認強度　※改修標準仕様書6.6.4(1)(ｳ)による　・　）
・ 行わない

・ つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※ 図示　・
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※ 図示　・

・ 天井の下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※ 高さが６ｍを超える天井　・ 図示　・
補強方法　※「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成25年国土交通省告示第771号）第３第２項第二号に適合させる。
・ 図示
耐震性能
建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による

⑱ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　［６．７．３、４］［表６．７．１］
※ 改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※ 図示
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※ 改修標準仕様書6.7.4.(5)による　・

19 ビニル床シート

［６．８．２、３］

種類の記号	色柄	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＦＳ ・	・ 無地 ・ マーブル柄 ・ 柄物	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ・ 防滑性	※ 2.0 ・	

※接合部の処理（工法　※ 熱溶接工法　・　）　・ 突付け（施工箇所：　）
特殊機能
帯電防止　・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

20 ビニル床タイル

［６．８．２］

種類の記号	色柄	寸法	特殊機能	厚さ（mm）	備考
※ ＫＴ ・ ＴＴ　・ ＦＴ ・ ＦＯＡ　・ ＦＯＢ	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450 ・ 500×500	・ 帯電防止 ・ 防滑性	※ 2.0 ・ 2.5 ・ 3.0	

特殊機能
帯電防止　・ 帯電防止性能評価値（JIS A 1455）1.2以上～3.2未満
又は体積電気抵抗値（JIS A 1454）1×10^{7}～$1\times10^{10}\Omega$程度
・

㉑ 接着剤

［６．５．３、４］［６．８．２］［６．９．３］［６．１１．４、５］
接着剤は可塑剤（難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものとする。
ホルムアルデヒド放散量
※ 規制対象外　・
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・ 図示　・

22 ビニル幅木

［６．８．２］

材質の種類　※ 軟質　・ 硬質
高さ（mm）　・ 60　・ 75　・ 100
厚さ（mm）　※ 1.5以上　・

23 ゴム床タイル

［６．８．２］

種類　・ 単層品　・ 複層品
色柄　（　）
厚さ（mm）　・ 3.0　・ 4.5　・ 6.0　・ 9.0
寸法（mm）　（　）

24 カーペット敷き

［６．９．２、３］［表６．９．１］

・ 織じゅうたん

織り方	パイルの形状	帯電性	備考
・ ウィルトンカーペット ・ フェイストゥフェイスカーペット ・ アキスミンターカーペット	・ カットパイル ・ ループパイル ・ カット、ループ併用	・ 適用する ・ 適用しない	

色柄
※模様のない無地
パイル糸の繊維種等
※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）
織じゅうたんの接合方法
※ ヒートボンド工法　・ つづり縫い

・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長さ（mm）	工法	帯電性	備考
・ カットパイル	・ 5～7　・	※ 全面接着工法	・ 適用する	
・ ループパイル	・ 4～6　・	・ グリッパー工法	・ 適用しない	
・ カット、ループ併用	・			

タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆

・ タイルカーペット

パイルの形状	種類	施工箇所	寸法（mm）	総厚さ（mm）	備　考
※ ループパイル	※ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・ カットパイル	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	
・ カット、ループ併用	・ 第一種 ・ 第二種		※ 500×500	※ 6.5	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
タイルカーペットの敷き方　平　場　※ 市松敷き　・ 模様流し　・
階段部分　※ 模様流し　・ 市松敷き　・
見切り、押え金物の材質、種類及び形状　※ 図示　・
下敷き材　※ 反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・

25 合成樹脂塗床 ［6．10．2、3］

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床			※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床		・ 薄膜流しのべ工法 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			※ 平滑仕上げ

塗料のホルムアルデヒド放散量 ※Ｆ☆☆☆☆ ・

26 防じん用塗床

材料 水性アクリル系樹脂塗材とし、製造所の指定する製品とする
工法 製造所の指定する工法とする
なお、上塗りは２回塗りとし、総塗布量は０．２５ｋｇ／m2以上とする
仕上げの種類（ ※ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ）（ ※ 標準色 ・ ）
JIS K 5970に基づく塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆ ・

㉗ フローリング張り ［6．11．2～6］

単層フローリング

種類	工法	樹種	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・フローリング ボード１等	・ 釘留め工法（根太張り） ⓣ釘留め工法（直張り） ・ 接着工法	※ なら ・ ※ なら ⓣひのき ※ なら ・	15 ・12 ⓣ15 ・8 ・	・ ・ ・
・フローリング ブロック１等	・ 接着工法	※ なら ・	15	・

複合フローリング

種類	工法	樹種	種別	厚さ（mm）	間伐材等の適用
・天然木化粧複合 フローリング	・ 釘留め工法（根太張り） ・ 釘留め工法（直張り）	※ なら ・	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ※ Ｃ種	・ 15 ・ 12 ・ ・ 12 ・ ・ 12 ・	・
	・ 接着工法	※ なら ・	・ Ａ種 ・ Ｂ種 ※ Ｃ種	・ 12 ・ ・ 12 ・ ・ 12 ・	・

フローリング及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 改修標準仕様書6.11.2(2)による ・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※☆☆☆☆
接着工法の場合の裏面緩衝材 ※ 合成樹脂発泡シート
現場塗装仕上げ ・ 行う
※ ウレタン樹脂ワニス塗り
・ オイルステインの上、ワックス塗り
・ 生地のままワックス塗り
・ 行わない

㉘ 畳敷き ［6．12．2］

種別 ・Ａ種（畳表：・JS ・Ｊ１） ・Ｂ種
・Ｃ種（畳床：・PS-C20 ・PS-C25 ・PS-C30）
※Ｄ種（畳床：・KT-Ⅰ ・KT-Ⅱ ※KT-Ⅲ ・KT-K ・KT-N）

下地の種類 ・ 標準仕様書表12．6．1による床組
・ ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン ）
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：・C1 ・C2）

㉙ せっこうボードその他ボード及び合板張り ［6．13．2、3］

ＭＤＦ、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆
※標準仕様書19．7．2(2)(イ)の(a)～(d)のいずれか
合板の防虫処理の適用
・行う ・行わない

種 類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・ 硬質木毛セメント板	HW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・ 中質木毛セメント板	MW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・ 普通木毛セメント板	NW	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・
・ 硬質木片セメント板	HF	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・
・ 普通木片セメント板	NF	・ 30 ・
・ けい酸カルシウム板	0．8FK 1．0FK	タイプ 2（無石綿） ・ 6 ・ 8
・ 化粧けい酸カルシウム板	0．8FK 1．0FK	タイプ 2（無石綿） ・ 6 ・ 8 表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・
・ ロックウール化粧吸音板	DR	※ フラットタイプ（・ 9（不燃） ・ 12（不燃） ・ ） ・ 凹凸タイプ（・ 12（不燃） ・ 15（不燃） ・ ）
・ ロックウール吸音ボード1号	RW-B	・ 25 ・
・ グラスウール吸音ボード32K	GW-B	・ 25（ガラスクロス包） ・
ⓣ せっこうボード	GB-R	※ 12．5（不燃） ・ 15（不燃）
・ 不燃積層せっこうボード	GB-NC	9．5（不燃） 化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様）
・ シージングせっこうボード	GB-S	12．5 （※不燃 ・準不燃）
・ 強化せっこうボード	GB-F	・ 12．5 （不燃） ・ 15 （不燃）
・ せっこうラスボード	GB-L	9．5
・ 化粧せっこうボード （トラバーチン模様）	GB-D	9．5（準不燃）
ⓣ 普通合板		単板の樹種名： 生地、透明塗料塗り （ ※ ラワン程度 ・ ） 不透明塗料塗り （ ※ しな程度 ・ ）
		板面の品質（ ） 厚さ（mm）（ 5．5 ） 接着の程度（ ・ 1類 ⓣ 2類 ） 防虫処理（ⓣ 行う ・ 行わない）
・ 天然木化粧合板		樹種名（ ） 接着の程度（ ・ 1類 ・ 2類 ） 厚さ（mm）（ ） 防虫処理（ ・ 行う ・ 行わない）
・ 特殊加工化粧合板		化粧加工の方法（ ・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 接着の程度（ ・1類 ・ 2類 ） 厚さ（mm）（ ） 防虫処理（ ・ 行う ・ 行わない）
・ メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による厚さ （ ※ 1．2 ⓣ3．0 ）
・ ポリエステル樹脂化粧板		
・ ミディアムデンシティ ファイバーボード	MDF	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・
・ 単板張り パーティクルボード		・ 無研磨板 ＶＮ ・ 研磨板ＶＳ ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・

㉚ 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆ ［6．14．2、3］

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	塩化ビニル	プラスチック	無機質	その他	防火性能	備考
	・	ⓣ	・	・	・	・	ⓣ 不燃 ・準不燃 ・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・ 不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル・せっこうプラスター面の素地ごしらえの種別 ※ Ｂ種 ・
コンクリート面の素地ごしらえの種別 ※ Ｂ種 ・
せっこうボード面及びケイ酸カルシウム板面の素地ごしらえの種別 ※ Ｂ種 ・Ａ種

31 モルタル塗り ［6．15．3、5、6］

モルタル ※ 現場調合材料 ・ 既調合材料（材料 ）
既製目地材 ・ 設ける 施工箇所（ ） 形状（ ※ 図示 ・ ）
・ 設けない
床の目地 ・ 設ける（目地割り ※ ２ｍ2程度（最大目地間隔３ｍ程度 ・ ）
（種類 ※ 押し目地 ・ ）
・ 設けない
外装タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験
・ 適用する ・ 適用しない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25ｍｍを超える場合の下地処理
・図示による
建具回り等の充填モルタルに使用する防水剤
（品質・性能）
（試験方法）JIS A1404「建築用セメント防水剤の試験方法」による

項目	品質・性能
防水剤の種別	建築用のモルタルに用いるセメント防水剤
混合割合	セメント重量の5%以下
凝結及び安定性	（凝結時間）始発：1時間以上 終結：10時間以内 （安定性）収縮性、膨張性のひび割れ及びそりの有無について確認する。
曲げ及び圧縮強度比	防水剤を混入したもの、しないものの曲げ強度比及び圧縮強度比 70%以上
吸水比	防水剤を混入したもの、しないものの吸水比 95%以下
透水比	防水剤を混入したもの、しないものの透水比 80%以下 ただし、透水試験における水圧は、3．0×10^5ＰａとＬ1時間行う

32 タイル張り ［6．16．2～4］

伸縮調整目地の位置 床タイル（ ※ 縦、横とも4m以内ごと ・ 図示 ・ ）
床タイル以外（ ※ 図示 ・ ）
・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

耐滑り性：JIS A 1509-12（セラミックタイル試験方法―第12部：耐滑り性試験方法） で規定する C.S.R値は0.4～1.0とする。
標準的な曲がりの役物は一体成形とする
試験張り ・ 行う ※ 行わない
見本焼き ・ 行う ※ 行わない

壁タイル張りの工法
内装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り

既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	70．0%以上	長さ変化率	0．20%以下
単位容積質量	1．80ｋｇ/Ｌ以上	曲げ強さ	4．0N/mm2以上
接着強さ 標準時	0．60N/mm2以上		
接着強さ 温冷繰り返し後	0．40N/mm2以上		

（試験方法）
（１）試料の調製
製造業者の定める、正味質量と標準練り上がり量より換算して、所定量の試料を練り上げるのに要する材料と練り混ぜ水を計量して用意する。
練り混ぜは、JIS R5201「セメントの物理試験方法」の10.2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し、3分間練り混ぜて試料とする。
（２）保水率の試験方法
JIS R3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦150mm、横150mm、厚さ5mm）の上にJIS P3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Ａろ紙（直径11ｃｍ）をのせ、その中央部に真ちゅう製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ３mm）を設置し、（１）で調製した試料を平滑に詰込む。
その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当てて上下を逆さまにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。 60分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて、１mmの単位まで測定する。
試験は３回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率＝50／平均値×100 （注） 50：リング型わくの内径 mm
（３）単位容積質量の試験方法
JIS Ａ 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」に準ずる。

（４）接着強さ（標準時）の試験方法
イ）適用タイルが「モザイクタイル」の場合
（試験体の作製）JIS Ａ5371「プレキャト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板Ｎ―300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で調製した試料を厚さ5mmになるように塗付ける。直ちにJIS Ａ 5209「セラミックタイル」に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「50角ユニットタイル（外のり寸法約300mm×300mm）」を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）JIS Ａ6909「建築用仕上塗材」の7．10付着強さ試験に準じて行う。試験体をダイヤモンドカッターを用いて、タイル周辺に沿って下地板に達するまで切り込みを入れ、シ樹脂接着剤で鋼製アタッチメントを接着し、引張試験機を用いて接着強さエポキ試験を行う。なお、接着強さの測定箇所は、試験体の中からまんべんなく5箇所を選び抜き取る。
（全てが0．6N/mm2以上を確保していること）
また、試験後の部材破断位置の表示を下記の中から選び明記する。
Ｔ ：タイルの母材破断 ＭＧ：既調合モルタルと下地板の界面破断
ＴＭ：既調合モルタルとタイルの界面破断 Ｇ ：下地板の母材破断
Ｍ ：既調合モルタルの母材破断
ロ）適用タイルが「小口タイル・二丁掛けタイル」の場合
（試験体の作製）JIS Ａ5371「プレキャト無筋コンクリート製品」に規定する普通平板Ｎ―300を下地板とし、表面をサンドペーパーを用いて軽く研磨した後、水湿しを行い直ちに（１）で 調製した試料を厚さ7mmになるよう塗付ける。直ちに JIS Ａ 5209「セラミックタイル」 に規定するタイルで押出し又はプレス成形による施ゆうの「小口タイル 108mm×60mm×12mm」を4枚2列、計8枚を圧着する。その後、28日間、温度20±2℃、湿度80%以上の状態で湿空養生を行い、これを試験体とする。
（試験方法）「モザイクタイル」の場合と同様に行う。

（５）接着強さ（温冷繰返し後）の試験方法
（試験体の作製）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々（４）接着強さ（標準時）の試験方法の「試験体」と同様とする。
（温冷繰返し試験）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々JIS A6909「建築用仕上塗材」に規定する7．11温冷繰返し試験に準じて行う。
試験の手順は、試験体を20±2℃の水中に18時間浸せきした後、直ちに－20±2℃の恒温器中で3時間冷却し、次いで50±3℃の別の恒温器中で3時間加温し、この24時間を１サイクルとする操作を10回繰返した後、試験室に2時間静置し、ひび割れ及び膨れの有無を目視によって調べる。
（温冷繰返し後の接着強さ試験方法）「モザイクタイル」及び「小口タイル・二丁掛タイル」とも、各々温冷繰返し試験完了後の試験体を標準状態で2日間静置養生した後、標準時の接着強さ試験方法と同様に行う。（全てが0．4N/mm2以上を確保していること）
（６）長さ変化率の試験方法
JIS Ａ6203「セメント混和用ポリマーディスパージョン及び再乳化形粉末樹脂」9．9 長さ変化率に準ずる。
（７）曲げ強さの試験方法
JIS Ａ6916「建築用下地調整塗材」の7．11 曲げ強さ試験に準ずる。
試験室の状態：試験室は温度20±2℃、湿度65±10%とする。

既調合目地材
（品質・性能）

項目	品質・性能	項目	品質・性能
保水率	30．0%以上	吸水量	50g以下
長さ変化率	0．2%以下（収縮）	単位容積質量	1．80ｋg/Ｌ以上

（試験方法）
（１）試験の条件
試験室は、温度20±2℃、湿度65±5% RHの標準状態とする。また、試験に使用する材料、器具などを、予め24時間以上標準状態に置いた後使用する。
（２）試料の調整
正味質量と標準練り上がり量より、1．0～1．2Ｌの試料を練り上げるのに要する材料に相当する量を計算して用意し、さらに標準加水量より用意した材料に相当する量の練り混ぜ水を計算して用意する。 練り混ぜは、JIS Ｒ 5201「セメントの物理試験方法」11．2に規定する練り混ぜ機を使用し、練りばちに用意した水を入れ、撹拌しながら30秒間に材料を投入し3分間練り混ぜて試料とする。
（３）保水性（ろ紙法）
JIS Ｒ 3202「フロート板ガラス及び磨き板ガラス」に規定する磨き板ガラス（縦200mm、横200mm、厚さ5mm）の上にJIS Ｐ 3801「ろ紙（化学分析用）」に規定する5 Ａろ紙（直径18．5ｃｍ）をのせ、その中央部に真鍮製リング型わく（内径50mm、高さ10mm、厚さ3mm）を設置し、２）で練り混ぜた試料を金ベらで平滑に詰め込む。その後、直ちにリング型わく上部にガラス板を当て上下を逆さにし、ろ紙部分が上部になるようにして静置する。
10分後にろ紙へにじみ出した水分の広がりが最大と認められた方向とこれに直角な方向の長さをノギスを用いて１mmまで測定する。 試験は3回実施し、その平均値を用いて次式により保水率を求める。
保水率（%）＝50／平均値×100 注）50：リング型わくの内径（mm）
（４）単位容積質量
（２）で練り混ぜた試料を、JIS Ａ 1171「ポリマーセメントモルタルの試験方法」の6．4に規定する方法で求める。
（５）長さ変化率
（２）で調整した試料を用いてJIS Ａ 1171の7．8長さ変化率試験に従って行う。
（６）吸水量
（２）で調整した試料を用いてJIS Ａ 1404「建築用セメント防水剤の試験方法」7．5に規定する方法で24時間の吸水量を求める。試験体数は3個とし、その平均値とする。
有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状/寸法（mm）	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ Ｆ☆☆☆☆ ・

33 セルフレベリング材塗り ［6．17．2、3］

塗厚（mm） ※10mm程度 ・

① 材料
屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ［7．1．3］
※ Ｆ☆☆☆☆ ・
防火材料 ※ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・ 次の箇所を除き防火材料とする（ ・ ）
塗替え種別がＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲 ［7．2．1～7］
※ 劣化部分は除去し、活膜部分は残す ・

② 下地調整、素地ごしらえ
下地調整、素地ごしらえ

下地面の種別		塗替え 下地調整の種別	新規 素地ごしらえの種別	ひび割れ部の補修
木部	不透明塗装塗りの場合	・ＲＢ種 ・	※Ａ種 ・Ｂ種	―
木部	透明塗装塗りの場合		・Ａ種 ※Ｂ種	
鉄鋼面（ＤＰ以外）		※ＲＢ種 ・	※Ｃ種	―
鉄鋼面（ＤＰ）		※ＲＢ種 ・	※Ｂ種	―
亜鉛めっき面（鋼製建具等以外）		※ＲＢ種 ・	・Ａ種 ・Ｂ種	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）		※ＲＢ種 ・	※Ｂ種	―
モルタル面、せっこうプラスター面		※ＲＢ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ以外）		※ＲＢ種 ・	※Ｂ種	・行う
ＡＬＣパネル				
押出成形セメント板面（ＤＰ）		・RA種 ・RB種 ・RC種	・Ａ種 ・Ｂ種	・行う
コンクリート面（ＤＰ）		・ＲＢ種 ・ＲＣ種	※Ａ種	・行う
せっこうボード面、その他ボード面		※ＲＢ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種	―

3 錆止め塗料塗り ［7．4．2、3］

錆止め塗料塗りの種別

塗 装 面			塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	ＳＯＰ	新規見え掛り	・As種	※Ａ種 ・
		新規見え隠れ	・As種	※Ｂ種 ・
		塗替え	・As種	※Ｃ種 ・
	ＥＰ－Ｇ	新規見え掛り	・As種 ※Bs種	※Ａ種 ・
		新規見え隠れ	・As種 ※Bs種	※Ｂ種 ・
		塗替え	・As種 ※Bs種	※Ｃ種 ・
	ＤＰ	新規	7．4．2(1)(イ)(a)による	・Ａ種 ・
		塗替え	7．4．2(1)(イ)(b)による	・Ａ種（下地調整RA種） ・Ｂ種（下地調整RB種） ・Ｃ種（下地調整RC種）
亜鉛めっき鋼面	ＳＯＰ	新規鋼製建具等	※Az種 ・Bz種	※Ａ種 ・
		新規その他	※Bz種	※Ｂ種 ・
		塗替え	※Az種 ・Bz種	※Ｃ種 ・
	ＥＰ－Ｇ	新規鋼製建具等	・Cz種	※Ａ種 ・
		新規その他	・Cz種	※Ｂ種 ・
		塗替え	・Cz種	※Ｃ種 ・
	ＤＰ	新規	・Bz種	―
		塗替え	・Bz種	―

［7．5．2～7．12．2］

4 仕上げ塗料塗り

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り（ＳＯＰ） 塗料の種類 ※１種 ・２種	木部屋外	※Ｂ種 ・	※Ａ種 ・
	木部屋内	※Ｂ種 ・	※Ｂ種 ・
	鉄鋼面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	※Ｂ種 ・	※Ｂ種 ・
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	※Ａ種 ・	※Ｂ種 ・
・クリアラッカー塗り（ＣＬ）	木部	・Ａ種 ※Ｂ種	・Ａ種 ※Ｂ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（ＮＡＤ）		・Ａ種 ※Ｂ種	・Ａ種 ※Ｂ種
・耐候性塗料塗り（ＤＰ）	鉄鋼面 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	―	―
	亜鉛メッキ鋼面 上塗り等級 ・1級 ・2級 ・3級	―	―
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A－1種 ・A－2種 ・B－1種 ・B－2種 ・C－1種 ・C－2種	・Ａ－１種 ・Ｂ－１種 ・Ｃ－１種
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ－Ｇ）	コンクリート面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種
	モルタル面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ・Ｂ種
	せっこうプラスター面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ・Ｂ種
	せっこうボード面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ・Ｂ種
	屋内木部	※Ｂ種 ・	※Ａ種 ・
	屋内鉄鋼面	※Ｂ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種
	屋内亜鉛めっき面	※Ａ種 ・	※Ａ種 ・Ｂ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り（ＥＰ）		※Ｂ種 ・	・Ａ種 ※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り（ＵＣ）		・Ａ種 ※Ｂ種	・Ａ種 ※Ｂ種
・ステイン塗り ・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り（ＯＳ）			
・木材保護塗料塗り（ＷＰ）		・Ａ種 ※Ｂ種	・Ａ種 ※Ｂ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め
※ Ｂ種又はC種の場合は改修標準仕様書表7．9．1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
※ Ｂ種又はC種の場合は改修標準仕様書表7．10．1の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする
・ 高日射反射率塗料塗り
下地調整（改修標準仕様書表7．2．2） ・ ＲＡ種 ※ ＲＢ種 ・ ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量（ｋg/m2）
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリアラッカー塗りＡ種の工程２の着色
・適用しない ・適用する（着色剤：・溶剤形着色剤 ・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色
・適用しない
・適用する（着色剤：・ 油性顔料着色剤 ・ 溶剤形顔料着色剤）
オイルステイン塗りの工程等 ・

⑧ 耐震改修工事
特記仕様書（構造関係）による

⑨ 環境配慮改修工事

① 石綿含有建材の除去工事

［９．１．１、３～５］

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速１ｍ／ｓ以下の位置　・計　点
※	測定６		処理作業室外 ・施工区画周辺　・敷地境界	・計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・計　点
・	測定８	処理作業後	処理作業室内	・計　点
・	測定９	（シート撤去後１週間以降）	調査対象室外部の付近	・計　点

測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS K 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4　・測定5　・測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

石綿含有建材の処理
・ 石綿含有吹付け材の除去（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）
除去対象範囲　※ 図示　・
除去工法　※ 改修標準仕様書9.1.3(2)(ｱ)による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

・ 石綿含有保温材等の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第２種を含む）
除去対象範囲　※ 図示
除去工法　※ 原形のまま、手ばらし　・ 破砕して除去
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板等けい酸カルシウム板第１種の切断、破砕等による除去
除去対象範囲　※図示
隔離養生（負圧不要）方法　・図示
足場　・図示
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第１種の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有成形板の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第1種の手ばらしによる除去を含む）
除去対象範囲　※図示
養生　・ 行う　・行わない

除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）

・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
下記以外は、改修標準仕様書9.1.1及び9.1.2による
除去工法　・
※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法
・ 集じん装置併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度）
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用）
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度）
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上）
・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
除去対象範囲　※ 図示
作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う
試験施工　※ 行わない　・ 行う
養生方法　・
除去した石綿含有仕上塗材の処分
⊙ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分
※ 改修標準仕様書9.1.3(3)による　・
確認及び後片付け　※ 改修標準仕様書9.1.3(4)の(ｱ)、(ｲ)、(ｳ)及び(ｵ)による

石綿含有建材除去後の仕上げ工事　※ 図示　・

2 外断熱改修工事

断熱材　［９．２．１～４］
断熱材の種類（　　）、断熱材の厚さ（　　mm）
施工箇所　・図示　・
ホルムアルデヒド放散量　※ Ｆ☆☆☆☆　・
外装材

種類	防火性能	備考
・		

既存外壁の処置
既存外壁仕上材の撤去　・ 行う　・ 行わない
下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない
欠損部がある場合の改修工法　※ ４章外壁改修工事による　・

工法
1章　適用区分による風圧力（　・１　・１.15　・１.3）倍の風圧力に対応した工法
不陸等の下地調整　・図示　・
通気層の有無　・ あり（　　mm）　・ なし
断熱材、外装材の施工及び外装材の外壁への取付け
※ 断熱材及び外装材製造所の仕様による　・

3 断熱・防露改修工事

［９．３．２～４］

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒト放散量
※ Ｆ☆☆☆☆　・
・ 断熱材打込み工法

種類		厚さ（mm）	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・ 25　・	・
※ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）	※ ２種ｂＡ	※ 25　・	※ 外壁
	・ ３種ｂＡ	※ 25　・	※ スラブ
	・ ３種ｂＣ	・	・
	・ ３種ｂＤ	・	・
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		・ 25　・	・
・ フェノールフォーム断熱材		・ 25　・	・

施工箇所の詳細は、仕上表及び図示による

・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※ Ａ種１　・ Ａ種１Ｈ
吹付け厚さ（mm）　・ 25　・ 30　・
施工箇所　※ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・ 図示

現場発泡断熱材
（品質・性能）

項目	品質・性能
難燃性	下記のいずれかによっていること （１）JIS Ａ 1321「建築物の内装材及び工法の難燃性試験方法」による難燃2級表面加熱試験又は難燃3級表面加熱試験に適合していること。 （２）法定準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している発熱性試験（コーンカロリー試験）に適合していること。
発熱性	準不燃材料試験の加熱時間は10分、難燃材料試験の加熱時間は5分において次の （１）～（３）に適合していること。 （１）総発熱量が8ＭＪ／ｍ2以下であること。 （２）防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。 （３）最高発熱速度が、10秒以上継続して200ＫＷ／ｍ2を超えないこと。

（試験方法）
（１）原液試験（原液粘度試験）
JIS K 7117-1「プラスチック－液状、乳濁状又は分散状の樹脂－ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法」による。
（２）発泡品試験
１）試料の作製は、JIS Ａ 9526「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の6.2.1による。
２）試料の状態調節は、JIS Ａ 9526の6.2.2による。また、試験片の作製はJIS Ａ 9526の6.2.3による。
３）試験場所は、JIS Ａ 9526の6.2.4による。
４）圧縮強さ試験は、JIS Ａ 9526の6.2.5による。
５）熱伝導率試験は、JIS Ａ 9526の6.2.6による。
６）接着強さ試験は、JIS Ａ 9526の6.2.7による。
７）透湿率試験は、JIS Ａ 9526の6.2.8による。
（３）難燃性の試験は、下記のJIS Ａ 1321に規定する表面試験及び発熱性試験による。
１）難燃性の試験については、JIS Ａ 1321に規定する試験方法に準じる。
２）発熱性試験は、建築基準法に基づく指定性能評価機関が準不燃材料、難燃材料の評価方法に使用している試験方法に準じる。

・ 断熱材後張り工法
断熱材の種類（　　）
断熱材の厚さ（　　mm）
・ 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル（材質　　厚さ　　mm）
・ 張り付け工法
断熱材の張り付け工法　・
断熱材へのボードの張り付け工法　・

4 屋上緑化改修工事

植栽基盤及び材料　［９．４．２～４］
屋上緑化軽量システム　・ 適用する　・ 適用しない
芝及び地被類の種類等　※ 図示　・
見切り材、舗装材、排水穴、マルチング材等　※ 図示　・

（品質・性能等）

項目	品質・性能
透水、排水層等構成材の主要材質	合成樹脂等で耐腐食性及び耐久性のあるものであること。（保水層を有する場合は、保水層共）
透水層	目詰まりにより植物の生育に支障を生じることがなく、植え込み用土を流出させない構造であること。
排水層	植物の生育に必要な排水性能を持ち、通気性及び植込み土壌を支え、流出しない構造をもつこと。
排水層の鉛直方向の排水性能	240Ｌ／ｍ2・ｈ以上
耐荷重性能（排水層の許容圧縮強度）	3×10^{5}Ｎ／ｍ2以上の載荷重で破損・有害な変形がないこと。また、一般メンテナンス時の上部歩行に際し破壊しないこと。
耐根層	重ね合わせ部を含め、クマザサ等の地下茎伸長力の強い植物に対して３年以上の耐根性能（貫通防止能力）を有し、かつ、耐腐食性及び耐久性のあるもの。
耐根層保護層	材質は、合成樹脂等とし、耐腐食性及び耐久性を有し、かつ、施工中及び施工後の耐根層を保護できること。ただし、耐根層を保護コンクリート（絶縁シートも含む）の下に設ける場合は省略することができるものとする。

（試験方法）
（１）排水基盤の耐荷重性能
（イ）3×10^{5}Ｎ/m2の等分布荷重による加圧試験を行ない、排水層及び耐根層等に有害な変形・破壊の起きないことを確認する。また、その時の圧縮応力に対する歪み（%）を測定する。（保水層を有する場合は保水層も対象とする。）
（ロ）試験体は耐根層から透水層までを通常使用状態にセットした3体とする。
加圧速度は10mm／ｍｉｎ以下とする。

1章 適用区分による風圧力の（　・１　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　・ 設置する（種類　・　　）
既存保護層の撤去　・ 行う　・ 行わない

新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※ 引き渡しの日から1年　・

5 透水性アスファルト舗装改修工事

［９．５．２～５、９］

下記以外は、１０章その他による

既存舗装の撤去及び再利用　※ 図示　・

⑩ その他

1 フリーアクセスフロア

（２０．２．２）

構法	・ 置敷式	・ 支柱調整式
所定荷重	・ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ	・ 3,000Ｎ　・ 5,000Ｎ
耐震性能	・ 1.0Ｇ　・ 0.6Ｇ	・ 1.0Ｇ　・ 0.6Ｇ
パネル寸法（mm）	・500×500　・	・500×500　・
高さ（mm）		
表面仕上材	・ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル	・ タイルカーペット ・ 帯電防止床タイル
施工箇所	※ 図示	※ 図示

寸法精度
※ 標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による　・
帯電防止性能
・評価値（Ｕ）≧0.6以上　・評価値（Ｕ）≧1.2以上
感電防止性能
※　漏えい抵抗（Ｒ）≧１×10^6Ω
スロープ及びボーダー　※ 製造所の仕様による　・ 図示
配線用取り出しパネル
フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合　※ 製造所の仕様による　・ 20～30パーセント
配線取り出し開口　※ 製造所の仕様による
・ パネル枚につき、40mm×80mm程度の開口１箇所以上
空調用吹き出し（吸い込み）パネル　・ なし　・ あり（形式、施工箇所：※ 図示　・　　）

（性能）
標準仕様書20.2.2によるほか以下による。
（１）耐震性能
（イ）固定台試験による耐震性能（設計床高さ　H=300を超え、600mm以下の場合）

項目	性能
①ベースプレート又はアンカーが耐力に達したとき又はコンクリート接着面が剥離したとき	水平荷重の1/2が下記の＜適用地震時水平力＞以上
②上記①以外の部分が耐力に達したとき	水平荷重の1/1.5が下記の＜適用地震時水平力＞以上
③適用地震時水平力（0.6Ｇは1.0Ｇ）を加力した時の支柱頂部の変位	構造床面からの高さの1/50以下

＜適用地震時水平力＞
3,000Ｎ 0.6タイプ 支柱一本が負担する床加重
［（m2当り自重+3,000Ｎ）/m2当りの支柱本数］×0.6
3,000Ｎ 1.0タイプ 支柱一本が負担する床加重
［（m2当り自重+3,000Ｎ）/m2当りの支柱本数］×1.0
5,000Ｎ 0.6タイプ 支柱一本が負担する床加重
［（m2当り自重+5,000Ｎ）/m2当りの支柱本数］×0.6
5,000Ｎ 1.0タイプ 支柱一本が負担する床加重
［（m2当り自重+5,000Ｎ）/m2当りの支柱本数］×1.0
ロ）振動試験による耐震性能（設計床高さ≦300mmの場合のみ）
パネルの脱落や使用上又は避難上支障をきたす損傷、ゼリ上がり、陥間及び水平移動しない。及び水平移動がない。
（２）歩行感
通常の歩行において空洞音やがたつきがなく、歩行感に違和感がない
（３）メンテナンス性
交換が必要な部品については交換できるよう設計されている。
構造、形状は配線の変更及び増設に対して支障がないこと。

（試験方法）
（１）耐震性能
１）設計床高さ≦300mmの場合
試験体ユニット1000mm×2500mm程度
所定の重りの質量　3000Ｎ：200ｋｇ　5000Ｎ：350ｋｇ
加振　0.6：所定加速度600ｃｍ／S2　1.0：所定加速度1000ｃｍ／S2
２）300mm＜設計床高さ≦600mmの場合
①固定台による耐震性能試験
イ、支柱調整式－支柱分離型・支柱固定タイプの全てのタイプ共、下記の試験方法－１又は、試験方法－２による。
ロ、原則として、試験方法－１はパネル単体設置（Ａタイプ）に適用し、試験方法－２はパネル連結設置（Ｂタイプ）に適用するものとする。
②試験方法－１
イ、試験は、コンクリート（JIS Ａ 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類：Ｎ300）に接着した支柱の頂部に対し、水平方向に適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、　各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。
ロ、加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。試験体数は、３個とする。
③試験方法－２
イ、試験は、コンクリート（JIS Ａ 5371プレキャスト無筋コンクリート製品　種類：Ｎ300）に接着した数ユニットの支柱の頂部に対し、水平方向に数ユニット分相当の、適用地震時水平力及び水平最大耐力まで加力し、各測定点における水平力、支柱頂部の変形量を測定する。加力方向は、支柱要素に対して最も不利な方向とする。
ロ、最終的に水平力を支持する支柱の本数で除した値を、支柱１本当たりの水平力とする。又、800mm×800mmに荷重板1,920Ｎ（3,000Ｎ／１m2 相当）、3,200Ｎ（5000Ｎ／１m2相当）を１個所設ける。試験体数は１セットとする。
④零点補正及び測定記録
試験体と試験機の隙間等を除去するため、始めに適用地震時水平力の1／2程度の水平力を加力した後、速やかに除荷して“０”にした状態を零点とする。又、水平力による各測定点の荷重及び変形曲線を測定し記録する。
３）共通事項
試験に使用する表面仕上げ材
種類：タイルカーペット　繊維素材：ナイロン100 %
パイル形態：ループパイル
パイル長：3.0mm～4.0mm　パッキング素材：塩化ビニル樹脂
全厚：6.0mm～7.0mm　単位質量：4.0ｋｇ/m2～6.0ｋｇ/m2
人体耐電圧：２KV以下

2 表示

（２０．２．１１）

案内用図記号はJIS Ｚ 8210による。
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等
※ 図示　・

3 ブラインド

（２０．２．１４）

形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅（mm）	ボックス・レールの材種	幅・高さ・取付箇所
・横形	※手動	※ギア式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製	※ 25 ・	※鋼製 ・	※図示 ・
	・電動	―				
・縦形	※手動	※２本操作コード式 ・１本操作コード式	※アルミスラット ・クロススラット	・ 80 ・ 100	アルミニウム合金製	※図示 ・
	・電動	―				

アルミスラットの材質　焼付け塗装仕上げ
クロススラットの材質　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工

4 ロールスクリーン

（２０．２．１５）

材種	操作方式	遮光性能	寸法（mm）	取付箇所	備考
・ ガラス繊維製 ・ 合成・天然繊維製 ・ 木製	・ 電動式 ・ スプリング式 ・ チェーン式 ・ コード式	・ １級 ・ ２級 ・ ３級 ・	※ 図示 ・	※ 図示 ・	

スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの

5 カーテン

（２０．２．１６）

形式	開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考	
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・プレーンひだ		※図示 ・	・暗幕

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※　300mm以上
カーテン用付属金物
フック（ひるかん）
※　鋼製　・樹脂製

6 カーテンレール

（２０．２．１６）

材料による区分　※ アルミニウム又はアルミニウム合金の押出し成型材
・ ステンレス製
強さによる区分　※ 10-90　・
仕上げ　※ アルマイト　・
形状　※ 角形　・

7 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　・ 90×150　・ 120×80　・ 120×150　・ 150×80　・ 図示
材質　・ 集成材（仕上げ：　　）
・ アルミニウム製　押出し型材（市販品）
表面処理　・ BC-1　・ BC-2（※標準色（　　）　・ 特注色（　　））
・ 鋼製（仕上げ：　　）

⑧ 天井点検口

材種	寸法（mm）	形式		外枠	内枠
※ アルミニウム製	※ 450×450 ・ 600×600	※ 一般形	・ 屋内外用 ※ 屋内用	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ	※ 額縁タイプ ・ 目地タイプ
・	・	・ 気密形			

（品質・性能）
内外枠の材質　アルミニウム製
JIS Ｈ 4100 A6063S-5又は同等の性能を有するもの
表面処理　陽極酸化皮膜JIS Ｈ 8601 (AA6)又は同等の性能を有するもの
（外部に用いる場合は、JIS Ｈ 8602のB種又は同等以上の性能を有するもの）
内枠及び外枠のコーナーピース
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
外枠の取付け金物
鋼板に亜鉛めっき等の防錆処理を行ったもの又は同等の性能を有するもの
内枠の仕上げ材留付金物
アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材、亜鉛めっき鋼板又は同等の性能を有するもの
耐久性能（繰り返し開閉試験）
（１）300回の繰返し開閉試験後、内蓋の垂れ下がりが、0.5mm以内とする。
（２）開閉試験後、使用上支障をきたす異常がないこと。
枠の寸法許容差　±0.5mm以内
外枠と内枠のクリアランス　片側2.0mm以内
（試験方法）
内蓋（内枠）の繰り返し開閉試験
（１）試験体は一般事務用とし、枠見込み40mm程度のものとする。
吊り金物は、外枠を天井下地取付用補強材に直接留付ける方式（天井ボードなどの仕上材を挟んで固定しない方式）とする。標準仕様書14章4節により製作した試験体固定用天井下地開口補強に試験体の天井点検口450mm×450mmを吊り金具4箇所にて各メーカー仕様に従い取付ける。なお、野縁の種類は、19形とし仕上げ材は、せっこうボード厚さ9.5mm（JIS Ａ 6901「せっこうボード製品」のGB－Rの難燃2級又は発熱性２級以上）二重張りとする。
（２）試験は、内蓋を閉じた状態から自由開放状態にする動作を繰り返し行う。
（３）測定は、上記繰り返し試験を300回行い、試験後の内蓋の垂れ下がり寸法を測定する。

9 床点検口

材種	寸法（mm）	形式		備考
・ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ 鋼製	・ 450×450 ※ 600×600 ・	・ 一般形 ・ 密閉形	・ 屋内外用 ・ 屋内用	・ 鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
（品質・性能）

⑩ その他

（品質・性能）

項目		材質等
受け枠材および蓋枠材	屋内外用	【アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合】
	材質	JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材」に規定するA6063S-T5、またはこれと同等の性能を有するもの。
	表面処理	JIS H 8602「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合被膜」のB又はJIS H 8601「アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化被膜」に規定するAA15、もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		【ステンレス鋼板の場合】
	材質	JIS G 4305「冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1またはこれらと同等の性能を有するもの。
	屋内用	【アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合】
	材質	屋内外用に同じ。ただし、その他の構成材（底板、補強材、コーナーピース等）は、屋内用の材質のものとする。
	表面処理	屋内外用に同じ。
		【ステンレス鋼板の場合】
	材質	屋内外用に同じ。
		【鋼板の場合】
	材質	鋼板又はJIS G 3313「電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。
	防錆処理	JIS G 3313又は鋼板等に標準仕様書表18.3.1及び表18.3.2の錆止め塗料塗り等の防錆処理を行ったもの。
	二重蓋の場合の中蓋用	【アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材の場合】
	材質	屋内外用又は屋内用に同じ。
	表面処理	屋内外用又は屋内用に同じ。
		【ステンレス鋼板の場合】
	材質	屋内外用又は屋内用に同じ。
		【鋼板の場合】
	材質	屋内用に同じ。
	表面処理	屋内用に同じ。
		【鋳鉄製の場合】
	材質	JIS G 5501「ねずみ鋳鉄品」に規定するFC150、FC200。
		【上記以外の場合】
	材質	塩化ビニル樹脂製等
目地材		【黄銅製の場合】
	材質	JIS H 3100「銅及び銅合金の板及び条」に規定するC2600、C2720、C2801又はJIS H 3250「銅及び銅合金の棒」に規定するC3602、C3604もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		【ステンレス鋼板の場合】
	材質	JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1またはJIS G 4308「ステンレス鋼線材」に規定するSUS304もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
底板材、受け枠材、蓋枠材のコーナーピース、底板補強材	屋内外用	【ステンレス鋼板の場合】
	材質	JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1L、SUS443J1またはJIS G 4308に規定するSUS304もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		【アルミニウム鋼板の場合】
	材質	JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び及び条」に規定するA1100P-H24または同等の性能を有するもの。
	表面処理	JIS H 8602に規定するBまたはJIS H 8601に規定するAA15もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
		【ステンレス鋼板またはアルミニウム板以外の場合】
		充填用は、補強材及びコーナーピースの脚がモルタル内に埋め込まれる場合は、鋼板も可とする。
	屋内用	【ステンレス鋼板の場合】
	材質	JIS G 4305に規定するSUS304、SUS430J1LまたはSUS443J1もしくは同等の性能を有するもの。
		【鋼板の場合】
	材質	鋼板はJIS G 3313に規定する鋼板にメラミン樹脂焼付塗装等の防錆処理を行ったもの。またはこれと同等の性能を有するもの。
	防錆処理	JIS G 3313または鋼板等に標準仕様書表18.3.1および表18.3.2の錆止め塗料塗等の防錆処理を行ったもの。もしくはこれらと同等の性能を有するもの。
パッキン材		塩化ビニル系ゴム、軟質塩化ビニル、クロロプレン、スポンジラバー、エチレンプロピレン等外枠と蓋枠の材質、形状に適する弾力性及び密着性を有するもの。
アンカー材		鋼板に電気亜鉛めっき又は防錆塗装を行ったもの。又は同等の防錆性能を有するもの
取手		黄銅鋳物製、黄銅製、アルミニウム押出形材・合金鋳物製、ステンレス鋼鋳鋼品、ステンレス鋼材製等の堅牢な材質のもの。ステンレス鋼材、アルミニウム押出形材等で被覆した合成樹脂製のものは、衝撃による変形・割れが生じない構造のもの。
錠		黄銅製、ステンレス鋼製、亜鉛合金製（クロムめっき）の類。

品質

項目	品質等
構造	1．加工は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部に目違い・ずれ・隙間等がない構造であること。 2．組立は、受け枠・蓋枠とも四隅の接続部を溶接接合および留付補強材等により留付けた堅牢な構造であること。 3．閉鎖状態において蓋枠と受け枠に面外の目違いのない構造であること。又蓋と受け枠の接触部は、歪みがなく歩行等に際してがたつきその他の支障が生じない構造であること。 4．錠付きの場合の施錠・開錠は、鍵または開閉用ハンドル式とする。 5．アンカーは、四周均等かつ堅固に固定できる位置にあること。
許容差	製品の許容差 受け枠基準寸法　600mm角程度まで 受け枠寸法の許容差　±0.5mm 蓋枠寸法の許容差　±0.5mm 受け枠と蓋枠のクリアランス　片側2.0mm以内

性能

蓋の耐荷重性能

イ）加圧する加重値Pn=1,000N

ロ）蓋中央部の残留たわみが点検口の有効径の0.08%以内

ハ）受け枠・蓋その他に使用上の支障がないこと

ニ）破壊荷重が、加圧荷重値Pnの２倍以上

（試験方法）

耐荷重試験

（１）試験体

試験体は、受け枠・蓋枠ともアルミニウム製を含む場合は、アルミニウム製（目地材にステンレス製等を使用したもの可）を優先する。また、仕上げ材を張付けないもの（底板面）とする。

イ）貼物用とし、600mm角程度とする。

ロ）枠見込みは40mm以下とし、蓋の底板は単層の製品で、補強材は各製品のうち断面係数が小さいものとする。また、材質、厚さ、形状及び位置は、常時生産品とする。

（２）試験

イ）試験は、蓋枠の四周を支持させ、蓋の中央部にφ50mmの加圧板を設置し、加圧する。

ロ）本試験前に200Nを加圧した後、本試験を行う。

ハ）本試験は、1,000Nで加圧、荷重除去を３回繰り返し行った後、その後試験体が破壊する（終局荷重）まで加圧する。

⑩ 手すり

材質	表面仕上げ	直径（mm）	取付箇所
・ 集成材	・ クリアラッカー　・	・ 35　・ 45　・	
・ ステンレスパイプ	・ ＨＬ程度　・		
・ 鋼製パイプ	・ ＳＯＰ　・ ＥＰ－Ｇ		
・ ビニル製ハンドレール			

⑪ 天井見切り縁等　壁及び下がり壁と天井の取合いの見切縁（天井見切縁、下がり壁見切縁）の材種

・ アルミニウム既製品　　・ ビニル既製品

12 視覚障害者用床タイル（視覚障害者誘導用ブロック）　（１１．２．２、１９．２．２）

施工箇所		種類	寸法（mm）	厚さ（mm）
屋内		・ 塩化ビニル製	※ 300×300　・	・ 7.0　・
		・ セラミックタイル	※ 300×300　・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300　・	・
		・ コンクリート製		
屋外		・ セラミックタイル	※ 300×300　・	・
		・ レジンコンクリート製	※ 300×300　・	・
		・ コンクリート製		

突起の形状、配列及び寸法は JIS T 9251による

13 鉄筋　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（５．２．１）（表５．２．１）

種類の記号	呼び名	備考
※ ＳＤ２９５Ａ	※ Ｄ１６以下	
※ ＳＤ３４５	※ Ｄ１９以上	

14 溶接金網　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（５．２．２）

種類	網目寸法、鉄線の径（mm）	備考
※ 溶接金網		
・ 鉄筋格子		

15 鉄筋の継手及び定着　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（５．３．４）

鉄筋の継手の方法等

※ 重ね継ぎ手

・

鉄筋の重ね継手の長さ

※ ４０ｄと標準仕様書表５．３．２の重ね継手の長さのうち大きい値とする

・

鉄筋の定着長さ

※ 柱に取り付ける梁の引っ張り鉄筋の直線定着長さは４０ｄ以上とし、それ以外は標準仕様書表５．３．４による

・

機械式定着工法

・適用する

適用箇所　　・ 図示による　　・

種類　　・摩擦圧接接合　　・螺合グラウト固定　　・嵌合グラウト固定

16 コンクリートの気乾単位容積質量による種類及び強度等　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．２．１～４）

※ 普通コンクリート

設計基準強度（Ｆｃ）［Ｎ／mm2］	スランプ（ｃｍ）	適用箇所
※ ２４ ・	※ 標準仕様書表6.2.2による ・	※ コンクリート全て（無筋コンクリートを除く） ・

17 セメント　種類　（６．３．１）

※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種

・ 高炉セメントＢ種

・ フライアッシュセメントＢ種

18 型枠　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．８．２）

せき板の材料　※ 合板　厚さ（ ※ １２mm　・　）

・ メッシュ型枠

・ 断熱材を兼用した型枠　厚さ２５mm以下かつ熱抵抗値１ｍｈ℃／ｋＣａｌ以上

19 無筋コンクリート　８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による　（６．１４．１）

種　類	設計基準強度（Ｆｃ）［Ｎ／mm2］	スランプ（mm）	施　工　箇　所
※ 普通コンクリート ・	※ １８ ・	※ １５ ・	※ 標準仕様書6.14.1(4)(ｱ)～(ｶ)による ・

種類

※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又はフライアッシュセメントＡ種

・ 高炉セメントＢ種

・ フライアッシュセメントＢ種

20 床コンクリート直均し仕上げ　（８．１．４）（表８．１．５）

仕上げの平たんさは、図示以外は下記による

改修標準仕様書表8.1.5による平たんさの種別	施工箇所
ａ種	合成樹脂塗床、ビニル系床材張り、床コンクリート直均し仕上げ、フリーアクセスフロア（置敷式）　（　　）
ｂ種	カーペット張り、防水下地、セルフレベリング材塗り（　　）
ｃ種	タイル張り、モルタル塗り、フリーアクセスフロア（支柱調整式）（　　）

21 あと施工アンカー　（１４．１．３）

６章内装改修工事　軽量鉄骨天井下地及び８章耐震改修工事にかかる部分は除き、下記による

あと施工アンカー施工後の確認試験　※ 行う　・ 行わない

22 トイレブース　（２０．２．５）

表面材の材料	脚部	ドアエッジ
	形状	材質
・ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板	※ 幅木タイプ ・	※ 製造所の仕様による ・ アルミニウム製 ・ ステンレス製

標準仕様書20.2.5によるほか以下による。

（品質・性能）

（１）付属金物

項目	品質・性能
ヒンジ	耐蝕性のあるものとする。
ラッチセット	
戸当り	腐蝕の恐れのある材料には防錆処理を施してあるものとする。 戸当り部のゴムは、使用に十分耐える材質とする。

（２）外観は、JIS A 6512「可動間仕切」の5.要求事項b）による。

（３）パネル表面材の耐薬品性・耐汚染性・耐ひっかき性・開閉耐久性

項目	品質・性能		
	耐薬品性及び耐汚染性	耐引っかき性	開閉耐久性
メラミン樹脂系化粧板及びメラミン樹脂系単一材	JIS K 6903「熱硬化性樹脂高圧化粧板」に規定する表6 品質の耐汚染性（G法）の規定を満足していること。又はこれと同等の性能を有するものであること。	—	JAS A 4702「ドアセット」9.4開閉繰返し試験によるスイングドア（開閉回数10万回）を満足すること及び試験終了時点で構造金物、固定金具等にゆるみがないこと。
低圧メラミン樹脂系化粧板	下記項目のポリエステル樹脂系加工化粧板、化粧ＭＤＦ、化粧パーティクルボードのいずれかの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系加工化粧合板	JAS「合板の日本農林規格」第９条（特殊加工化粧合板の規格）に規定する耐汚染性Ｂ試験を満足していること。	JAS「合板の農林規格」第９条（特殊加工化粧合板に規格）に規定する引っかき硬度Ｂ試験を満足していること。	
ポリエステル樹脂系化粧ＭＤＦ	JIS A 5905「繊維板」に規定する表18の化粧MDFの品質に適合していること。		
ポリエステル樹脂系化粧パーティクルボード	JIS A 5908「パーティクルボード」に規定する表11の化粧パーティクルボードの品質に適合していること。		

（試験方法）

（１）ヒンジは、JIS A 1510-2「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の規定による。

（２）戸当りの衝撃試験は、JIS A 1510-2の規定による。

パネル材料のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　・

計画概要

建物概要

建築主	北広島町長
建築主住所	〒731-1595　広島県山県郡北広島町有田1234
敷地の場所	〒731-2104　広島県山県郡北広島町大朝4676-1
敷地面積	2,799㎡
前面道路	前面道路：4.0m
用途地域	都市計画区域外
防火地域	指定なし
その他区域	
施設名称	グリーンヒルおおあさ　「ＧＨＯ」
建物用途	建築基準法：宿泊施設　　消防用途：（５）項イ　旅館
面積	建築面積：683.63㎡ 延床面積：875.28㎡（１階：601.89㎡、２階：273.39㎡）
構造	ＲＣ造　２階建て
建物高さ	軒高：8.00m、最高高さ：10.62m
建蔽率	#敷地 説明
容積率	
その他	建　設　　：1988年(昭和63年)

工事概要

１．外壁一部改修、軒樋一部清掃
２．食堂側の外構で階段、オーニングの新設
３．厨房の内装改修、機器改修
４．浴室をシャワー仕様に改修
５．トイレの洋式便器改修、トイレブースの更新
６．洗面に洗濯機、乾燥機を新設
７．２階のアクセスポイントを新設
８．
９．

凡例

一般	Ｃ	：コンクリート
	Ｍ	：モルタル
	ＥＭ	：エポキシ樹脂系モルタル
	ＣＢ	：コンクリートブロック
	Ｓ	：鉄骨
	ＬＧＳ	：軽量鉄骨（一般形鋼、軽量形鋼）
	Ｗ	：木組下地
	ＳＧＰ	：配管用炭素鋼鋼管
	ＶＰ	：硬質塩化ビニル管（一般管）
	ＶＵ	：硬質塩化ビニル管（薄肉管）
	ＶＢ	：バイブレーション仕上（ステンレス）
	ＧＬ	：カラーガルバリウム鋼板
	Ａｓ	：アスファルト
	ＲＤ	：ルーフドレン
	ＳＦ	：鋼製床組
	ＴＢ	：トイレブース
	ＣＢ	：カーテンボックス
	ＳＢ	：スクリーンボックス
	ＬＢ	：ライトボックス
ボード類	ＧＢ－Ｒ	：石膏ボード
	ＧＢ－Ｆ	：強化石膏ボード
	ＧＢ－ＲＨ	：普通硬質石膏ボード
	ＧＢ－Ｐ	：吸音用穴孔石膏ボード
	ＧＢ－Ｓ	：シージング石膏ボード
	ＧＢ－Ｄ	：化粧石膏ボード
	ＧＢ－Ｗ	：化粧石膏ボード(木目)
	ケイカル	：けい酸カルシウム板
	スレート	：セメントスレート板
	Ｆ	：フレキシブル板
	ＤＲ	：ロックウール化粧吸音板
▷ ▶ ▽	仕上見切を示す シーリングを示す 耐震スリットＷ20を示す	

左官	ＲＥ	：可とう形改修塗材ＲＥ
	外薄塗材Ｅ	：外装合成樹脂エマルション系薄付け仕上塗材
	複層塗材Ｅ	：合成樹脂エマルション系複層仕上塗材
塗装	ＳＯＰ	：合成樹脂調合ペイント塗
	ＯＰ	：油性調合ペイント塗
	ＶＥ	：塩化ビニル樹脂エナメル塗
	ＣＬ	：クリヤラッカー
	ＦＥ	：フタル酸樹脂エナメル塗
	ＮＡＤ	：アクリル樹脂系非水分散形塗料塗
	ＡＥ	：アクリル樹脂エナメル
	ＤＰ	：耐候性塗料塗
	ＥＰ－Ｇ	：つや有合成樹脂エマルションペイント塗
	ＥＰ	：合成樹脂エマルションペイント塗
	ＥＰ－Ｔ	：合成樹脂エマルション模様塗料塗
	ＵＣ	：ウレタン樹脂ワニス塗
	ＭＲ	：マスチック塗材塗
	ＯＳ	：オイルステイン塗
	ＷＰ	：木材保護塗料塗
	ＥＰ－ＡＢ	：吹付け水性高機能環境配慮型塗料
シーリング	ＳＲ－１	：シリコーン系
	ＳＲ－２	：シリコーン系
	ＭＳ－２	：変成シリコーン系
	ＰＵ－２	：ポリウレタン系
	ＰＳ－２	：ポリサルファイド系

防火性能認定番号

ＧＢ－Ｒ 厚9.5	：準不燃 ＱＭ－9828
ＧＢ－Ｒ 厚12.5～15.0	：不燃 ＮＭ－8619
ＧＢ－Ｆ 厚9.5～25.0	：不燃 ＮＭ－8615
ＧＢ－ＲＨ 厚9.5	：不燃 ＮＭ－8645
ＧＢ－ＮＣ 厚9.5	：不燃 ＮＭ－8613
ＧＢ－Ｓ 厚9.5～16.0	：準不燃 ＱＭ－9826
ＧＢ－Ｄ 厚9.5	：準不燃 ＱＭ－9824
ＧＢ－Ｄ 厚12.5～15.0	：不燃 ＮＭ－8614
ＤＲ 厚9.0	：不燃 ＮＭ－8599
ＧＷ－Ｆ	：不燃 ＮＭ－8600
ＧＷ－Ｂ	：不燃 ＮＭ－8600
ケイカル板 厚5～12.0	：不燃 ＮＭ－8576

特記事項

１．特記なき限り、撤去する周囲にはカッター入を行う。
２．内部仕上表の下地欄（　　）は既設部分を示す。
３．御影石の表面仕上げは水磨きとする。
４．御影石、分電盤等の受注生産品、は納期に留意して発注すること。
５．
６．
７．
８．

石綿含有建材

レベル３　　：ソフト巾木、ビニルクロス
レベル３(みなし)：ビニル床タイル厚2.0、ビニル床シート、石綿板厚6.0、パスリブ厚9.0、ＧＢ－Ｄ厚9

石綿事前調査者：ＡＫ建築設計事務所　小泉満(修了番号：2306220711、講習機関名：ＳＡＴ株式会社)

参考品番

床	磁器質モザイクタイル：ＬＩＸＩＬ　サーモタイル　ミルキーＤＸⅡ SUSグレーチング細目：中部コーポレーション　一般溝ecoタイプ　ローレット加工 SUS排水溝：ダイクレ ピット用みぞぶたプレートタイプ NPD-B-10、PZ(受枠)
壁	メラミン不燃化粧板：アイカ　セラールウィルテクト 磁器質タイル：ＬＩＸＩＬ　アルコディＵ
天井	パスリブ：フクビ 親水パスパネル ＢＴｊ
外構	

外部仕上表（改修前・後）

部位	改修前	改修後	部位	改修前	改修後
屋根	和型瓦葺き、雪止め、瓦桟木　既設のまま アスファルトルーフィング22kg下葺き　スカイＭ厚40下地　既設のまま 棟瓦：がんブリ瓦、のし瓦４段　既設のまま		外構	庭石一部　撤去 植木一部　撤去 植込立上り：Ｃ厚150　一部撤去 植込　一部撤去 Ａｓ厚50　路盤　一部撤去	植込立上り：複層塗材Ｅ　Ｃ打放し　一部新設 階段：Ｃ直均し　新設、砕石埋戻し 段鼻：ノンスリップ金コテ押え　新設
軒裏	外薄塗材Ｅ　Ｃ打放し　既設のまま				
外壁	外薄塗材Ｅ　Ｃ打放し　既設のまま、一部 水洗い(デッキブラシ) アプローチ廻り：一部磁器質タイル　Ｍ下地　既設のまま				
根廻り	Ｃ打放し　既設のまま				
バルコニー	床：防水Ｍ金コテ　既設のまま 鼻：外薄塗材Ｅ　Ｃ打放し　既設のまま アルミ製手すり　既設のまま				
屋外階段	鉄骨現し　既設のまま				
ポーチ	床：磁器質タイル　Ｍ下地　既設のまま				
樋	軒樋：フッ素鋼板厚0.4加工　既設のまま、一部水洗い(デッキブラシ) 竪樋：ＳＯＰ塗　ＳＧＰ－80Ａ　既設のまま	外壁、樋取合い部ウレタン塗膜防水（Ｘ－２）補修 一部カラーＶＰ100新設（竪樋延長）			

ＡＫ建築設計事務所　広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

内 部 仕 上 表 （ 改 修 前 ・ 後 ）

階数	室名	区分	床 下地	床 仕上	床 床高	巾木	壁 下地	壁 仕上	壁 腰高	天井 下地	天井 仕上	天井 廻縁	天井高	備考
1階	風除室	改修前	Ｃ＋Ｍ	磁器質タイル　既設のまま	0		Ｃ＋Ｍ	100角タイル　既設のまま	0	ＬＧＳ	アルミルーバー　既設のまま	塩ビ製 既設	－	
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（磁器質タイル）	0		（Ｃ＋Ｍ）	（100角タイル）	0	（ＬＧＳ）	（アルミルーバー）	塩ビ製 既設	－	
	乾燥室	改修前	Ｃ＋Ｍ	磁器質タイル　既設のまま	0		Ｃ＋Ｍ	タイル　既設のまま ガラスブロック　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（室名札）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（磁器質タイル）	0		（Ｃ＋Ｍ）	（タイル） （ガラスブロック）	0	（ＬＧＳ）	（岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り）	（塩ビ製）	－	（室名札）
	玄関	改修前	Ｃ＋Ｍ	磁器質タイル　既設のまま	0	ソフト巾木Ｈ75 既設のまま	Ｃ	ビニルクロス　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（下足箱）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（磁器質タイル）	0	（ソフト巾木Ｈ75）	（Ｃ）	（ビニルクロス）	0	（ＬＧＳ）	（岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り）	（塩ビ製）	－	（下足箱）
	ホール・階段	改修前	Ｃ＋Ｍ	カーペット敷き　既設のまま	0	ソフト巾木Ｈ75　撤去	Ｃ	ビニルクロス　一部撤去 外部側：ビニルクロス　一部撤去　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　一部撤去	塩ビ製 既設	－	（防煙垂れ壁、ＣＢ）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（カーペット敷き）	0	ソフト巾木Ｈ75 新設	（Ｃ）	（ビニルクロス） 外部側：（ビニルクロス　普通合板厚5.5）	0	（ＬＧＳ）	（岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り）	（塩ビ製）	－	（防煙垂れ壁、ＣＢ） （天井点検口□450）新設
	廊下	改修前	Ｃ＋Ｍ	カーペット敷き　既設のまま	0	ソフト巾木Ｈ75　撤去	Ｃ	ビニルクロス　撤去 ビニルクロス　撤去　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま	0	ＬＧＳ	ビニルクロス　撤去　ＧＢ－Ｒ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（カーペット敷き）	0	ソフト巾木Ｈ75 新設	（Ｃ）	（ビニルクロス） （ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12）	0	（ＬＧＳ）	ビニルクロス　新設　（ＧＢ－Ｒ厚9）	塩ビ製 既設	－	（天井点検口□450）新設
	事務室	改修前	Ｃ＋Ｍ	畳敷き厚55　既設のまま 踏込み：ビニル床タイル　既設のまま	55	畳寄せ　既設のまま 木製Ｈ55　既設のまま	Ｃ	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	和風化粧合板目透し　既設のまま	木製 既設	－	（ＣＢ、室名札）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（畳敷き厚55） 踏込み：（ビニル床タイル）	55	（畳寄せ） （木製Ｈ55）	（Ｃ）	（ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12） 外部側：（ビニルクロス　普通合板厚5.5）	0	（ＬＧＳ）	（和風化粧合板目透し）	）木製）	－	（ＣＢ、室名札）
	宿泊室１、２	改修前	Ｃ＋Ｍ	畳敷き厚55　既設のまま 踏込み：カーペット敷き　既設のまま	55	畳寄せ　既設のまま 木製Ｈ55　既設のまま	Ｃ	ビニルクロス　既設のまま ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま	0	ＬＧＳ	和風化粧合板目透し　ＧＢ－Ｒ厚9捨て張り　既設のまま	木製 既設	－	（室名札、洋服入、床の間）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（畳敷き厚55） 踏込み：（カーペット敷き）	55	（畳寄せ） （木製Ｈ55）	（Ｃ）	（ビニルクロス） （ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12）	0	（ＬＧＳ）	（和風化粧合板目透し　ＧＢ－Ｒ厚9捨て張り）	（木製）	－	（室名札、洋服入、床の間）
	食堂	改修前	Ｃ＋Ｍ	ビニル床タイル　既設のまま	0	ソフト巾木Ｈ75　既設のまま	Ｃ	ビニルクロス　撤去 外部側：ビニルクロス　撤去　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（ＣＢ、室名札、ＴＶハンガー）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（ビニル床タイル）	0	（ソフト巾木Ｈ75）	（Ｃ）	ビニルクロス　新設 外部側：ビニルクロス　新設　下地調整共（普通合板厚5.5）	0	（ＬＧＳ）	（岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り）	（塩ビ製）	－	（ＣＢ、室名札、ＴＶハンガー） （天井点検口□450）新設
	厨房	改修前	Ｃ＋Ｍ	エポキシ系塗床	-100		Ｃ＋Ｍ	メラミン化粧合板厚3.0	0	ＬＧＳ	ＥＰ－Ｇ塗　石綿板厚6　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（室名札、カウンター）既設のまま、（グレーチング）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（エポキシ系塗床）	-100		（Ｃ＋Ｍ）	（メラミン化粧合板厚3.0）	0	（ＬＧＳ）	（ＥＰ－Ｇ塗　石綿板厚6）	（塩ビ製）	－	（室名札、カウンター）、（SUSグレーチング）
	倉庫（厨）	改修前	Ｃ＋Ｍ	エポキシ系塗床　既設のまま	0	木製Ｈ55　既設のまま	Ｃ	Ｃ素地　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＥＰ塗　ＧＢ－Ｄ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（室名札）既設のまま、（棚）撤去
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（エポキシ系塗床）	0	（木製Ｈ55）	Ｃ	（Ｃ素地）	0	（ＬＧＳ）	（ＥＰ塗　ＧＢ－Ｄ厚9）	（塩ビ製）	－	（室名札）
	食品庫	改修前		エポキシ系塗床　既設のまま	0			Ｃ打放し　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＥＰ塗　石綿板厚6　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（流し台）既設のまま
		改修後		（エポキシ系塗床）	-0			（Ｃ打放し）	0	（ＬＧＳ）	ＥＰ塗替え　（石綿板厚6）	（塩ビ製）	－	（流し台）
	脱衣室１、２	改修前	Ｃ＋Ｍ	ビニル床シート　既設のまま	0	ソフト巾木Ｈ75 既設のまま	Ｃ	ビニルクロス　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＥＰ塗　石綿板厚6　既設のまま	塩ビ製 既設	－	（格子仕切、脱衣棚）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（ビニル床シート）	0	（ソフト巾木Ｈ75）	（Ｃ）	（ビニルクロス） 外部側：（ビニルクロス　普通合板厚5.5）	0	（ＬＧＳ）	（ＥＰ塗　石綿板厚6）	（塩ビ製）	－	（格子仕切、脱衣棚）
	浴室１、２	改修前	Ｃ＋Ｍ 一部撤去	磁器質モザイクタイル　既設のまま	-50		Ｃ＋Ｍ	バスパネル　既設のまま	0	ＬＧＳ	バスリブ厚9　防湿シート　既設のまま	アルミ製 既設	－	（室名札）、（面台、桶台、隔て壁）既設のまま
		改修後	（Ｃ＋Ｍ）	（磁器質モザイクタイル）	-50		（Ｃ＋Ｍ）	（バスパネル）	0	（ＬＧＳ）	（バスリブ厚9、防湿シート）	（アルミ製）	－	（室名札）、（面台、桶台、隔て壁）

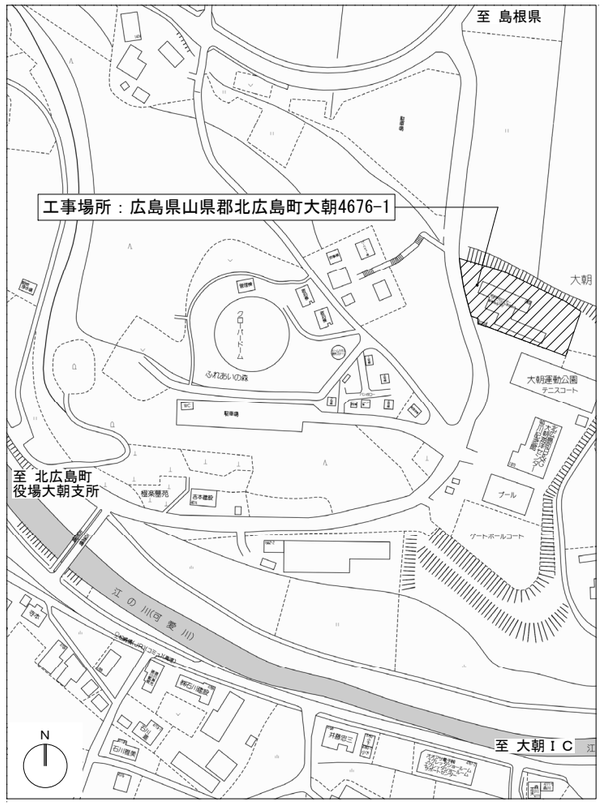
内 部 仕 上 表 （ 改 修 前 ・ 後 ）

階数	室名	区分	床 下地	床 仕上	床 床高	巾木	壁 下地	壁 仕上	壁 腰高	天井 下地	天井 仕上	天井 廻縁	天井高	備考
1階	多目的トイレ	改修前	C＋M	モザイクタイル　既設のまま	-100		C＋M	磁器質タイル　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(室名札)既設のまま
		改修後	(C＋M)	(モザイクタイル)	-100		(C＋M)	(磁器質タイル)	0	(ＬＧＳ)	(ＧＢ－Ｄ厚9)	(塩ビ製)	－	(室名札)
	研修室	改修前	W	複合フローリング　既設のまま	0	ソフト巾木H75 既設のまま	C＋M	ビニルクロス　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(ＣＢ、室名札)既設のまま
		改修後	(W)	(複合フローリング)	0	(ソフト巾木H75)	(C＋M)	(ビニルクロス) 外部側：(ビニルクロス　普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り)	(塩ビ製)	－	(ＣＢ、室名札)
	ステージ	改修前	W	複合フローリング　既設のまま	200	ソフト巾木H75 既設のまま	C＋M	ビニルクロス　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(ＣＢ)既設のまま
		改修後	(W)	(複合フローリング)	200	(ソフト巾木H75)	(C＋M)	(ビニルクロス) 外部側：(ビニルクロス　普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り)	(塩ビ製)	－	(ＣＢ)
	控室１　２	改修前	W	複合フローリング　既設のまま	200	ソフト巾木H75 既設のまま	C＋M	ビニルクロス　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(ＣＢ)既設のまま
		改修後	(W)	(複合フローリング)	200	(ソフト巾木H75)	(C＋M)	(ビニルクロス) 外部側：(ビニルクロス　普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て貼り)	(塩ビ製)	－	(ＣＢ)
	倉庫	改修前	C	Ｍ金コテ　既設のまま	0			Ｃ打放し　既設のまま	0		Ｃ打放し　既設のまま		－	
		改修後	(C)	(Ｍ金コテ)	0			(Ｃ打放し)	0		(Ｃ打放し)		－	
	洗面(共通)	改修前	C＋M	ビニル床シート　既設のまま	0		C＋M	100角タイル 撤去 一部化粧ケイカル板厚6(２階)　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(室名札)既設のまま (乾燥機架台、洗濯機、乾燥機)取外し(１階)、既設のまま(２階)
		改修後	(C＋M)	(ビニル床シート)	0		(C＋M)	化粧ケイカル厚6 新設 下地調整共	0	(ＬＧＳ)	(ＧＢ－Ｄ厚9)	(塩ビ製)	－	(室名札) (乾燥機架台、洗濯機、乾燥機)再取付(１階)
	男子トイレ(共通)	改修前	C＋M	モザイクタイル　一部撤去	-100		C＋M	100角タイル　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　一部撤去	塩ビ製 既設	－	(室名札、ＴＢ)既設のまま
		改修後	(C＋M)	モザイクタイル　一部新設	-100		(C＋M)	(100角タイル)	0	(ＬＧＳ)	ＧＢ－Ｄ厚9　一部新設	(塩ビ製)	－	(室名札、ＴＢ)
	女子トイレ(共通)	改修前	C＋M	モザイクタイル　一部撤去	-100		C＋M	100角タイル　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　一部撤去	塩ビ製 既設	－	(室名札、ＴＢ)既設のまま
		改修後	(C＋M)	モザイクタイル　一部新設	-100		(C＋M)	(100角タイル)	0	(ＬＧＳ)	ＧＢ－Ｄ厚9　一部新設	(塩ビ製)	－	(室名札、ＴＢ)
	物入、押入(共通)	改修前	W	普通合板厚9　既設のまま	0		W	普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	普通合板厚4.0　既設のまま	木製 既設	－	
		改修後	(W)	(普通合板厚9)	0		(W)	(普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(普通合板厚4.0)	(木製)	－	
2階	廊下	改修前	C＋M	カーペット敷き　既設のまま	0	ソフト巾木H75　撤去	C	ビニルクロス　撤去 ビニルクロス　撤去　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま	0	ＬＧＳ	ビニルクロス　撤去　ＧＢ－Ｒ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	
		改修後	(C＋M)	(カーペット敷き)	0	ソフト巾木H75　新設	(C)	ビニルクロス　新設 ビニルクロス　新設　(ＧＢ－Ｒ厚12)	0	(ＬＧＳ)	(ビニルクロス　新設　(ＧＢ－Ｒ厚9)	(塩ビ製)	－	
	宿泊室１～６	改修前	W　撤去	畳敷き厚55　撤去 踏込み：カーペット敷き　既設のまま 広縁：複合フローリング　撤去	55	畳寄せ　撤去 木製H55　既設のまま	C	ビニルクロス　撤去 ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12　一部撤去 外部側：ビニルクロス　撤去　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	和風化粧合板目透し　ＧＢ－Ｒ厚9捨て張り　撤去	木製 一部撤去	－	(室名札)既設のまま (洋服入、床の間)撤去
		改修後	W床組 新設	無垢桧フローリング厚15(塗装品)　耐水合板厚12　新設 乾式二重床　新設 縁無し畳厚30、構造用合板厚24　新設 踏込み：(カーペット敷き)	55	ＷＰ塗 桧巾木H60 新設 (木製H55)	(C) ＬＧＳ	ビニルクロス　新設 ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12.5　一部新設 外部側：ビニルクロス新設　(普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚9.5　新設	木製 一部新設	－	(室名札) (棚、手すり)新設
	宿泊室７	改修前	C＋M	カーペット敷き　既設のまま	0	ＯＳＣＬ塗　木製H75 既設のまま	C	ビニルクロス　既設のまま ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま 外部側：ビニルクロス　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(ＣＢ、室名札、２段ベット、ロッカー)既設のまま
		改修後	(C＋M)	(カーペット敷き)	0	(ＯＳＣＬ塗　木製H75)	(C)	(ビニルクロス) (ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12) 外部側：(ビニルクロス　普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(ＧＢ－Ｄ厚9)	(塩ビ製)	－	(ＣＢ、室名札、２段ベット、ロッカー)
	宿泊室８	改修前	C＋M	カーペット敷き、複合フローリング　既設のまま 上り框　既設のまま 畳敷き厚55　撤去	55	ＯＳＣＬ塗　木製H75 既設のまま	C	ビニルクロス　撤去 ビニルクロス　撤去　ＧＢ－Ｒ厚12　既設のまま 外部側：ビニルクロス　撤去　普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	ＧＢ－Ｄ厚9　既設のまま	塩ビ製 既設	－	(ＣＢ、室名札)既設のまま (冷蔵庫、収納棚)取外し (流し台、コンロ台、レンジフード)撤去
		改修後	(C＋M)	(カーペット敷き、複合フローリング) (上り框) 畳敷き厚55　新設	55	(ＯＳＣＬ塗　木製H75)	(C)	(ビニルクロス) (ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚12) 外部側：(ビニルクロス　普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(ＧＢ－Ｄ厚9)	(塩ビ製)	－	(ＣＢ、室名札) (冷蔵庫、収納棚)再取付

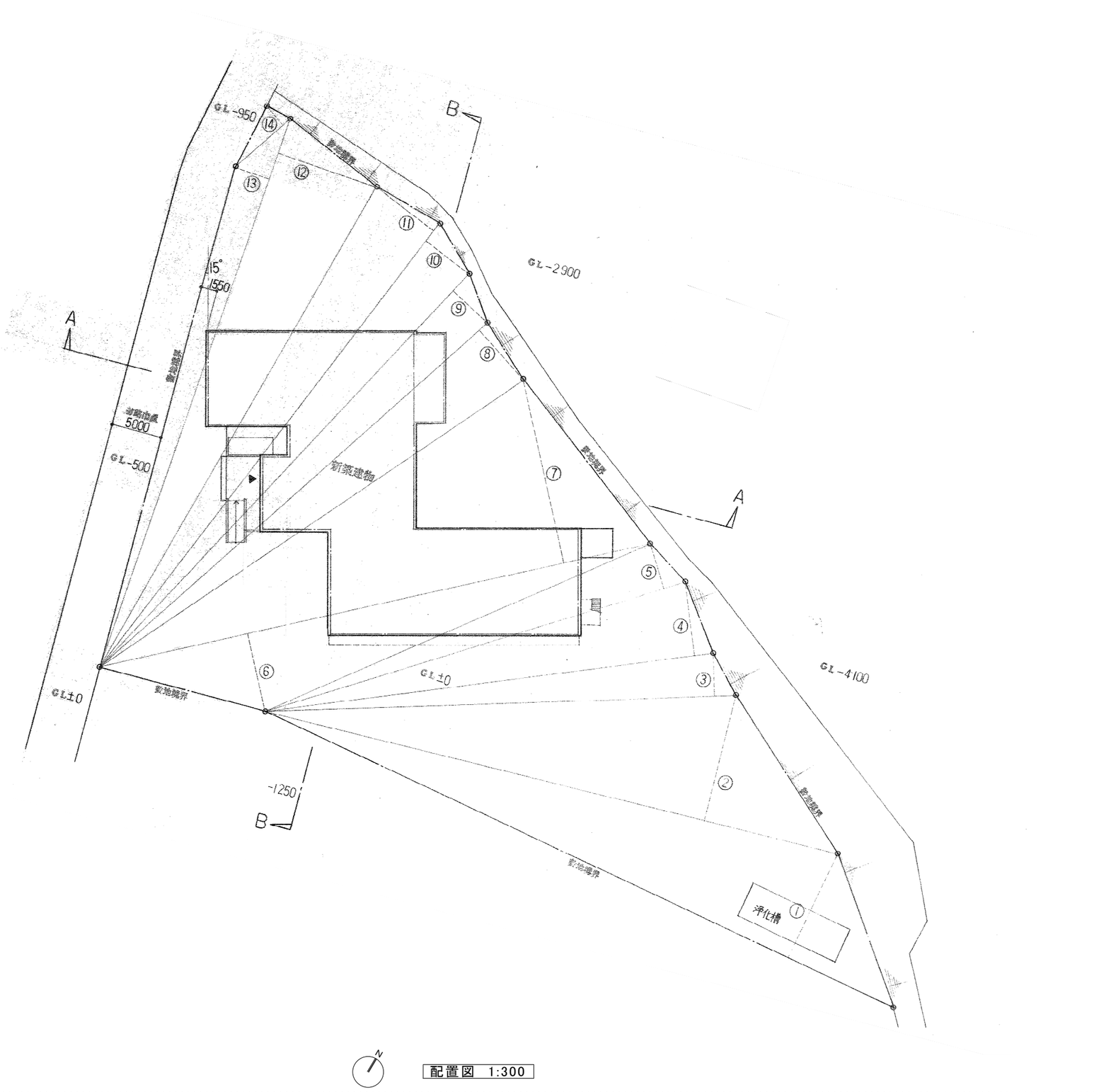
内 部 仕 上 表 （ 改 修 前 ・ 後 ）

階数	室名	区分	床			巾木	壁			天井			天井高	備考
			下地	仕上	床高		下地	仕上	腰高	下地	仕上	廻縁		
2階	収納	改修前	W	普通合板厚9　既設のまま	0	雑巾摺　既設のまま	W	普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	普通合板厚5.5　既設のまま	木製 既設	–	中段　既設のまま
		改修後	(W)	(普通合板厚9)	0	(雑巾摺)	(W)	(普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(普通合板厚5.5)	(木製)	–	(中段)
	リネン庫	改修前	C	M金コテ　既設のまま	0	ソフト巾木H75 既設のまま	C	C打放し　既設のまま 普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	石綿板厚6　既設のまま	塩ビ製 既設	–	(室名札、棚)既設のまま
		改修後	(C)	(M金コテ)	0	(ソフト巾木H75)	(C)	(C打放し) (普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(石綿板厚6)	(塩ビ製)	–	(室名札、棚)
	倉庫	改修前	C	M金コテ　既設のまま	0	ソフト巾木H75 既設のまま	C	C打放し　既設のまま 普通合板厚5.5　既設のまま	0	ＬＧＳ	石綿板厚6　既設のまま	塩ビ製 既設	–	(室名札、棚)既設のまま
		改修後	(C)	(M金コテ)	0	(ソフト巾木H75)	(C)	(C打放し) (普通合板厚5.5)	0	(ＬＧＳ)	(石綿板厚6)	(塩ビ製)	–	(室名札、棚)

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



付近見取図



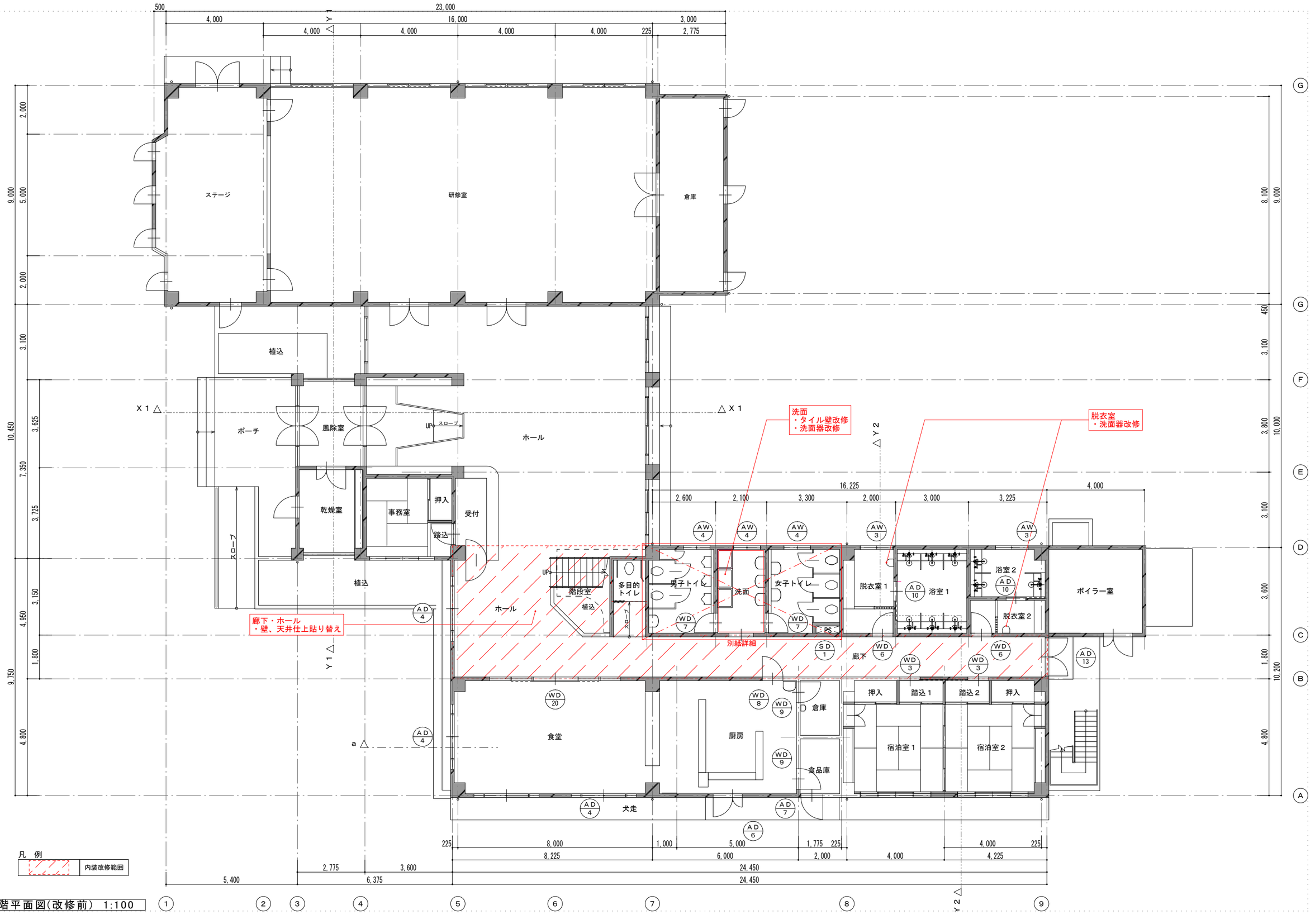
配置図　1:300

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

配置図

A3版：70.7%　A2版：100%



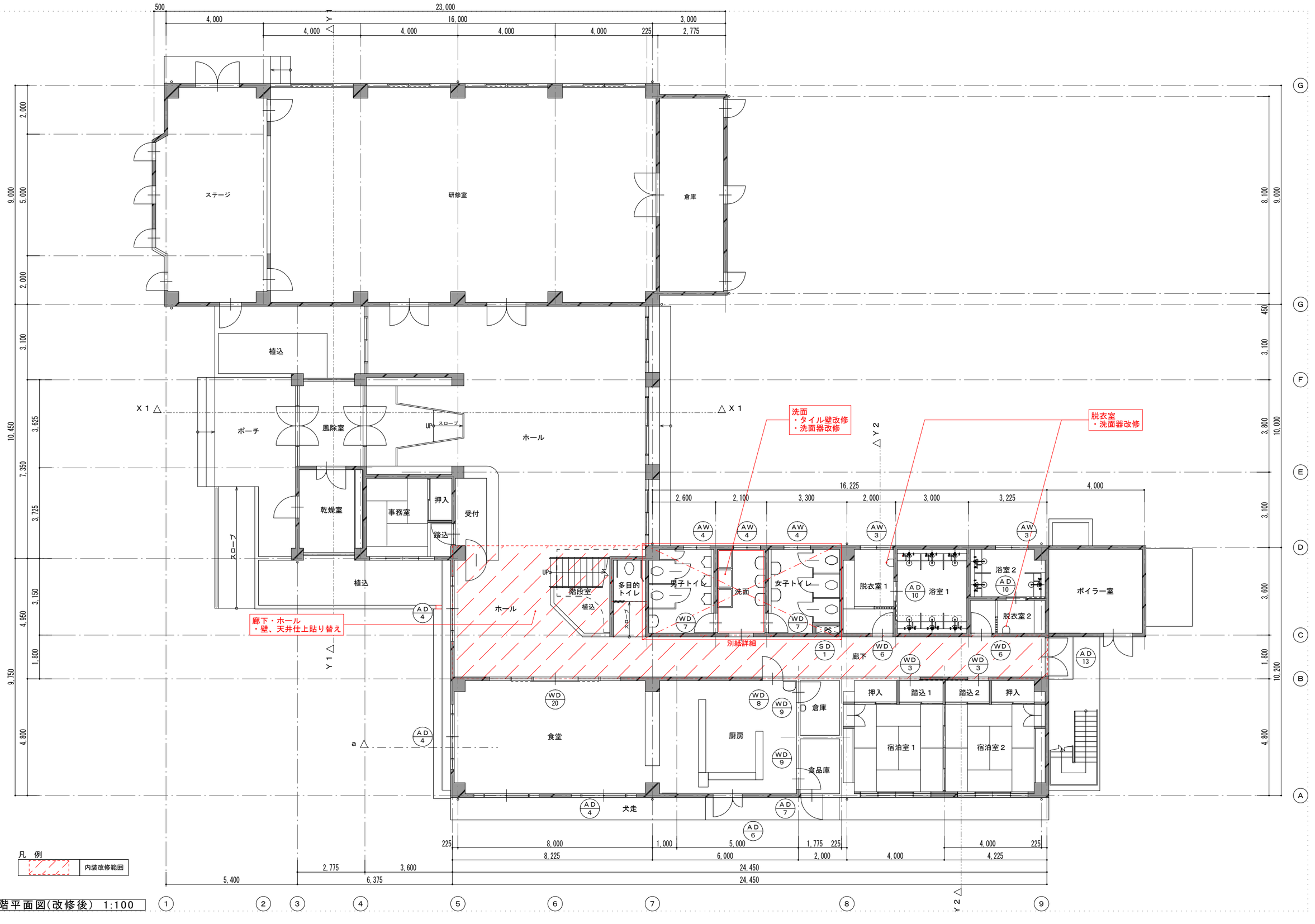
1階平面図(改修前)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

改修概要　１階平面図(改修前)

A3版：70.7%　A2版：100%



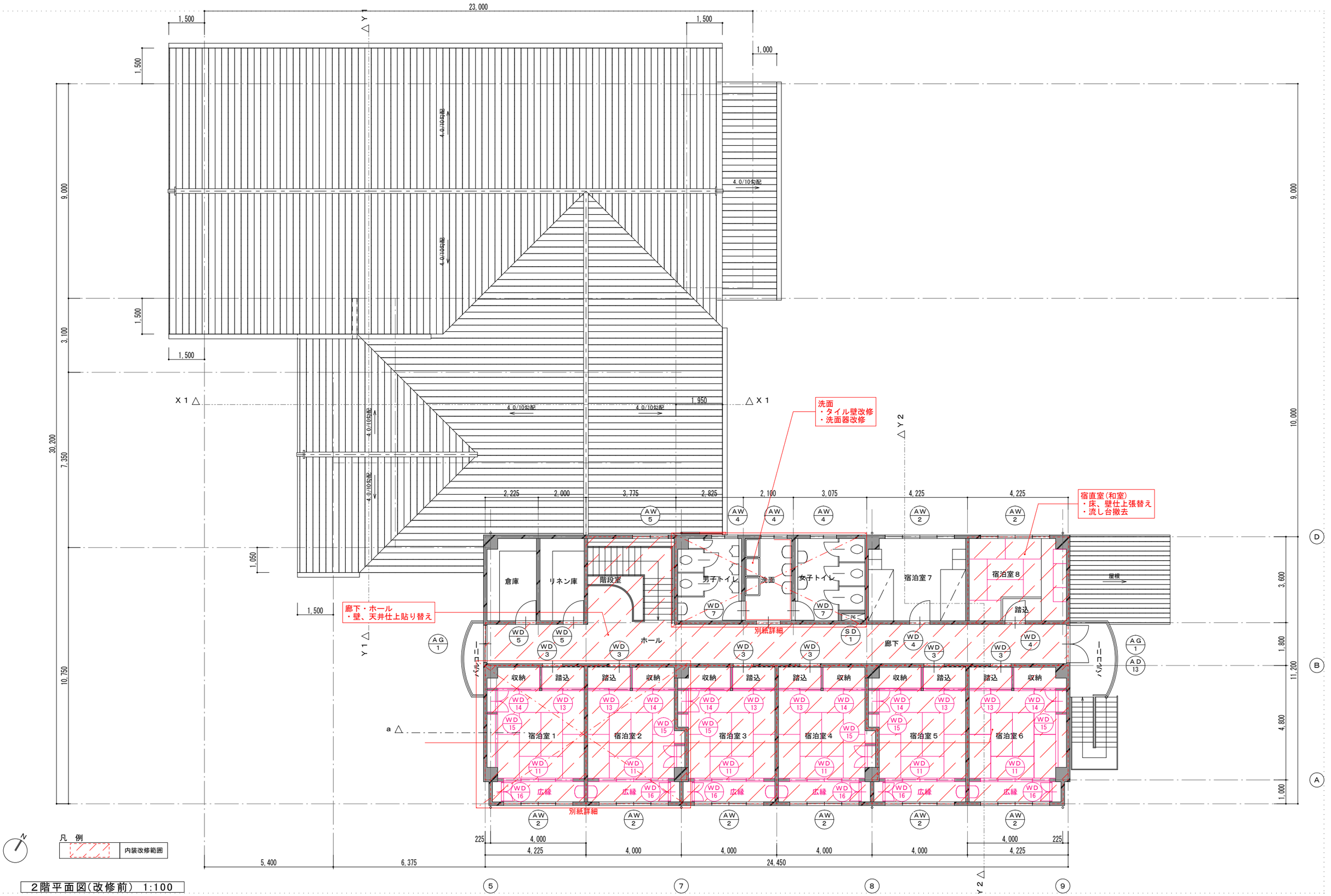
1階平面図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

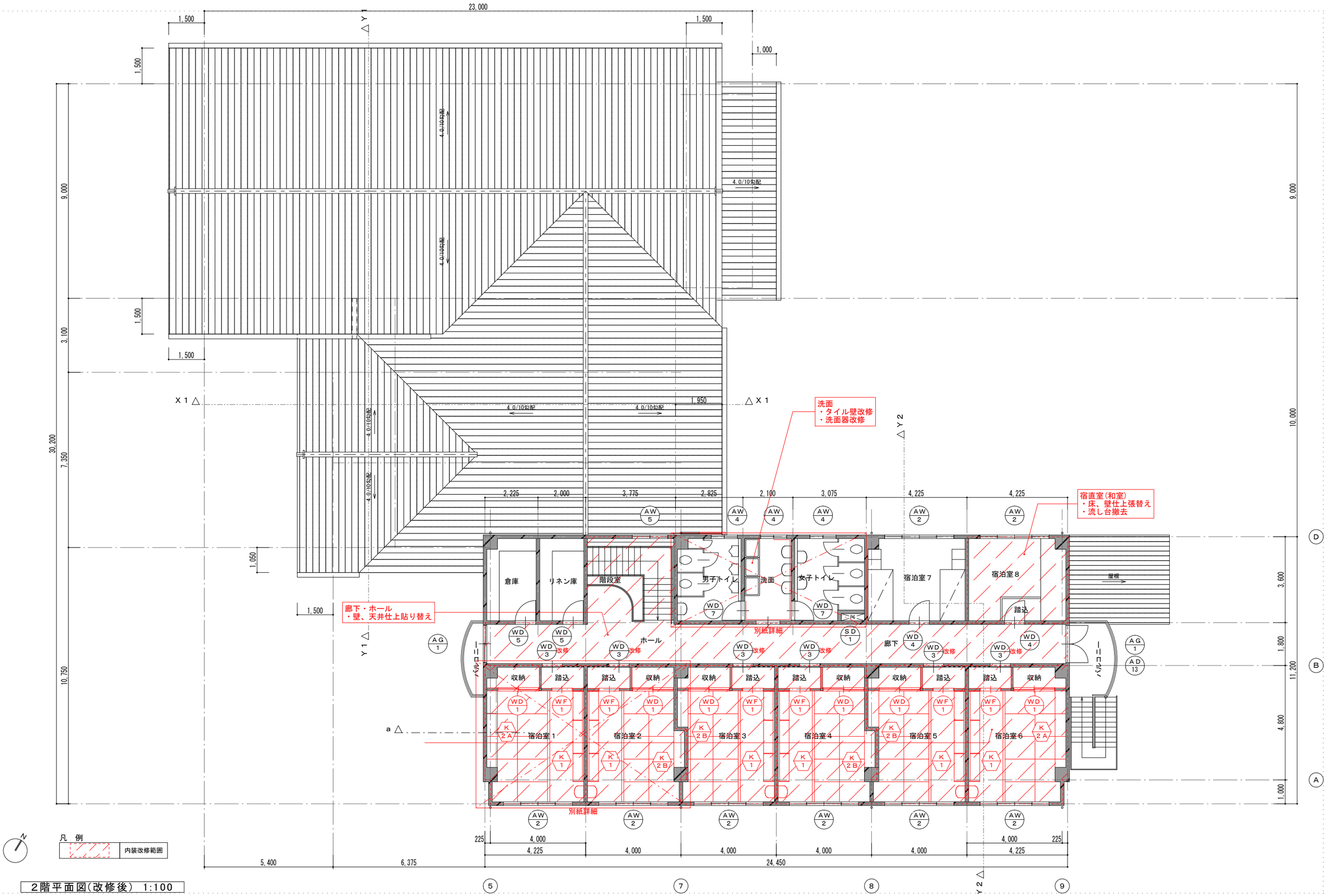
ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

改修概要　１階平面図(改修後)

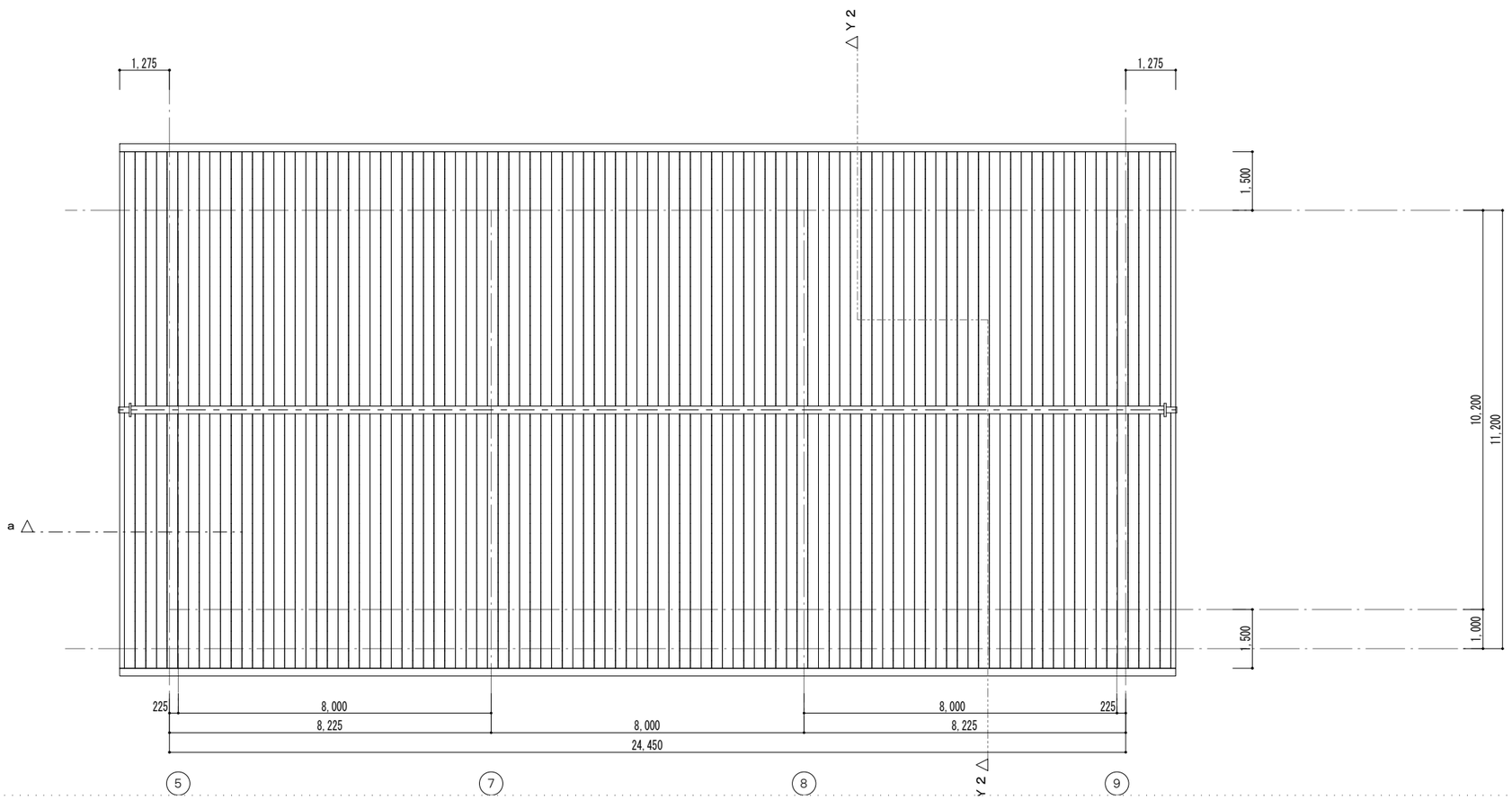
A3版：70.7%　A2版：100%



2階平面図(改修前) 1:100



2階平面図(改修後) 1:100



屋根伏図(改修前) 1:100

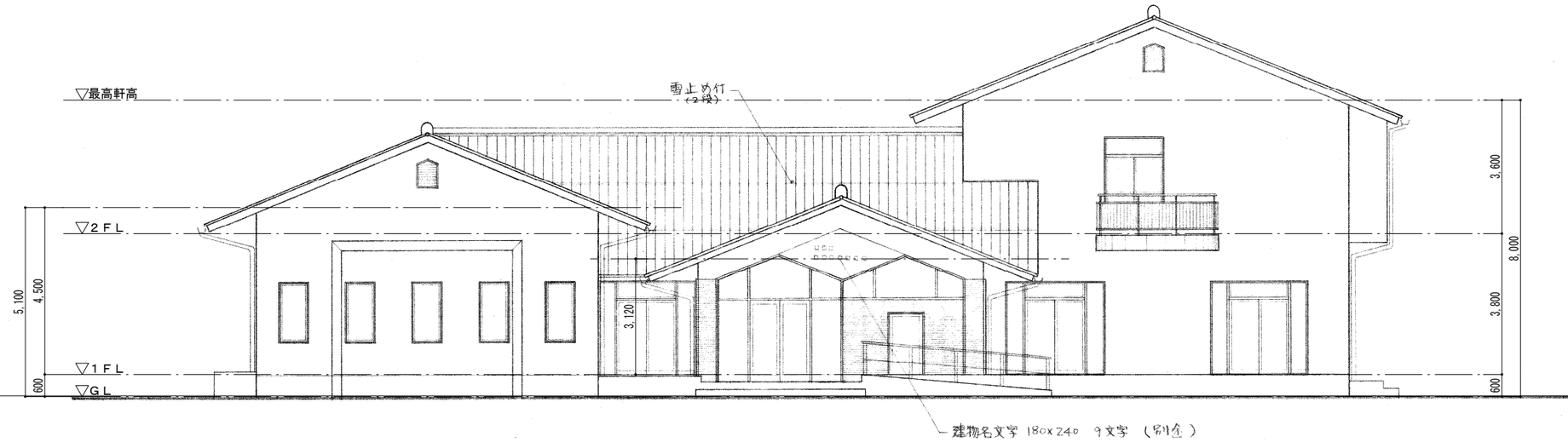
研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

改修概要　屋根伏図

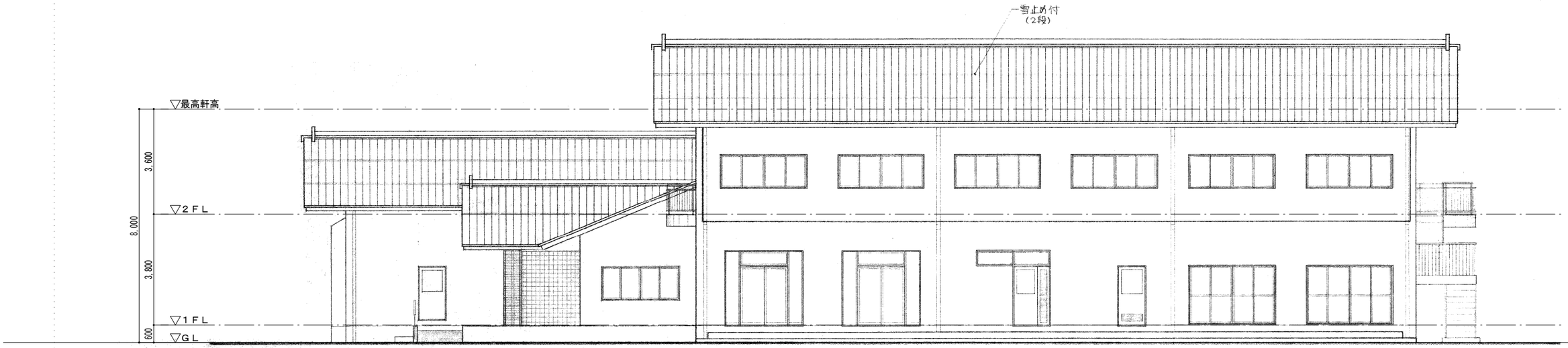
A3版：70.7%　A2版：100%



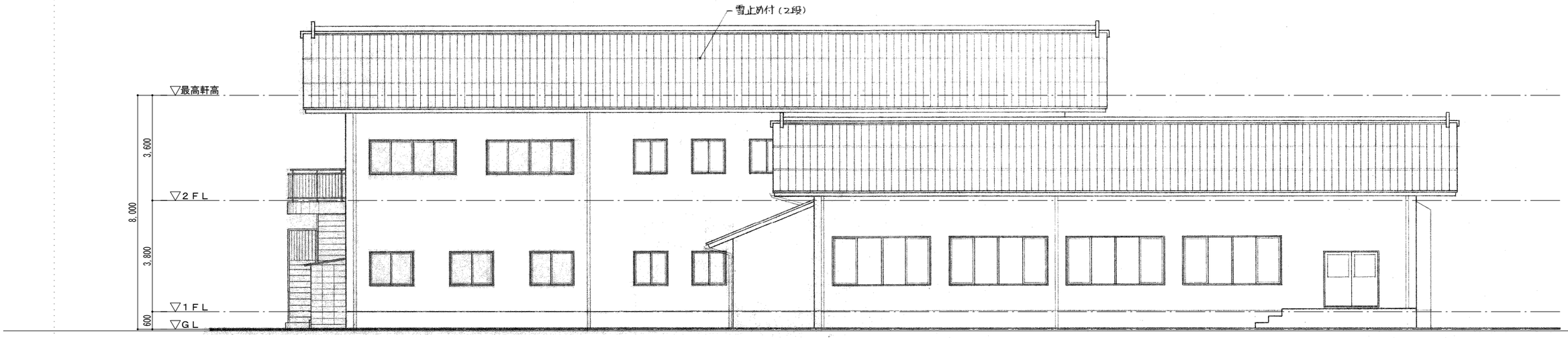
西側立面図 1:100



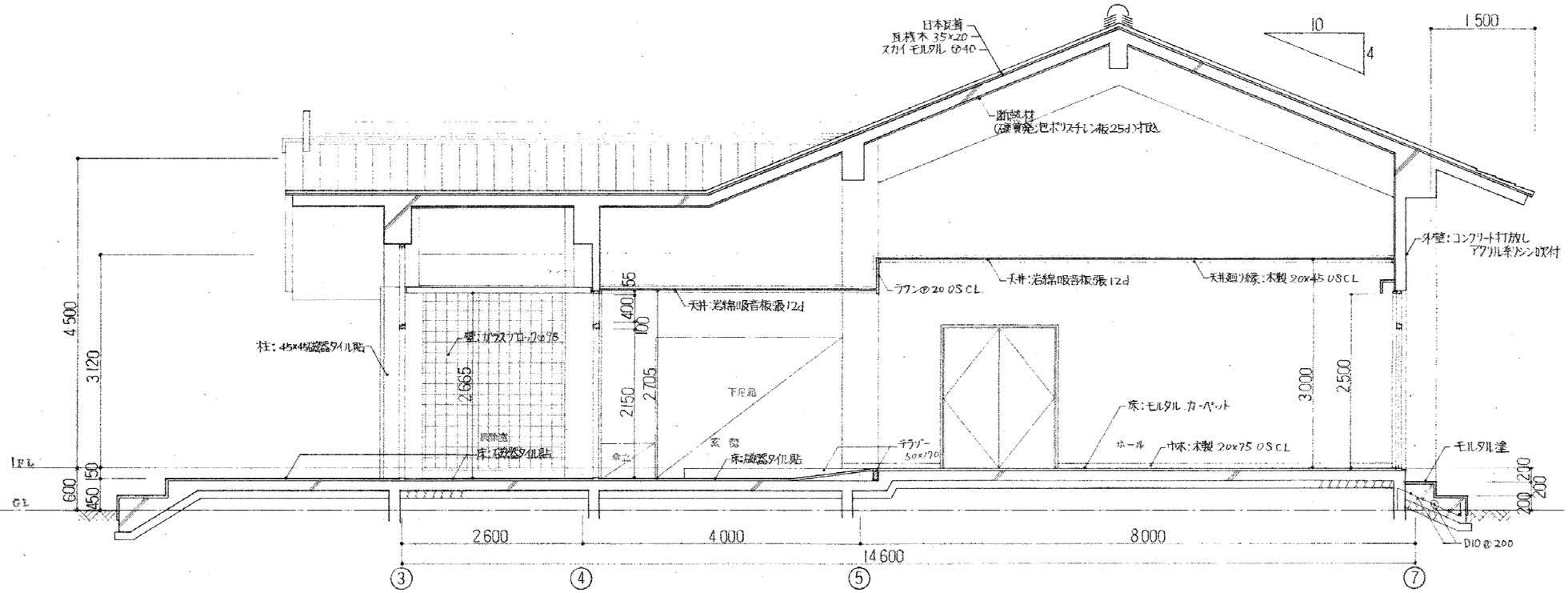
東側立面図 1:100



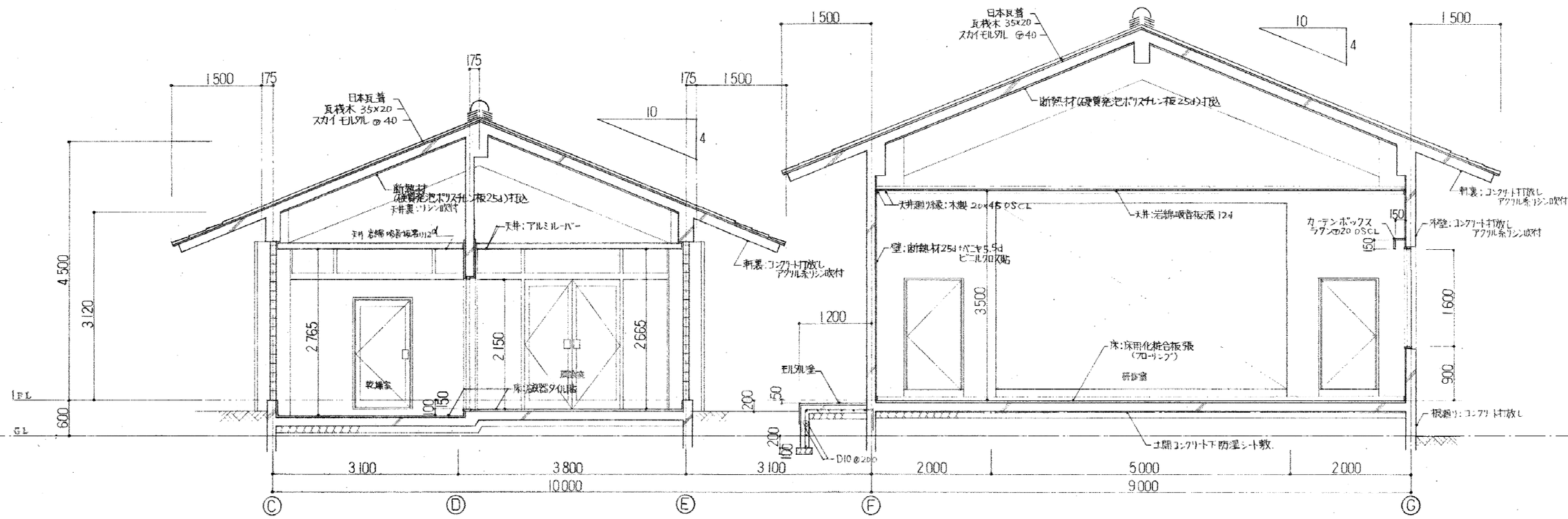
南側立面図　1:100



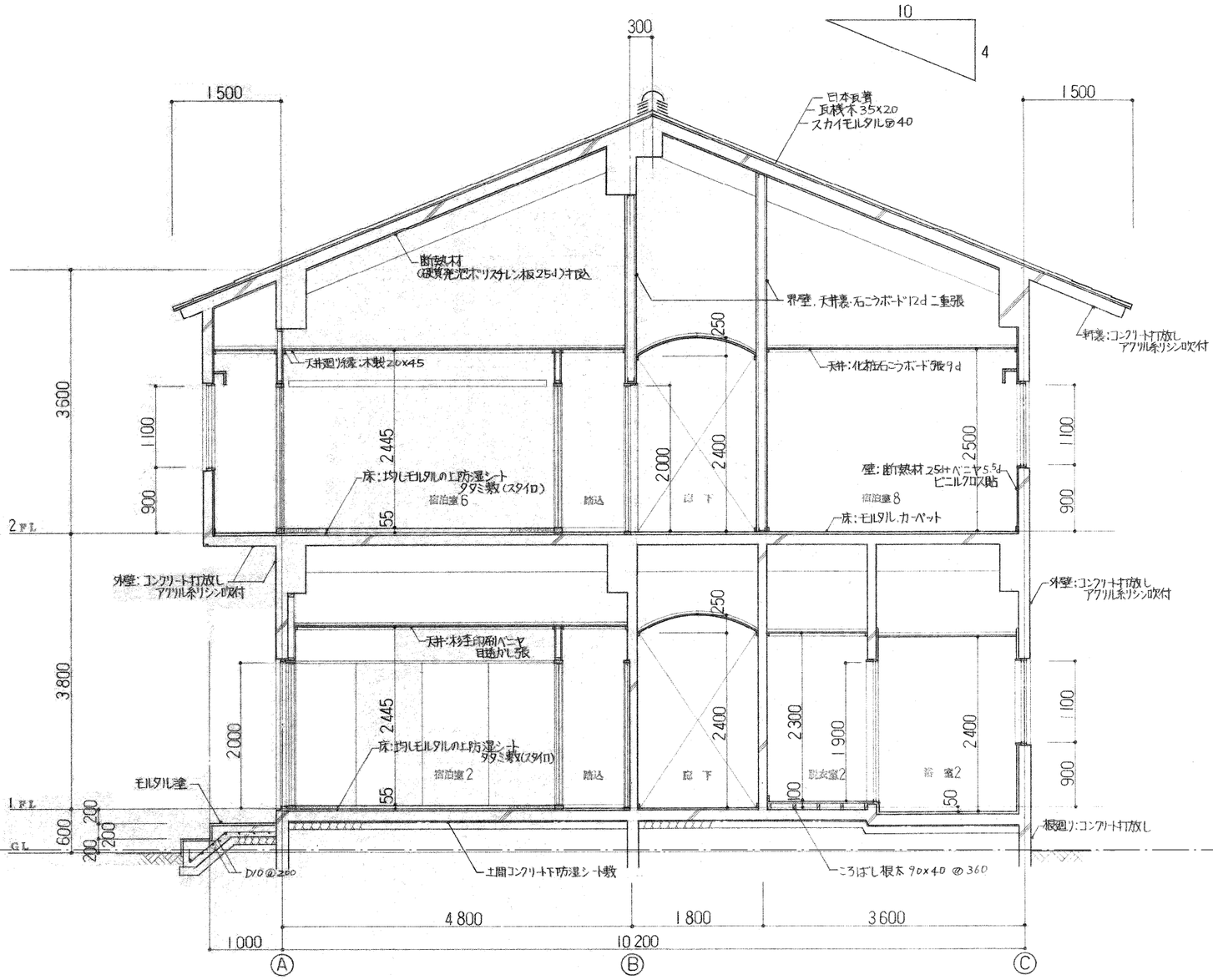
北側立面図　1:100



X1断面詳細図 1:50



Y1断面詳細図 1:50



Y2断面詳細図 1:50

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



1階天井伏図(改修前)　1:100

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



1階天井伏図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号

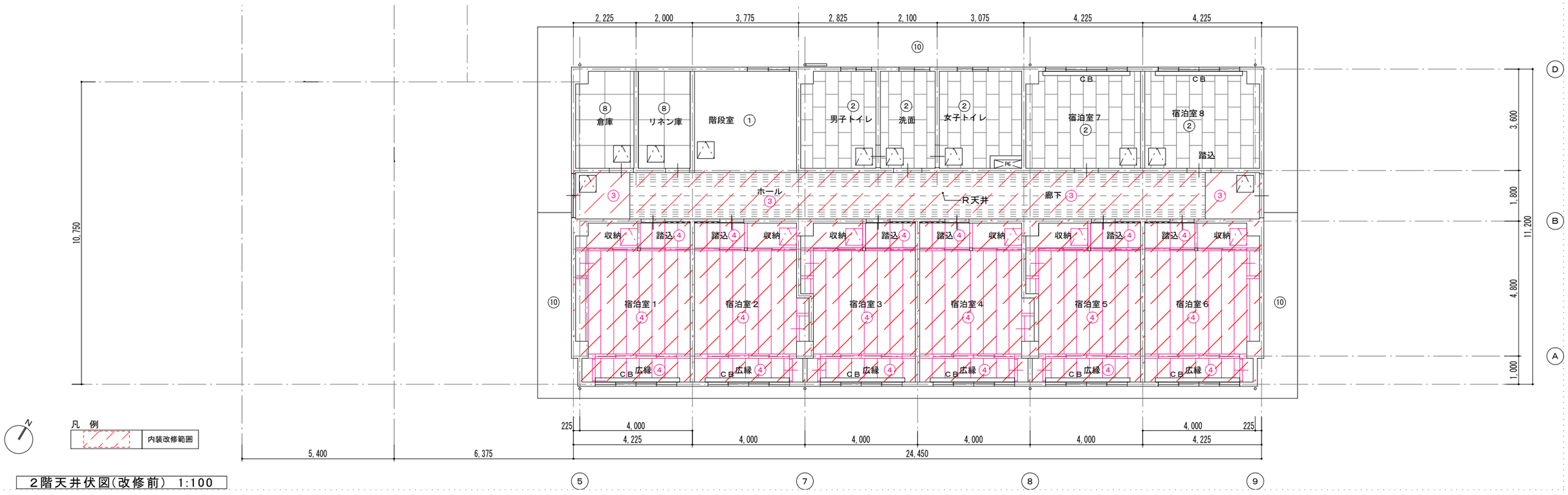
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

１階天井伏図(改修後)

Ａ－24
A3版：70.7%　A2版：100%

凡　例

①	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て張り	天井点検口600	天井点検口600
②	ＧＢ－Ｄ厚9.0	ＣＢ	カーテンボックス
③	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚9.0 仕上新設		
④	和風化粧合板目透し GB-R厚9捨て張り		
⑤	ＶＰ塗　石綿板厚6.0		
⑥	バスリブ張り		
⑦	ＥＰ塗　石綿板厚6.0		
⑧	石綿板厚6.0素地		
⑨	アルミルーバー		
⑩	外薄塗材Ｅ　Ｃ打放し		
⑪	ビニルクロス　Ｃ打放し		
⑫	Ｃ打放し		
⑬	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚9.5　新設		

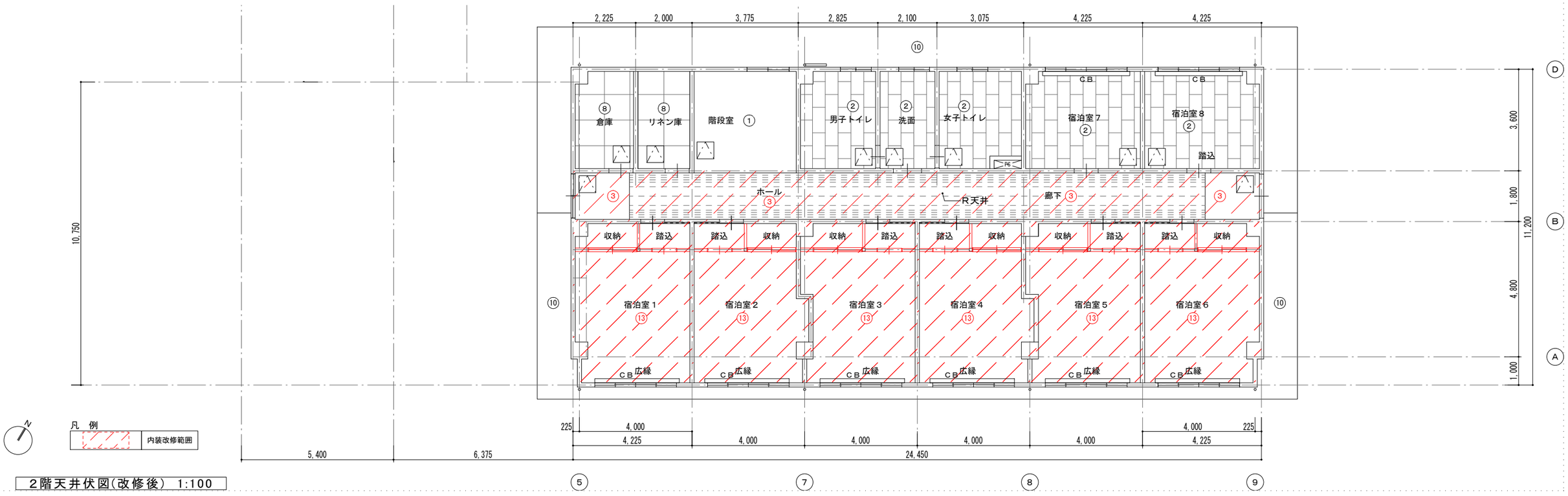


２階天井伏図(改修前)　1:100

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

凡　例

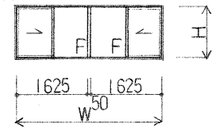
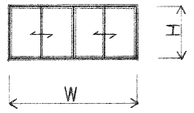
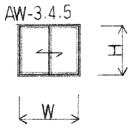
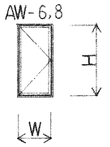
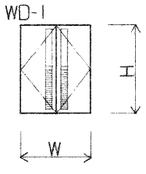
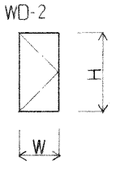
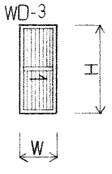
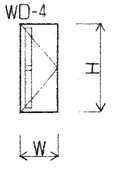
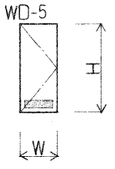
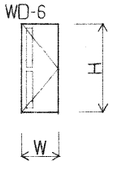
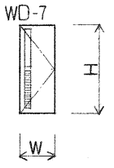
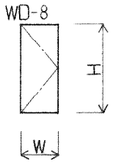
①	岩綿吸音板厚12　ＧＢ－Ｒ厚9捨て張り	▽	天井点検口600
②	ＧＢ－Ｄ厚9.0	ＣＢ	カーテンボックス
③	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚9.0 仕上新設		
④	和風化粧合板目透し GB-R厚9捨て張り		
⑤	ＶＰ塗　石綿板厚6.0		
⑥	バスリブ張り		
⑦	ＥＰ塗　石綿板厚6.0		
⑧	石綿板厚6.0素地		
⑨	アルミルーバー		
⑩	外薄塗材Ｅ　Ｃ打放し		
⑪	ビニルクロス　Ｃ打放し		
⑫	Ｃ打放し		
⑬	ビニルクロス　ＧＢ－Ｒ厚9.5　新設		



２階天井伏図(改修後)　1:100

姿図	記号	寸法 W	寸法 H	ガラリ寸法 W	ガラリ寸法 H	枠見込 建具見込	建具位置：数量 1階	2階	合計	ガラス	附属金物	備考
SD-1	1 SD	600	1 000			100	1	1	2		丁番，ケースハンドル，本締錠	SOP塗
AD-1	1 AD	6 445	3 160			70	1		1	扉：フロート5d ランマ：ブロンズガラス	フロアヒンジ，揚落とし金物， 押板，ピンタンプラー本締錠 回転式ストッパー	ステンレス首摺
AD-2	2 AD	3 210	2 650			70	1		1	フロート5d	押板，ピンタンプラー本締錠 フロアヒンジ，揚落とし金物 回転式ストッパー	
AD-3.4 ・()内はAD-4	3 AD	3 200	2 500			70	1		1	フロート5d	附属金物一式	排煙用フック棒（手動式） 網戸付
	4 AD	2 675	2 500			70	7		7	フロート5d	〃	排煙用フック棒（手動式） 網戸付
	5 AD	2 900	1 945			70	2		2	フロート5d	〃	網戸付
	6 AD	2 450	2 500	200	1 750	70	1		1	扉：型4d ランマ：フロート3d	シリンダー嵌込錠，ドアチェック	排煙用フック棒（手動式）
	7 AD	900	2 000	800	250	70	1		1	型4d	〃 ，〃	
AD-5	8 AD	900	1 800			70	1		1	フロート5d	押板，ピンタンプラー本締錠 ドアチェック（ストッパー付）	ステンレス首摺
AD-6	9 AD	1 800	1 800			70	1		1	型4d	シリンダー嵌込錠，アームストッパー	
AD-7	10 AD	800	1 900			70	2		2	型4d	附属金物一式	
AD-8	11 AD	1 565	2 500			70		1	1	上：フロート5d 下：型4d	〃	排煙用フック棒（手動式）
AD-9	12 AD	1 100	1 800			70	1		1		シリンダー嵌込錠，アームストッパー	
AD-10	13 AD	1 565	2 500			70	1	1	2	フロート3d	〃 ，〃	排煙用フック棒（手動式）
AD-11	14 AD	900	1 800			70	1		1	型4d	〃 ，〃	
AD-12	15 AD	1 200	2 150			70	1		1	型6d	押板，ピンタンプラー本締錠 ドアチェック（ストッパー付）	
AD-13												
AD-14	1 AG	450	700				2	2	4		附属金物一式	
AD-15												
AG-1												

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

姿図	記号	寸法 W	寸法 H	ガラリ寸法 W	ガラリ寸法 H	枠見込 建具見込	建具位置：数量 1階	2階							合計	ガラス	附属金物	備考
AW-1 	1 AW	3 300	1 600			70	4								4	ﾌﾛｰﾄ5d	附属金物一式	網戸付
AW-2,7 	2 AW	2 900	1 100			70		8							8	ﾌﾛｰﾄ3d	〃	〃
AW-3.4.5 	3 AW	1 340	1 100			70	3								3	ﾌﾛｰﾄ3d	〃	〃
AW-6,8 	4 AW	1 100	1 100			70	3	3							6	ﾌﾛｰﾄ3d	〃	〃
	5 AW	1 500	660			70		1							1	ﾌﾛｰﾄ3d	〃	
	6 AW	750	1 600			70	5								5	ﾌﾛｰﾄ5d	〃	
	7 AW	2 675	1 100			70	1								1	ﾌﾛｰﾄ3d	〃	網戸付
	8 AW	750	1 100			70	3								3	型4d	〃	
WD-1 	1 WD	1 600	2 000	150	800	36	2								2	型4d	丁番(ステンレス)，アームストッパー 空錠，沓摺(ステンレス)	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
WD-2 	2 WD	900	1 800			36	2								2		丁番(ステンレス)，アームストッパー 空錠	〃 (一〃一)
WD-3 	3 WD	850	2 000			36	2	6							8	型4d	片引き戸用錠(内部,サムターン) フラッターレール	
WD-4 	4 WD	850	2 000			36		2							2	型4d	丁番(ステンレス)，アームストッパー シリンダー錠(内部,サムターン)	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
WD-5 	5 WD	850	2 000	650	200	36		2							2		丁番(ステンレス)，戸当り シリンダー錠	〃 (一〃一) 片面：シナ合板
WD-6 	6 WD	850	2 000			36	2								2	型4d	丁番(ステンレス)，戸当り 空錠，沓摺(ステンレス)	〃 (一〃一) 片面：ビニルクロス貼
WD-7 	7 WD	800	2 000	150	800	36	2	2							4	型4d	丁番(ステンレス)，戸当り 空錠	〃 (フラッシュ)
WD-8 	8 WD	850	2 000			36	1								1		丁番(ステンレス)，ドアチェック シリンダー錠	ポリ化粧合板貼(フラッシュ) 片面：ビニルクロス貼

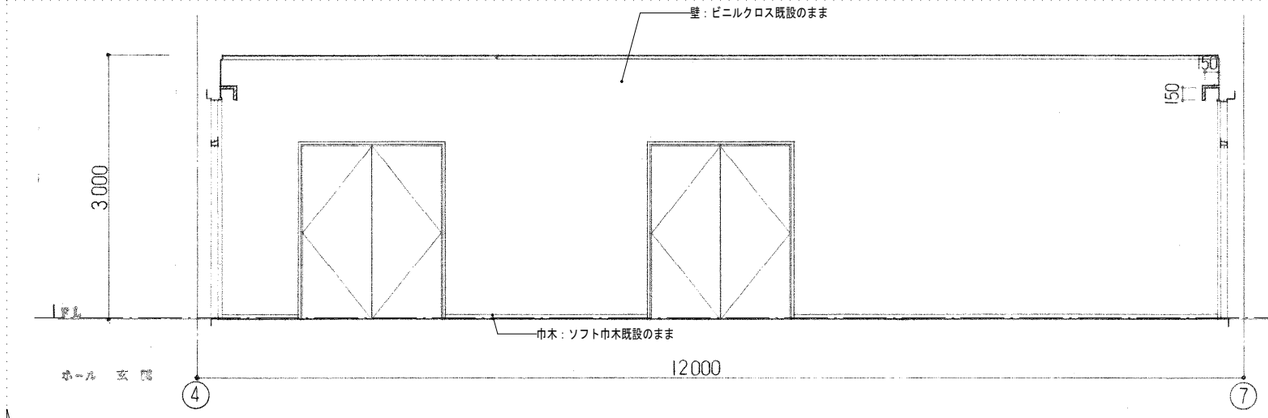
ＡＫ建築設計事務所　広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

A3版：70.7%　A2版：100%

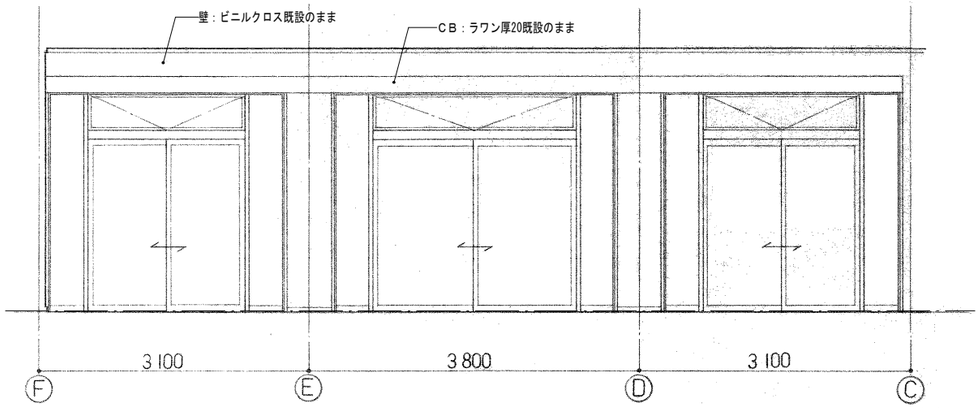
姿図	記号	寸法 W	寸法 H	ガラリ寸法 W	ガラリ寸法 H	枠見込 建具見込	建具位置：数量 1階	建具位置：数量 2階	合計	ガラス	附属金物	備考
WD-9 WD-10 WD-11 WD-12 WD-13 WD-14 WD-15 WD-16 WD-17,22 WD-18 WD-19 WD-20 WD-21	9 WD	850	2 000	650	200	36	2		2		丁番(ステンレス)，戸当り 空錠	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
	10 WD	850	2 000			36	1		1		丁番(ステンレス)，戸当り シリンダー錠(内部.サムターン)	ビニルクロス貼(〃)
	11 WD	2 930	1 945			21	2	6	8		引手	障子
	12 WD	3 535	1 945			27	1		1		〃	フスマ
	13 WD	1 800	1 945			36	2	6	8		〃	フスマ 片面:ポリ化粧合板貼
	14 WD	1 710	1 945			27	2	6	8		〃	フスマ
	15 WD	860	1 245			27	2	6	8		把手，丁番(ステンレス)	フスマ
	16 WD	760	1 245			36		6	6		把手，丁番(ステンレス)	ビニルクロス貼(フラッシュ) 片面:シナ合板
	17 WD	600	1 850			33	5	5	10		丁番(ステンレス)，戸当り 握玉，表示器付掛金物	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
	18 WD	1 685	2 400			27	1		1		引手	フスマ
	19 WD	850	700			36	1		1		自由丁番(ステンレス)	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
	20 WD	5 400	2 000			36	1		1	フロート3d	引分け戸用錠，戸車	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
	21 WD	1 800	2 000	700	200	36	1		1		丁番(ステンレス)	〃 片面:シナ合板
	22 WD	370	1 850			33	1	1	2		丁番(ステンレス)，握玉	ポリ化粧合板貼(フラッシュ)
WW-1	1 WW	1 200	420				1		1	フロート3d	丁番(ステンレス) 掛金物	

※木部見え掛りはOP塗(但しWD-3及び障子・フスマは除く)

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

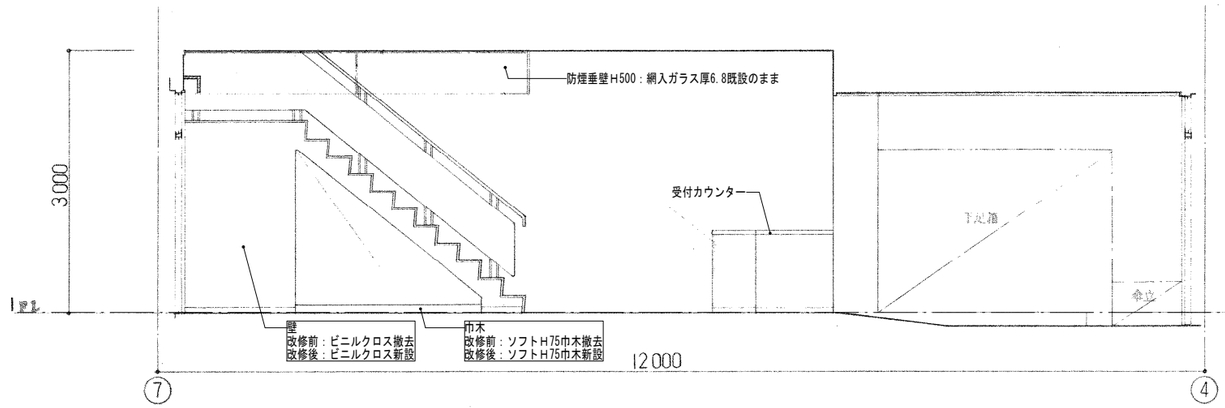


A 面

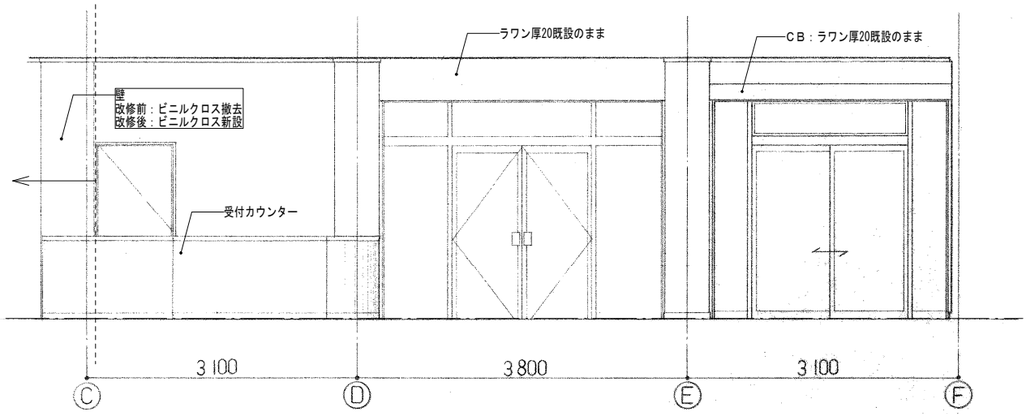


B 面

ロビー　展開図　1:50

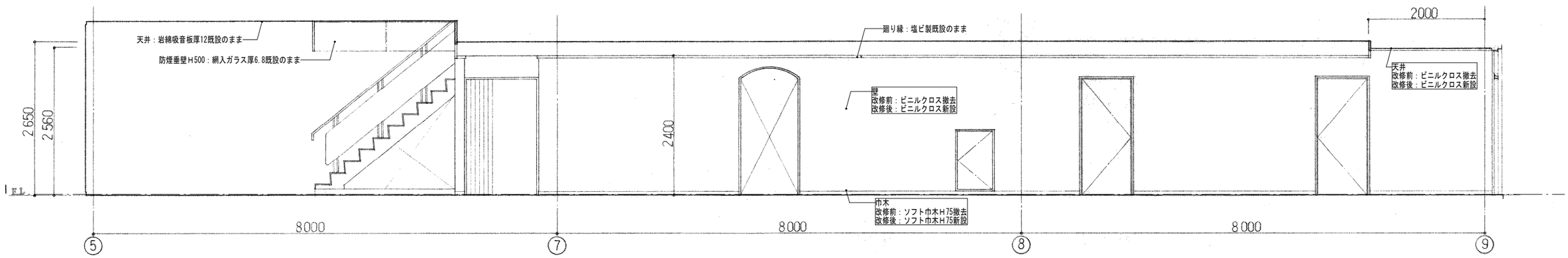


C 面



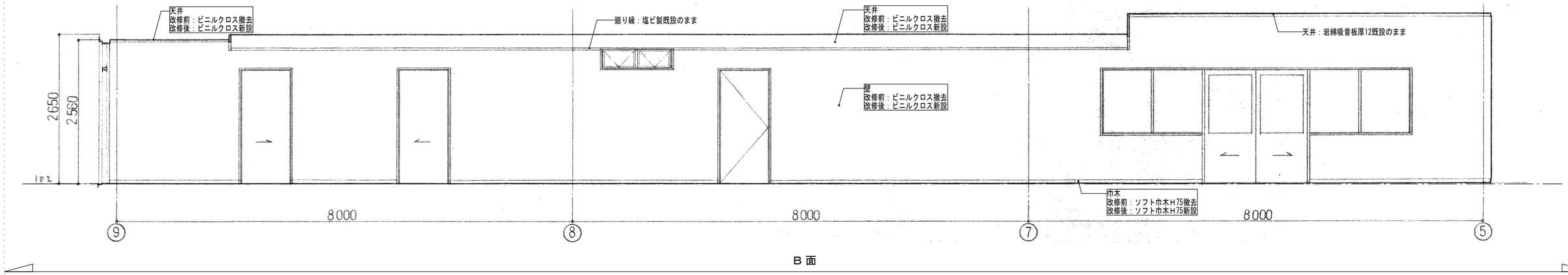
D 面

ロビー　展開図　1:50



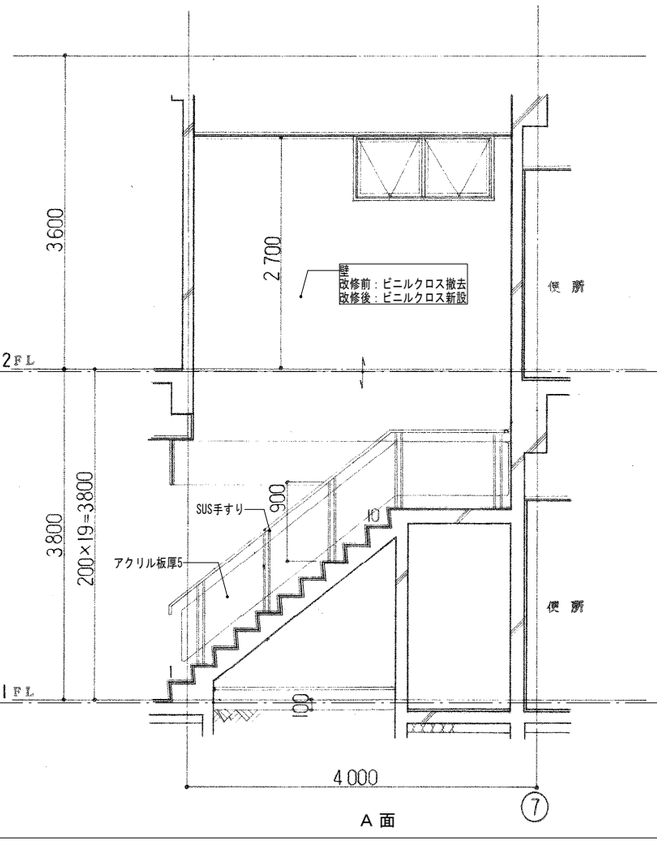
A 面

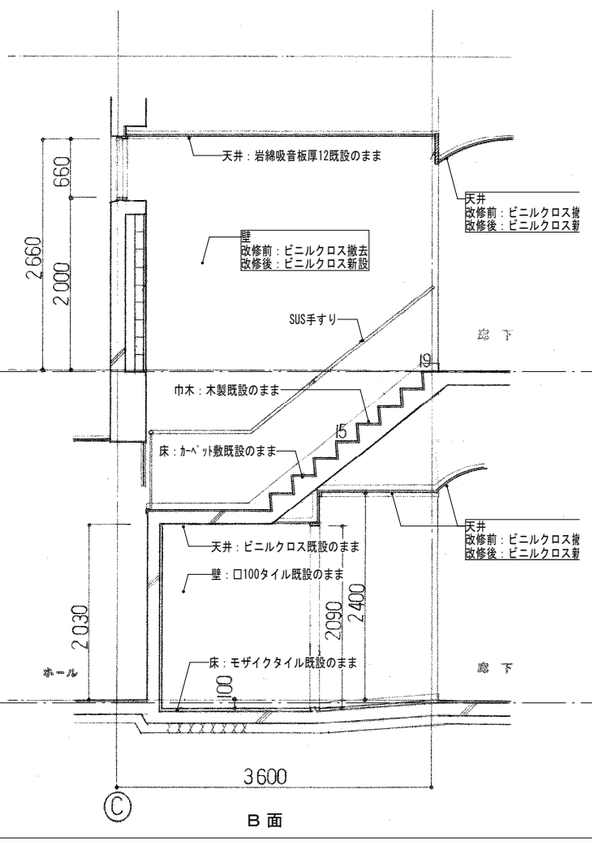
廊下　展開図　1:50



B 面

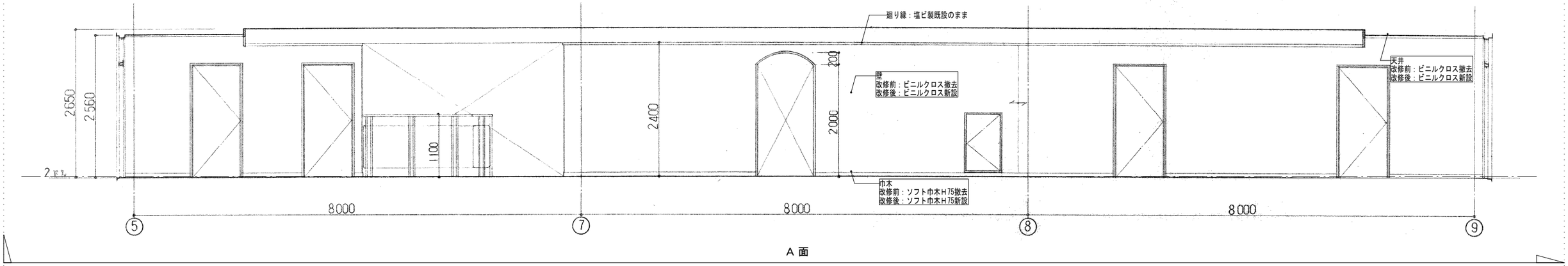
廊下　展開図　1:50





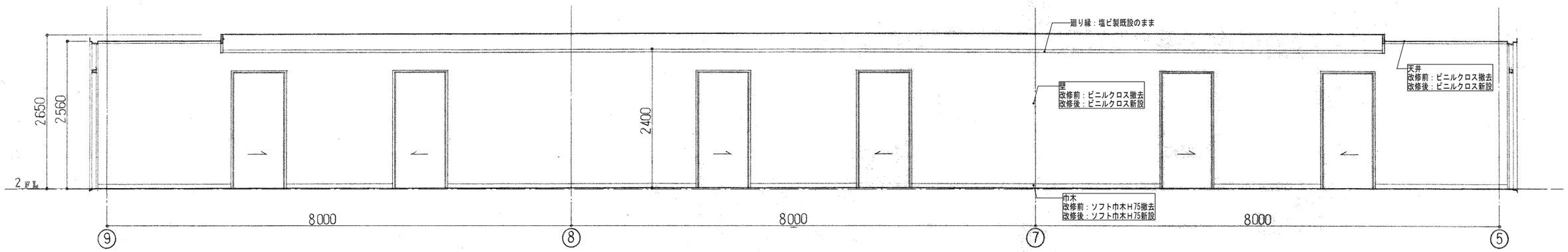
階段　展開図　1:50

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



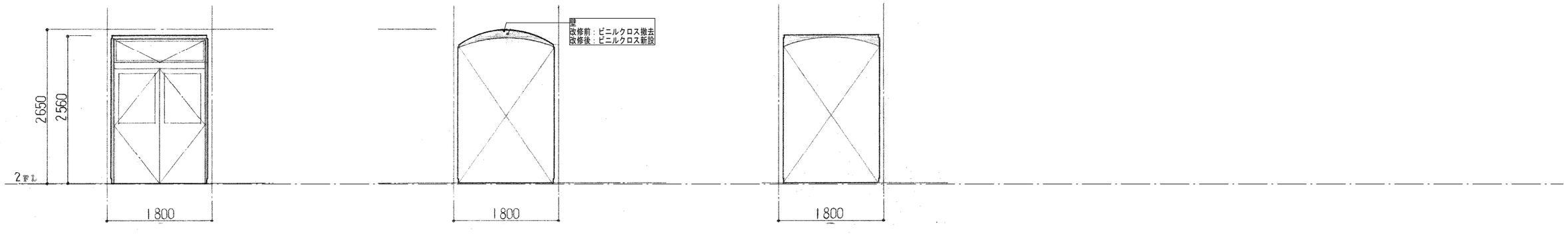
A 面

廊下　展開図　1:50



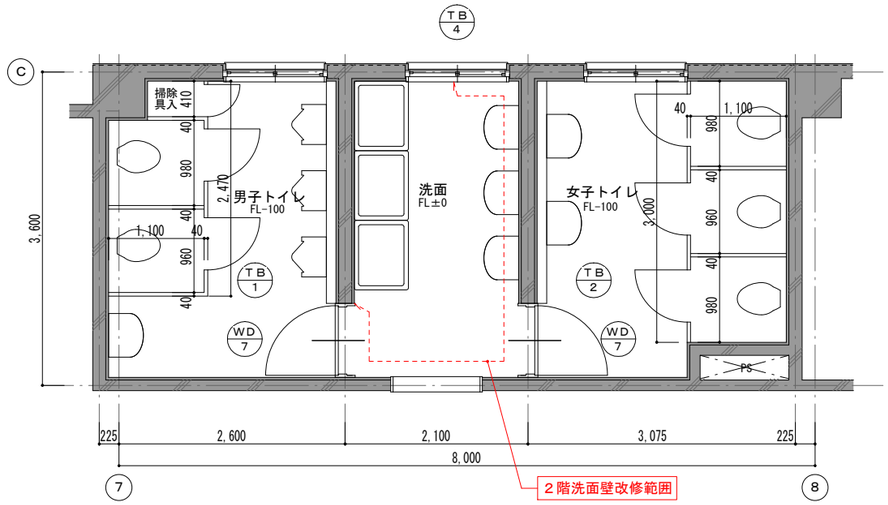
C 面

廊下　展開図　1:50



B１面　　B２面　　D 面

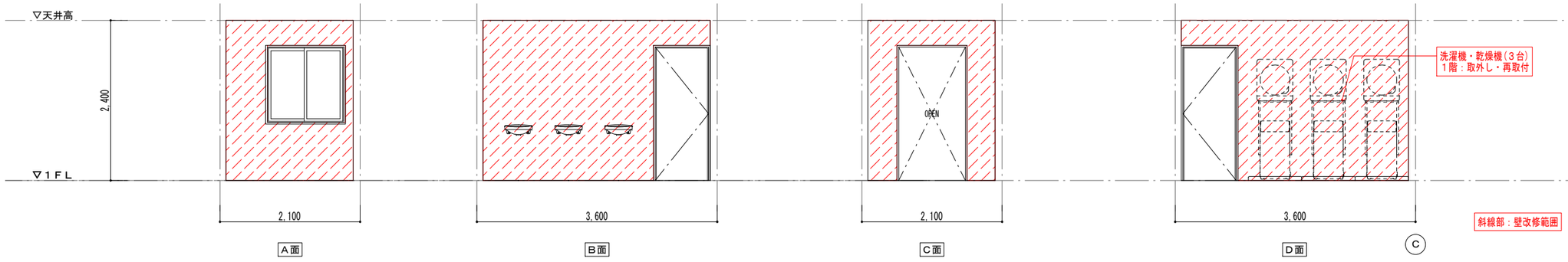
廊下　展開図　1:50



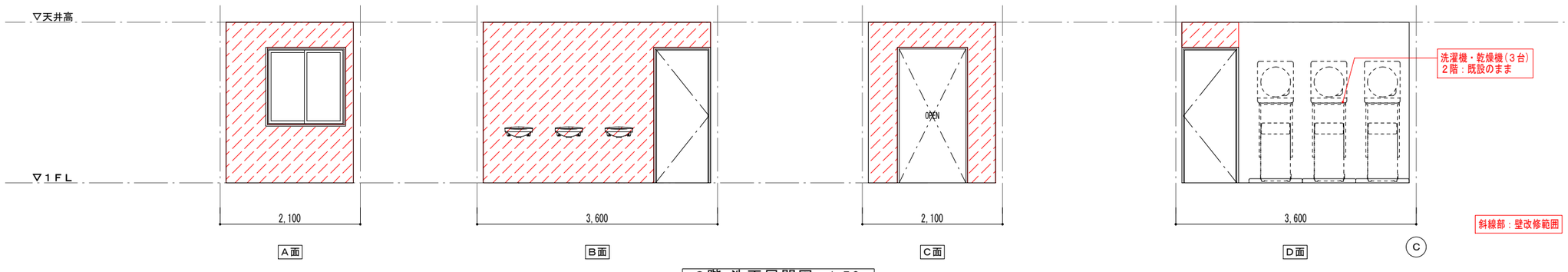


1、2階平面図　1:50

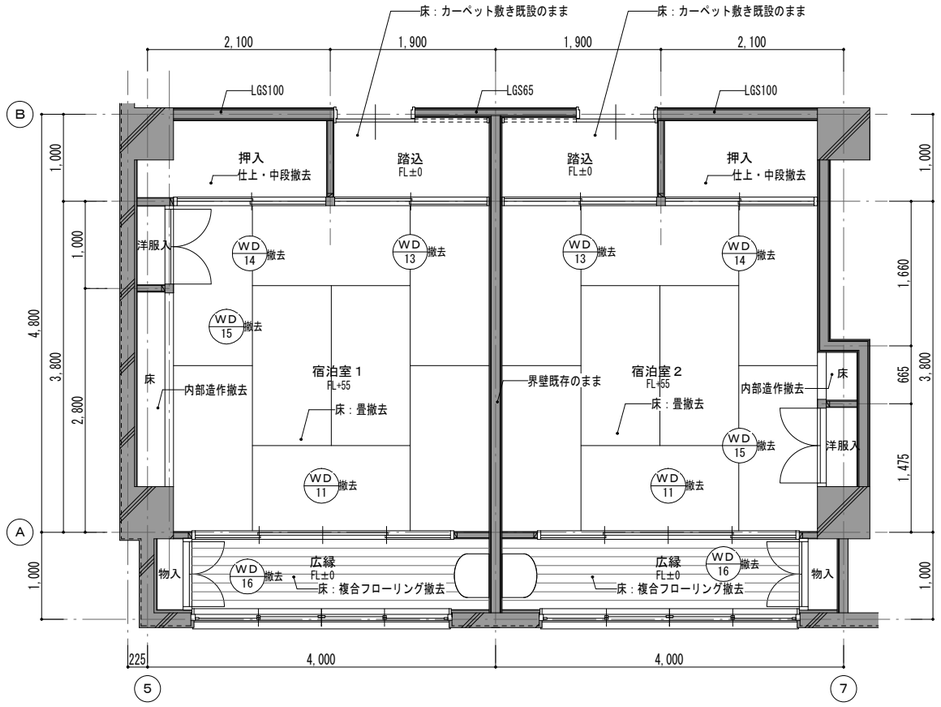
洗面壁
改修前：タイル撤去
改修後：化粧ケイカル厚6 新設
下地調整共
開口廻り見切・ジョイナー(アルミ製)



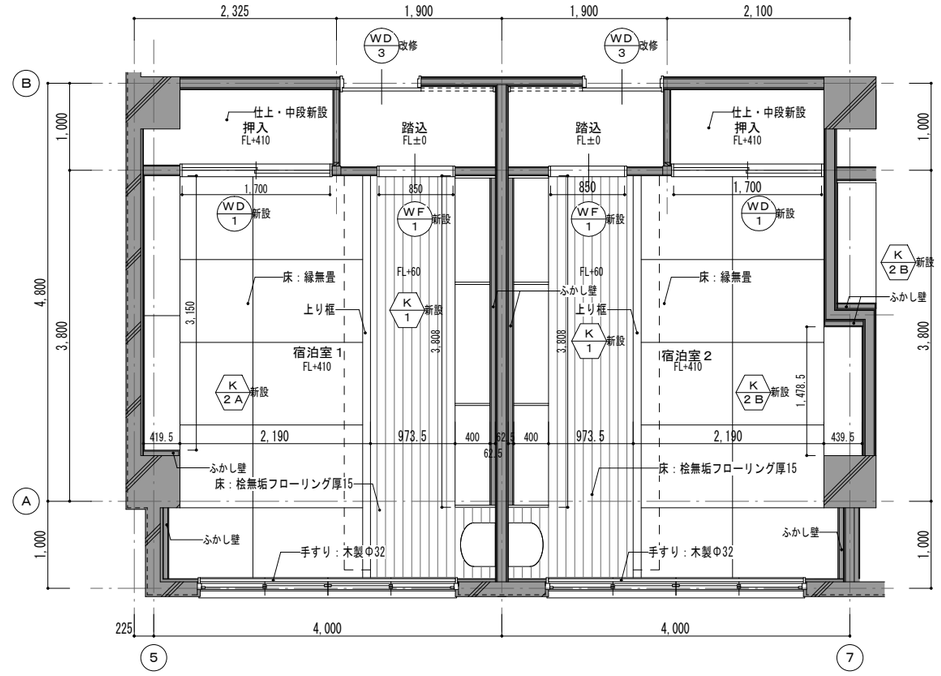
1階 洗面展開図　1:50



2階 洗面展開図　1:50



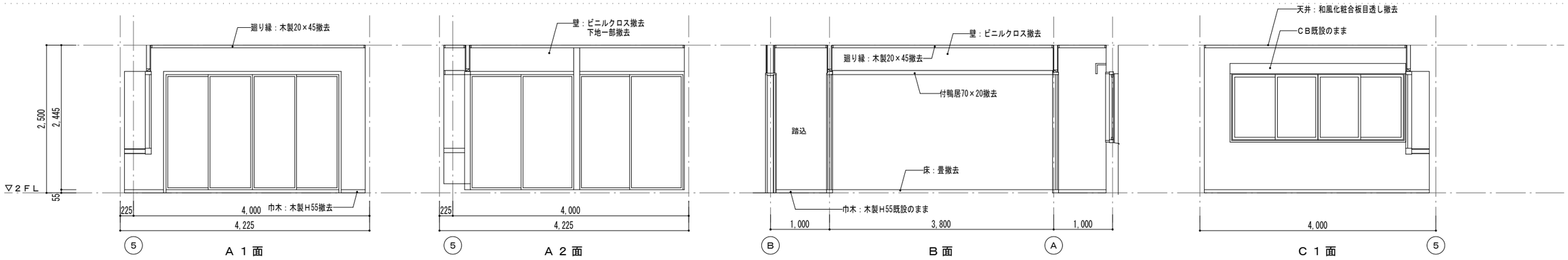
平面詳細図(改修前) 1:50



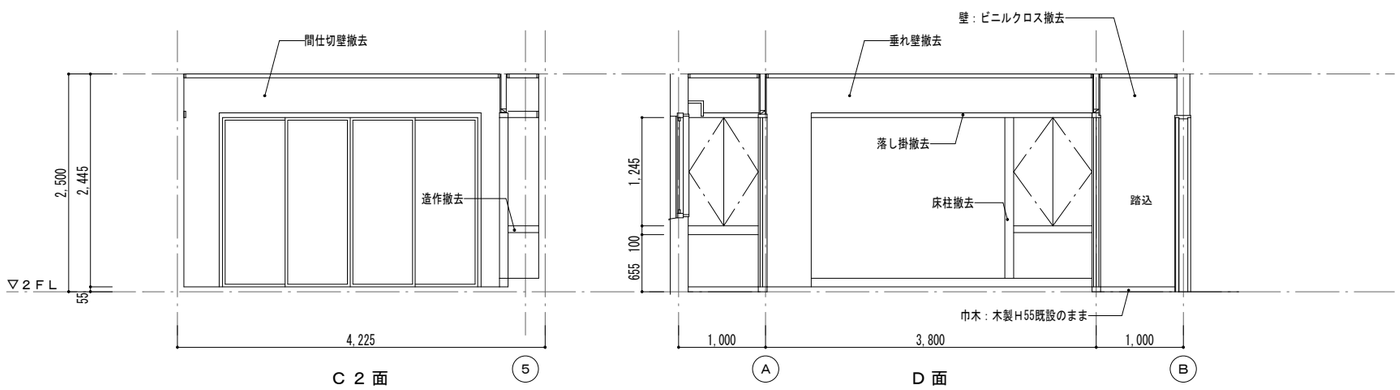
平面詳細図(改修後) 1:50

記号・場所・数量	WD 3 改修　踏込	6	WF 1 新設　踏込	6	WD 1 新設　押入	6
見込・形式	片引き框戸　W850×H2000		３方枠		33　引違いフラッシュ戸　W1700×H1800	
材質・塗装	既設のまま　姿図はA-28参照		桧、WP塗		シナ合板フラッシュ、WP塗	
ガラス部	改修前：型ガラス厚4 撤去 改修後：アクリル(型ガラス調)厚4 新設					
金物	既設のまま				引手、戸車、埋込Ｖレール	
備考			敷居：桧　WP塗　見付25、見込125		枠：桧　WP塗　見付25、見込145	

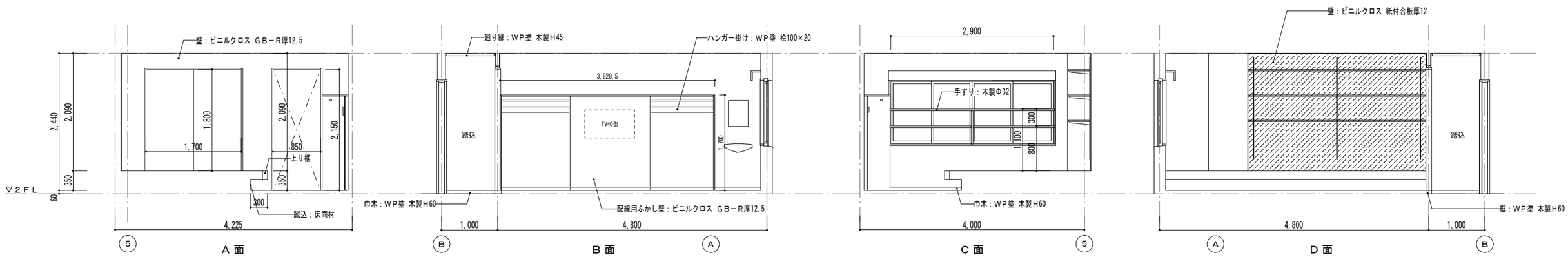
ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



宿泊室１展開図（改修前）　1：50

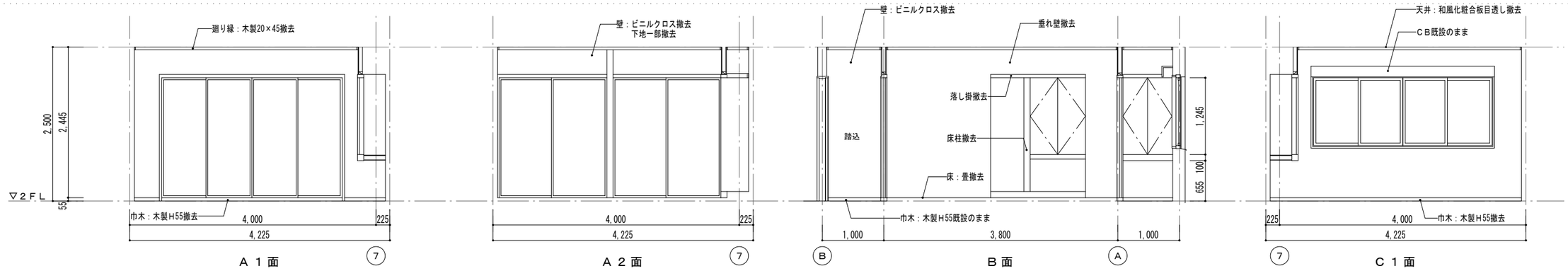


宿泊室１展開図（改修前）　1：50

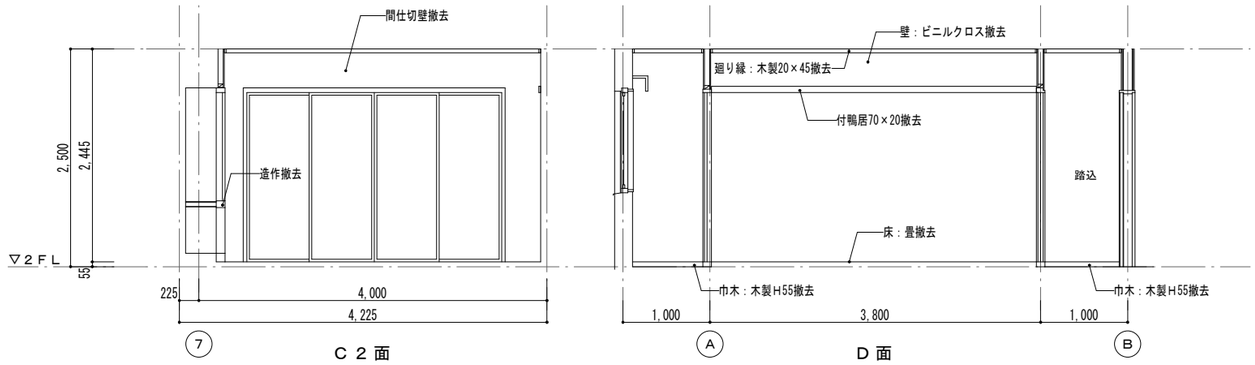


宿泊室１展開図（改修後）　1：50

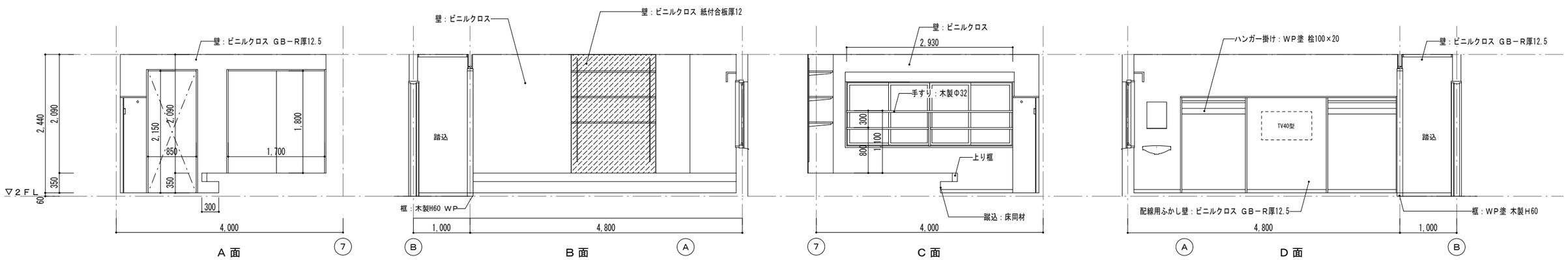
ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２（１）５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



宿泊室１展開図（改修前）　1:50

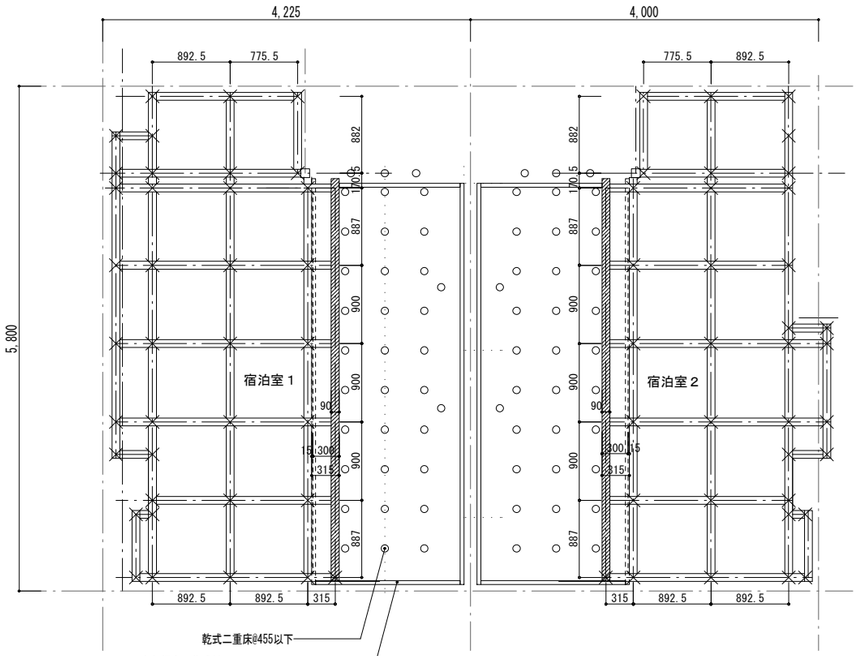


宿泊室１展開図（改修前）　1:50



宿泊室１展開図（改修後）　1:50

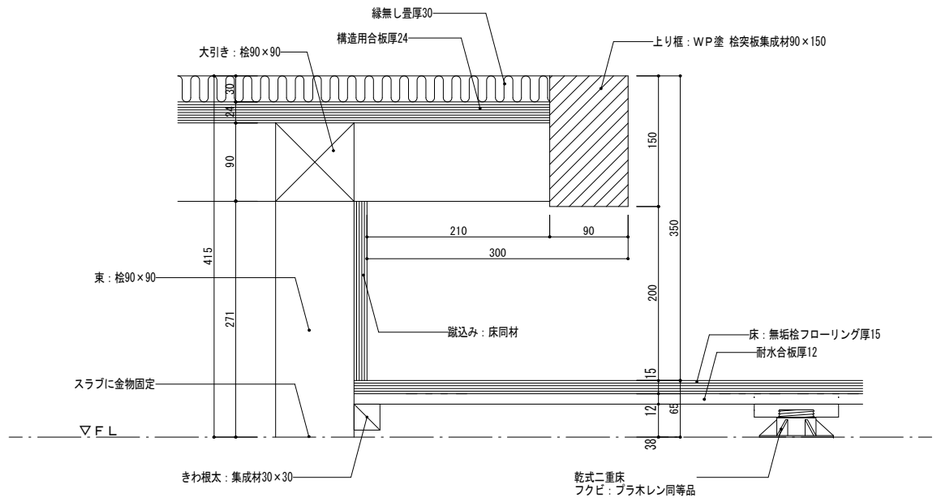
床伏図　1:50



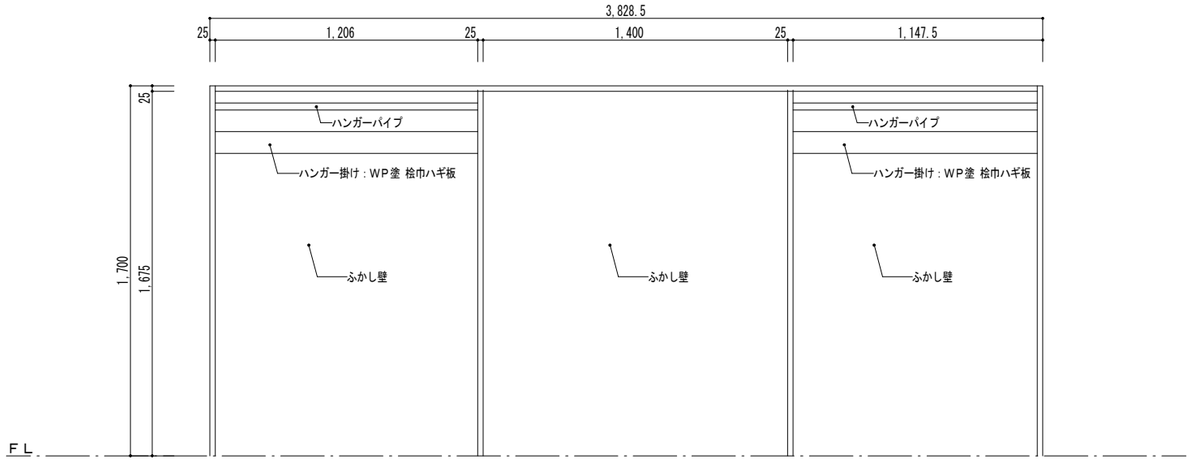
凡例

×	束：桧90×90
═	大引：桧90×90
▨	上り框：桧突板集成材：90×150

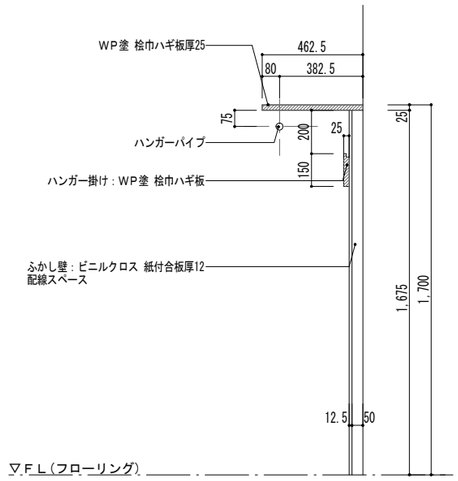
上り框詳細図　1:5



Ｋ－１　詳細図　1:20



展開図

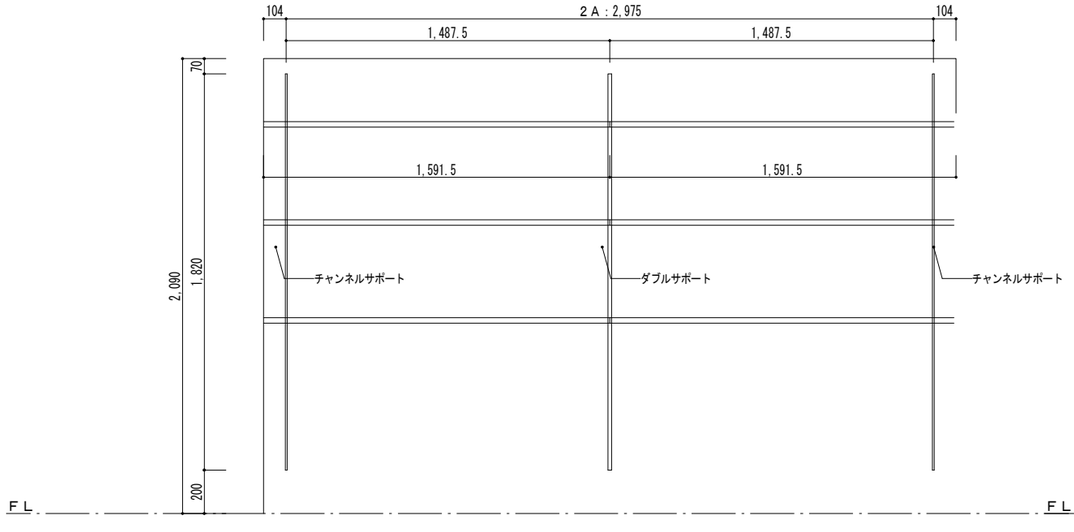


断面図　※棚板の巾及び奥行きは壁の仕上がりにあわせること。

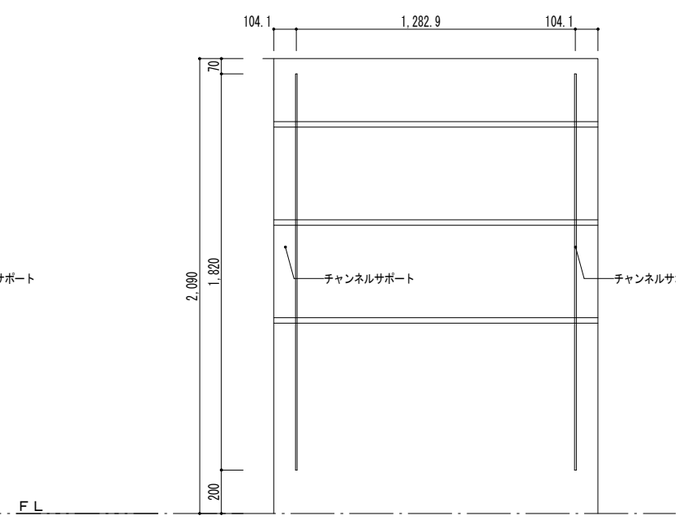
仕　様　　６か所

見え掛	ＷＰ塗　桧巾ハギ板厚25
金　物	ハンガーパイプ：Φ32、クロームメッキ、受金具共

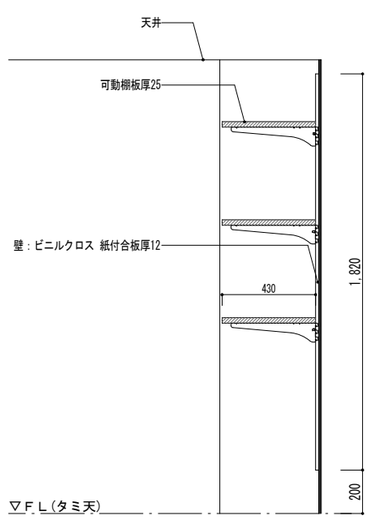
Ｋ－２Ａ、２Ｂ　詳細図　1:20



展開図



展開図



仕　様　　２Ａ：２か所、２Ｂ：４か所

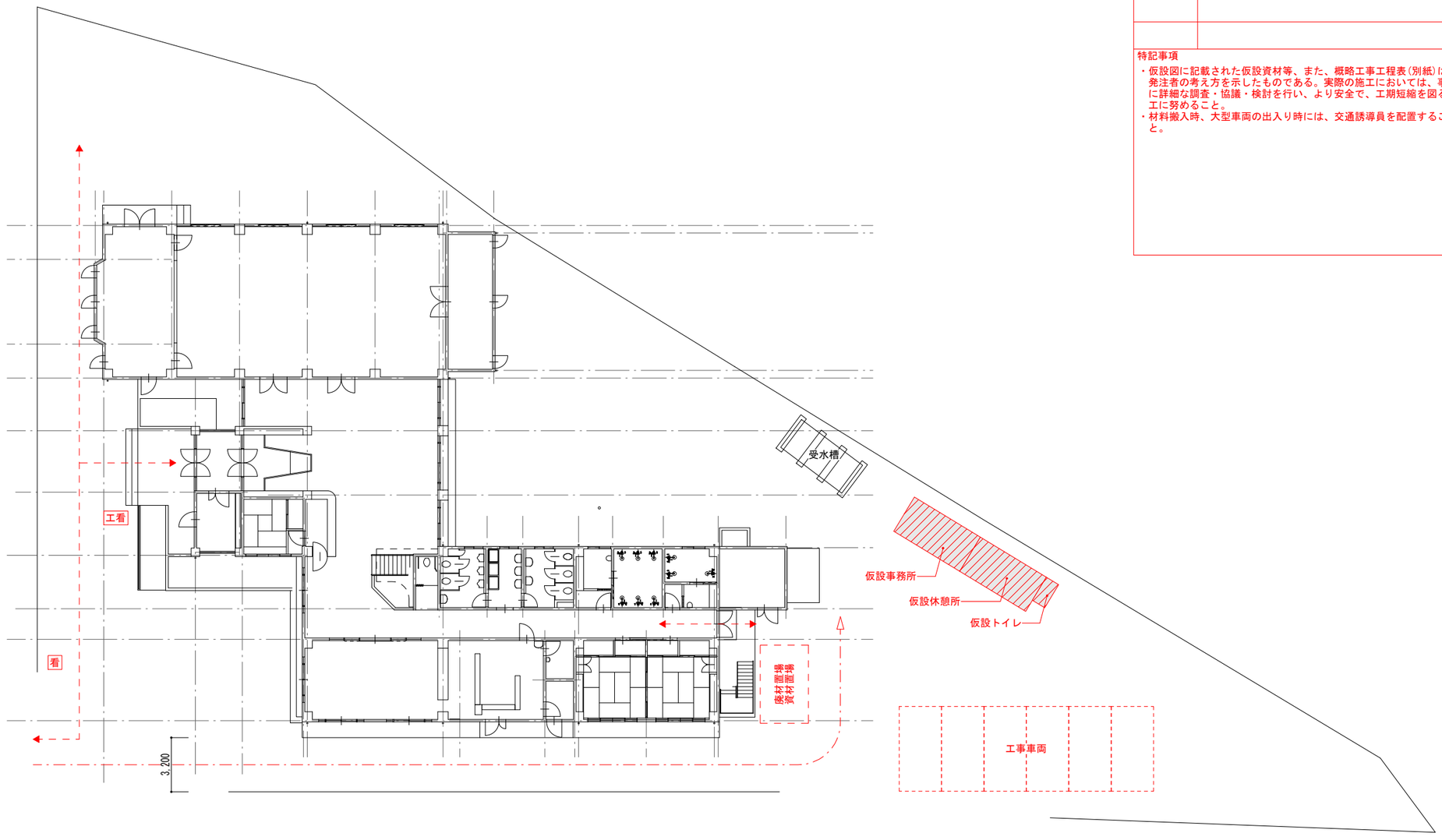
見え掛	ＷＰ塗　桧巾ハギ板厚25　３段
金　物	可動棚システム（ロイヤル：ＳＳシステム） チャンネルサポートＬ1820 ダブルサポート（Ｋ－２Ａ） 木棚用ブラケットＫ－２Ａ：Ｄ400 Ｋ－２Ｂ：Ｄ400

凡例

◁— · —	動線：工事関係進入経路
← － －	動線：施設利用者
仮	バリケードH1800程度
	カラーコーン、コーンバー
誘	誘導員（臨時）
看	工事中協力用看板
工看	工事用看板

特記事項

・仮設図に記載された仮設資材等、また、概略工事工程表（別紙）は、発注者の考え方を示したものである。実際の施工においては、事前に詳細な調査・協議・検討を行い、より安全で、工期短縮を図る施工に努めること。
・材料搬入時、大型車両の出入り時には、交通誘導員を配置すること。



N

仮設計画図（案） 1:200

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２（1）５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

仮設計画（案）

A3版：70.7%　A2版：100%

Ⅰ．工 事 概 要

1. 工事名称　：研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事
2. 工事場所　：広島県山県郡北広島町大朝4676-1
3. 建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築基準法による延べ面積（m2）	消防法施行令別表第一の区分	備　考
グリーンヒルおおあさ	ＲＣ造	２階	875.28	(5)項イ 宿泊施設	

4. 工事種目　（ ⊙ 印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別 プール					
⊙ 電灯設備						
• 動力設備						
• 電熱設備						
• 雷保護設備						
• 受変電設備						
• 電力貯蔵設備						
• 発電設備						
• 構内情報通信網設備						
⊙ 構内交換設備	改設一式					
• 情報表示設備						
• 映像・音響設備						
⊙ 拡声設備	改設一式					
⊙ 誘導支援設備	改設一式					
⊙ テレビ共同受信設備	改設一式					
• 監視カメラ設備						
• 駐車場管制設備						
• 防犯・入退室管理設備						
⊙ 火災報知設備	改設一式					
• 中央監視制御設備						
• 医療関係設備						
⊙ 構内配電線路	改設一式					
• 構内通信線路						

5. 指定部分　　※ 無し　・　あり（工期 令和　年　月　日）
　対象部分：
　（改修工事の場合の部分使用　　※ 無し　　・あり）

Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共通仕様
（1）特記仕様及び図面に記載されていない事項は，国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」（ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）」）（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和４年版）」（以下「標準図」という）による。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合，機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。
（3）本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため，発注者より連絡があれば対応すること。
　ア 公共事業労務費調査…工事中に実施（調査票の記入提出，発注者実施への協力等）
　イ 契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
2. 特記仕様
（1）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。
（2）特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用する。ただし，○印のない場合は※印を適用する。
（3）標準仕様書で「特記がなければ，」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において，それらが関係法令等（条例含む）に抵触する場合には，関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。

項　目		特　記　事　項
一般共通事項	① 施工条件	現場説明書による。
	② 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に，工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。
	③ 施工調査	施工に先立ち，改修工事関連（施工部位により既存性能を損なうおそれのある）部分の事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。（・　　・　　） 調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 搬去する機器類等について，製造年，品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し，監督職員に報告する。・微量PCB含有機器（・変圧器　　・　　） ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　　・　　）
	④ 発生材の処理	引渡しを要するもの　※無 ・有（・金属類 ・盤類 ・電線，ケーブル ・　　） 特別管理産業廃棄物　※無 ・有　・本工事において調査を行う （・PCB使用機器 ・アスベスト含有設備資機材（・配線用遮断器　　・　　）） 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中，特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合，その処理方法は監督職員と協議する。 放射性物質を含むイオン化式感知器　※無 ・有 　製造業者又は販売業者に回収を委託する。（ ・ 別途 ※本工事） 再生資源化を図るもの　※無 ・有（・蛍光管 ・HIDランプ ・小型二次電池　　）
	⑤ 機材の品質等	（1）本工事に使用する機材等は，設計図書に定める品質及び性能の他，通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし，製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は，あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 また，国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については，他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 （2）別表－１に示す機材等を使用する場合は，次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし，次の①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備されていること ②生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること ③安定的な供給が可能であること ④法令等で定められある場合は，その許可，認可，認定又は免許を取得していること ⑤製造又は施工の実績があり，その信頼性があること ⑥販売，保守等の営業体制が整えられていること。

一般共通事項		
	⑥ 完成時の提出書類等 ※建築工事に準ずる	（1）工事完成図書引渡書A4版　2部 （2）完成図書　1部 （3）完成図面・施工図面二折り製本A3版製本　1部 （4）縮小完成図面・施工図面二折り製本A4版製本　2部 （5）工事写真 （工事中写真A4版カラーサービス版）　1部 （完成写真A4版カラーサービス版）　2部 （6）電子成果品（電子納品）CDR　2部 （7）工事監理図書A4版　1部 （8）工事概要調書A4版　2部 （9）諸官庁届出書類一覧表A4版　1部 諸官庁届出書類（正）A4版　1部 （10）運転操作説明書A4版製本・取扱説明書　1部 （11）展開接続図A3版製本　部 （12）保全管理台帳A4版・設備台帳A4版　部 （13）型式台帳　式 ※型式台帳は，監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材，機器を記入し提出すること。 ※建築工事に伴う工事の提出部数は，建築工事に合わせる。 ※工事写真は「営繕工事写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 ※既存完成図（CADデータ含む）の修正を行う（間仕切・室名も現状に合わせて修正する）。
	⑦ 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ，各現場代理人捺印の上提出する。なお，当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は，発注者に移譲するものとする。
	8. 足場	本工事で設置する。 ・外部足場（　種） ・内部足場（　種）
	9. 工事用電力，水，その他	本工事に必要な工事用電力，水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。
	10. 監督職員事務所	本工事で設置する
	11. 受注者事務所その他	構内につくることができる
	12. 建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積
	13. 非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は，事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。探査方法は電磁誘導式を原則とする。放射線透過検査等による埋設物の調査実施する場合，範囲は監督職員の指示による。なお，検査費は別途とする。
	14. 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し，既存躯体に穿孔する場合は，金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。
	⑮ あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　１施工単位に対し１本以上 対象機器　（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・　　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
	16. 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても，第1種電気工事士により施工を行う。
	⑰ 耐震措置	設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし，重量1kN以下の軽量な機器については，設備機器の製造業者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 （1）機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は，機器重量［kN］に，地域係数（・1.0 ※0.9 ・0.8）と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階 屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5・	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層とは2～6階建の場合は最上階，7～9階建の場合は上層2階，10～12階建の場合は上層3階，13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階，1階を除く各階で上層階に該当しないもの。
水槽類には燃料小出し槽を含む。
重要機器は次のものを示す。
（・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知受信機 ・中央監視制御装置 ・通信総合盤 ・　　）
（2）設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1／2とし，水平地震力と同時に働くものとする。
（3）横引き配管等の耐震支持は，施設の分類に応じたものとする。

	⑱ 電線類	（1）EM電線類で規格等の記載のないものは，ハロゲン及び鉛を含まないものとする。 （2）通信ケーブルでJCS規格に従い対象のケーブルはJCS規格に準じたものとする。 （3）盤内配線はEM電線を使用する。ただし，製造者標準品は除く。
	⑲ ケーブルの種類	EM-高圧架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙは，JIS4935「6600V架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｹｰﾌﾞﾙ(3層押出型)」によるものとし，次による。

呼称(図示記号)	種　類
6kV EM-CE(EE)	6600V 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｶｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))
6kV EM-CET(EE)	6600V ﾄﾘﾌﾟﾙｸﾛｽ型架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁耐燃性ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝｼｰｽｶｰﾌﾞﾙ(6600V CE/F(EE))

	20. 電線本数・管路等	分電盤，制御盤，端子盤などの2次側以降の配線経路，電線本数，管径などは監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
	21. 露出配管の塗装（付属品を含む）	塗装する部分 ・居室（　　） ・廊下 ・屋上，屋側 ・屋外 ・機械室
	㉒ 屋外露出配管の仕上げ	屋外露出配管（厚鋼電線管）で塗装を行わない場合は，溶融亜鉛めっき仕上げ［めっき付着量300ｇ/㎡以上］とする。
	㉓ ﾌﾗｯｼｭﾌﾟﾚｰﾄの材質	⊙金属製（ステンレス，新金属も含む） ・樹脂製（使用場所　　）
	㉔ ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄの用途別表示	シール等を貼付し，用途を表示する。
	25. ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装	ｽﾃﾝﾚｽ製ﾌﾞﾙﾎﾞｯｸｽの塗装　※有（メーカ指定色又は指定色仕上）・無（素地仕上）
	㉖ 屋上・屋側の支持金物等	ステンレス製または鋼材に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
	27. 接地極	接地極の材料は次による。

接地極の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極
• 共 同 接 地	E_{k-3}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• 共 同 接 地	E_{k-2}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• A 種	E_A	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• B 種	E_B	Ω以下	EB×2連ー 2組
• C 種	E_C	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• D 種	E_D	100Ω以下	EB×1
• 高 圧 避 雷 器	E_H	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• 交 換 機 用	E_1	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• 通 信 用	E_{H1}	10Ω以下	EB×3連ー 2組
• 通 信 用	E_{L}及びE_{H2}	100Ω以下	EB×1
• 電話引込口の保安器用	E_{t1}	100Ω以下	EB×1
• 測 定 用	E_s	――	EB×1

（連結及び単独の場合，EBはD＝14 L＝1,500又はW＝40 L＝1,200とする）
（E_2，E_{t1}，E_{t2}，E_{t3}，E_sの場合，EBはD＝10 L＝1,000又はW＝30 L＝900とする）

一般共通事項		
	28. 他工事との取合い	図面に記載されていない工事区分は，別紙工事区分表による。
	29. 天井仕上げ区分	（　　）書きの室名は直天井を示し，その他は二重天井を示す。
	㉚ 配線図記号その他	（1）EEF1.6-2C×2は，EEF1.6-4Cを使用してもよい。 （2）EMケーブルの表記は警報用及び同軸ケーブルを除き「EM-」を省略する。
	31. 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 （1）風圧力 風速（Vo＝ ・30 ・32 ・34 m/s）　地表面粗度区分（ ・Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ） （2）積雪荷重 建設省告示第1455号における区域　別表（　　）
	32. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上の樹脂被覆鉄線を挿入する。
	㉝ 露出配管の固定保護	2.5m以下のサドル及びダクターには保護を行う。
	㉞ 屋上・屋側等への設置機材の周囲処理	建築物（構造体）に直接設置するプルボックス，各種盤及びダクターには周囲にシール処理を行う。
	35. 官公署への手続き	工事の着手，施工，完成にあたり，関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等を遅滞なく行う。
	㊱ 工事現場の表示	現場の見えやすい位置に，監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※工事名等の表示板（900mm×600mm）　・工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	37. 交通誘導員	_____作業期間，交通誘導員を_____（人/日）配置すること。
	38. 工事中情報共有ｼｽﾃﾑ	（1）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （2）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （3）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （4）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	39. 電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」に基づき作成する。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html ※ 工事管理ファイル ・ 施工計画書 ・ 工程表 ・ 打合せ簿 ・ 機材関係資料 ・ 施工関係資料 ・ 検査関係資料 ・ 発生材関係資料 ※ 完成図 ・ 保全に関する資料 ※ 施工図 ※ 完成写真 ・ その他

電灯設備		
	① 配線器具	⊙接地極付きコンセント（2P15A）はプラグ無しとする。 ⊙防水形コンセントはプラグ無しとする。 ・ハーネスジョイントボックス用OAタップのケーブルは，ハロゲン及び鉛を含まない材料とする。
	② 照明器具	（1）LEDの光源色は別図面に指定がある場合を除き下記による。 LEDの光源色　（・電球色　※昼白色）
	3. 照明制御の照度測定等	（2）LED照明器具の定格入力電圧はユニバーサル電圧（100V～242V）に対応するものとする。 明るさセンサーによる照明制御を行う部屋は，照度測定を行い，測定表を監督職員に提出する。なお，測定箇所は監督職員の指示による。 照度測定（100%点灯時（※夜間 ・　　））（調光制御点灯時（※夜間 ※昼間））
	4. 照明制御装置設定器	設定器機能 ・アドレス設定 ・グループ設定 ・パターン設定 ・タイムスケジュール設定
	5. 多重伝送ﾘﾓｺﾝｱﾄﾞﾚｽ送信器	納入数　※1個 ・　個
	6. 非常照明・誘導灯自己点検送信器	納入数　※1個 ・　個

動力設備		
	1. ｲﾝﾊﾞｰﾀ装置の規約効率	三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11
規約効率（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5

電動機出力（kW）	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率（%）	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考
（1）規約効率はJIM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（2）0.4kWの効率はJIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
（3）0.75kWの効率はJIS C 4213「低圧三相かご型誘導電動機トップランナーモーター」の定格電圧200V，IP4X，６極，50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

構内交換設備		
	1. 型式	※ボタン電話装置　・交換装置
	2. 保安器用接地	※本工事　・別途工事
	3. 壁掛電話機	送受話器の落下防止を施す。

構内配電線路		
	1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引込み部の地盤変位対応（沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
	2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（・電力 ※電気 ・　　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。
	3. 高圧負荷開閉器	※開鎖形（中耐塩形） ・開鎖形（重耐塩形） ・避雷器内蔵 ・地絡継電器付（※方向性 ・無方向性） ※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。
	4. 高圧ケーブルの端末部	高圧ケーブルの両端部にシースの絡み対策（熱収縮テープによるシースずれ止め対策等）を行う。
	5. 高圧ケーブルの屋外端末処理	・一般形 ・耐塩形
	6. 照明用ポール	照明用ポールは配線用遮断器（トリップ機能なし）又はカットアウトスイッチ（素通しヒューズ）を設ける。ただし，ガーデンライトは除く。

構内通信線路		
	1. 施工方法	埋設深さ　特記なきは地表面（舗装がある場合は舗装下面）から300mm以上とする。 建物側配管引き込み部の地盤変位対応 （沈下量 ・0.2m以下 ・0.6m以下 ・1.0m以下）
	2. 地中箱	蓋の記号表示　鋳型流込み（※通信 ・　　） ハンドホール内のケーブル支持等は，マンホールに準じて行う。 アスファルト舗装面に使用するハンドホール及び鉄蓋は，アスファルト舗装用とする。

雷保護設備		
	1. 大地抵抗の測定	工事着手前に大地抵抗率を測定し，測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。
	2. 接地システム	・構造体利用接地極 ・A型接地極 ・B型接地極 ・JIS A 4201-1999

受変電設備		
	1. 受変電設備容量	____kVA
	2. 変圧器	次のものを付属させる。 ・移動車輪（75kVA以上のもの） ・防震ゴム ・ダイヤル温度計（置針付） モールド変圧器の表面は充電部とみなし，注意標識を取付ける。
	3. 予備品等	標準仕様書によるほか電力ヒューズ現用定格値のものを現用数

発電設備		
	（燃料系発電装置） 1. 電気方式	・高圧 ・低圧
	2. 発電機容量	_____kVA以上
	3. 燃料小出槽	逐油ポンプのあるシステムでフロートスイッチの上限フロートは，通過形接点とする。
	4. 燃料種別	・軽油 ・A重油
	（太陽光発電装置） 1. 太陽電池アレイ	公称出力 _____kW以上　交流出力の電気方式 __相 __線 ____V
	2. パワーコンディショナ	定格容量 _____kW以上　自立運転機能 （ ・有 ・無）
	3. 表示装置	・液晶 ・LED表示装置
	4. 連系する電力系統	・高圧受電みなし低圧連系 ・高圧連系 ・低圧連系

拡声設備		
	増幅器	・時報及び自動放送（体操放送等）はアッテネータを経由した回路とする。 ・増幅器の入出力配線と外部配線（壁ボックス等）の接続はコネクタによる。（一斉回路は使用しない）

その他

① 機器取付高

機器取付高は下記を標準とする。ただし，天井高3m以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は監督職員と協議する。

	名　称	測　点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地 上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器	床 上～中 心	1,800～2,200
電灯	分電盤,OA盤,実験盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)
	ホーム分電盤	天井下～上 端	200
	スイッチ	床 上～中 心	1,300
	〃（多機能ﾄｲﾚ・車椅子用居室）	〃	1,100
	〃（車椅子用ﾍﾟｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃（自動・手動切替）	〃	1,800
	コンセント（一般）	〃	300
	〃（和室）	〃	150
	〃（台上）	台 上～中 心	150
	〃（土間）	床 上～中 心	800～1,300
	〃（車椅子用居室）	〃	400
	〃（車椅子用ﾍﾟｯﾄﾞ周辺）	〃	900
	〃（トイレ）	〃	300～400
	ブラケット（一般）	〃	2,100～2,300
	〃（踊場）	〃	2,000～2,500
	〃（鏡上）	鏡上端～中 心	150
動力	壁掛形制御盤	床 上～中 心	1,500(上端1,900以下)
	手元開閉器	〃	1,500
	操作スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤	床 上～下 端	300
	保安器箱	天井下～上 端	200
	壁付アウトレット	床 上～中 心	300
	〃（和室）	〃	150
	壁付電話機	〃	1,300
	壁掛形親時計	〃	1,500(上端1,900以下)
電気時計	子時計	床 上～中 心	天井高×0.9

	名　称	測　点	取付高（mm）
拡声	壁掛形スピーカ	床 上～中 心	天井高×0.9
	壁付アッテネータ	〃	1,300
表示	情報・出退表示盤	〃	天井高×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル，ブザー，チャイム	〃	2,300
	壁付押ボタン（一般）	床 上～中 心	1,300
	電源箱	床 上～下 端	300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
	車椅子用ｲﾝﾀｰﾎﾝ（居室子機）	床 上～中 心	1,100
	壁付ｲﾝﾀｰﾎﾝ(上記以外)	〃	1,300
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	900
	壁付押ﾎﾞﾀﾝ(多機能ﾄｲﾚ)	〃	400
	床転倒時用		
	身障者用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	標準図による	
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上 端	200
	テレビ端子	床 上～中 心	300
	〃（和室）	〃	150
火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信機	床上～中心	800～1,500
	ベル	天井下～上 端	200
	表示灯	〃	200
ガス検知	ガス漏れ中継器	天井下～中 心	300
	検知器（都市ガス）	天井下～中 心	300
	〃（LPガス）	床 上～上 端	300

② コリンズ登録について
受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について，工事実績情報サービス（CORINS）に基づき，受注，変更，竣工，訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し，監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し，登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。なお，途中変更時の登録が必要な場合とは，工期の変更，技術者の変更があった場合とする。

③ 防振ゴム等の製造検査
本工事の施工に当たり，東洋ゴム化工品（株）又はニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には，使用するまでに第三者機関による品質を証明する書類を提出すること。

別表-1「外部機関等による評価済み機材表」

品　目	機　材　名
• LED照明器具（一般屋内用に限る）	
• 照明制御装置	
• 可変速運転用インバータ装置	
• 盤類	分電盤（実験盤を含む） キュービクル式配電盤 制御盤 高圧スイッチギア（OW形） 高圧スイッチギア（PW形）
• 高圧機器	高圧交流遮断器 高圧避雷器 高圧進相コンデンサ 高圧限流ヒューズ 高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）
• 絶縁監視装置	高圧回路 低圧回路
• 蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池 シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
• 交流無停電電源装置（UPS）	
• 太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置
• 監視カメラ装置	
• 中央監視制御装置	監視制御装置

④ 快適トイレモデル工事
本工事は快適トイレモデル工事（※発注者指定型 ・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。
快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。
また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

5. 施工（業務）計画書への記載
（1） 次の内容について，「その他」項目に記載を求める。
　ア 発注者から明示又は受注者が自ら行う「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
　イ 上記アの内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
　ウ 上記ア，イの内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
（2） 「施工方法」等の関連する項目に，許可承諾条件等を適切に反映するよう求める。
（3） 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は，施工（業務）計画書の重要な変更が生じたものとして取り扱うこととし，変更施工（業務）計画書の提出を求める。

凡　例

記　号	品　名
	電灯分電盤
	電灯動力分電盤
	誘導灯
	非常灯
	ｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ
Ⓟ	ﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ
	ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ
	壁付手元灯
	足元保安灯
	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ
●	ｽｲｯﾁ　片切
●L	ｽｲｯﾁ　ON表示灯付
2	ｺﾝｾﾝﾄ　2P15Ax2
2E	ｺﾝｾﾝﾄ　2P15Ax2　接地極付
2EET	ｺﾝｾﾝﾄ　2P15Ax2　接地極接地端子付
AC用 EET	ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A/20Ax1兼用接地極接地端子付
AC用 EET	ｺﾝｾﾝﾄ　2P15A/20Ax1兼用接地極接地端子付　200V
C	ｶﾊﾞｰﾌﾟﾚｰﾄ
K	消し忘れｷｰﾎﾞｯｸｽ
	ｺﾝｾﾝﾄを露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽに取付
MA	露出部を1種金属線ぴ(A型)にて保護
	ﾄｲﾚ呼出ﾌﾞｻﾞｰ
	天井扇（機械設備工事）
	壁貫通補修　　特記無きはφ100
	取外しを示す。（再使用あり）　※一部保管あり
	撤去を示す。（再使用なし）
(再)	取外し品再取付を示す。
※改修後の図中点線は既設を示す。	

注 記

1．特記なき配管配線は、下記の通りとする。

・改修後

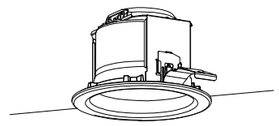
2F3	EM−EEF2.0−3C　（PF22）
2F2	EM−EEF2.0−2C　（PF22）
	EM−EEF1.6−2C　（PF16）
F3	EM−EEF1.6−3C　（PF16）
F4	EM−EEF1.6−2Cx2　（PF16）

・改修前

//	IV2.0x2（19）
	IV1.6x2（19）
///	IV1.6x3（19）
////	IV1.6x4（25）
/////	IV1.6x5（25）

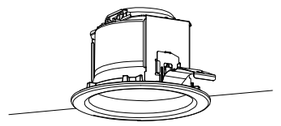
※二重天井内はｹｰﾌﾞﾙ配線とする。

SP-1	ダウンライト　１００形電球１灯器具相当



ＬＥＤフラットランプφ７０　クラス７００　１灯（口金ＧＸ５３－１）
温白色（３５００Ｋ）、Ｒａ８３
器具光束７００ｌｍ、消費電力７．３Ｗ、電圧１００Ｖ
拡散タイプ、高気密ＳＢ形
枠：鋼板（ホワイトつや消し）
光源寿命４００００時間（光束維持率７０%）
埋込穴φ１００
パナソニック　ダウンライトＸＡＤ３１００ＶＫＣＥ１

SP-2	ダウンライト　１００形ダイクール電球１灯器具相当



ＬＥＤフラットランプφ７０　クラス７００　１灯（口金ＧＸ５３－１）
温白色（３５００Ｋ）、Ｒａ８３
器具光束７００ｌｍ、消費電力７．３Ｗ、電圧１００Ｖ
集光タイプ、高気密ＳＢ形
枠：鋼板（ホワイトつや消し）
光源寿命４００００時間（光束維持率７０%）
埋込穴φ１００
パナソニック　ダウンライトＸＡＤ３１２０ＶＫＣＥ１

至る１階分電盤

1φ3W100/200V

新設
MCCB3P100/100

至るL-2-2

	回路名称	回路番号		回路番号	回路名称	
630	宿泊室１	1		2	宿泊室２	630
630	宿泊室３	3		4	宿泊室４	630
630	宿泊室５	5		6	宿泊室６	630
550	宿泊室７	7		8	宿泊室８	550
285	洗面・便所	9		10	階段・廊下灯	120
200	自動販売機	C1	ELCB	C2	階段・宿泊7・8ｺﾝｾﾝﾄ	500
100	ＴＶ・ＡＭＰ	C3	ELCB	C4	宿泊1～6ｺﾝｾﾝﾄ	600
1300	洗濯機ｺﾝｾﾝﾄ	C5	ELCB	RY	ﾘﾓｺﾝﾄﾗﾝｽ	100

電灯分電盤　L-2（既設）

至る１階分電盤

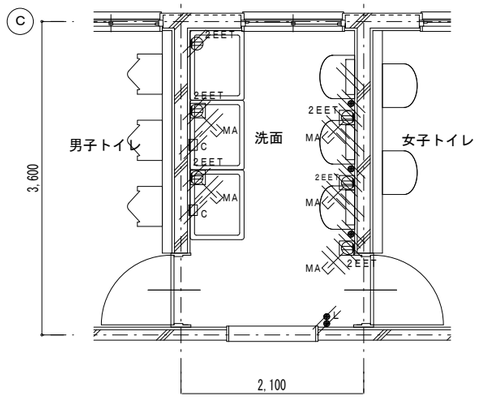
1φ3W100/200V

MCCB3P60/60

	回路名称	回路番号		回路番号	回路名称	
1500	宿泊室６ ｴｱｺﾝ	1	30A 200V	2	宿泊室７ ｴｱｺﾝ	1200
1500	宿泊室５ ｴｱｺﾝ	3	200V 200V 30A	4	予備	
1200	宿泊室３ ｴｱｺﾝ	5	30A 30A	6	宿泊室２ ｴｱｺﾝ	1200
1500	宿泊室１ ｴｱｺﾝ	7	200V	8	宿泊室４ ｴｱｺﾝ	1200

電灯分電盤　L-2-1（既設）

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

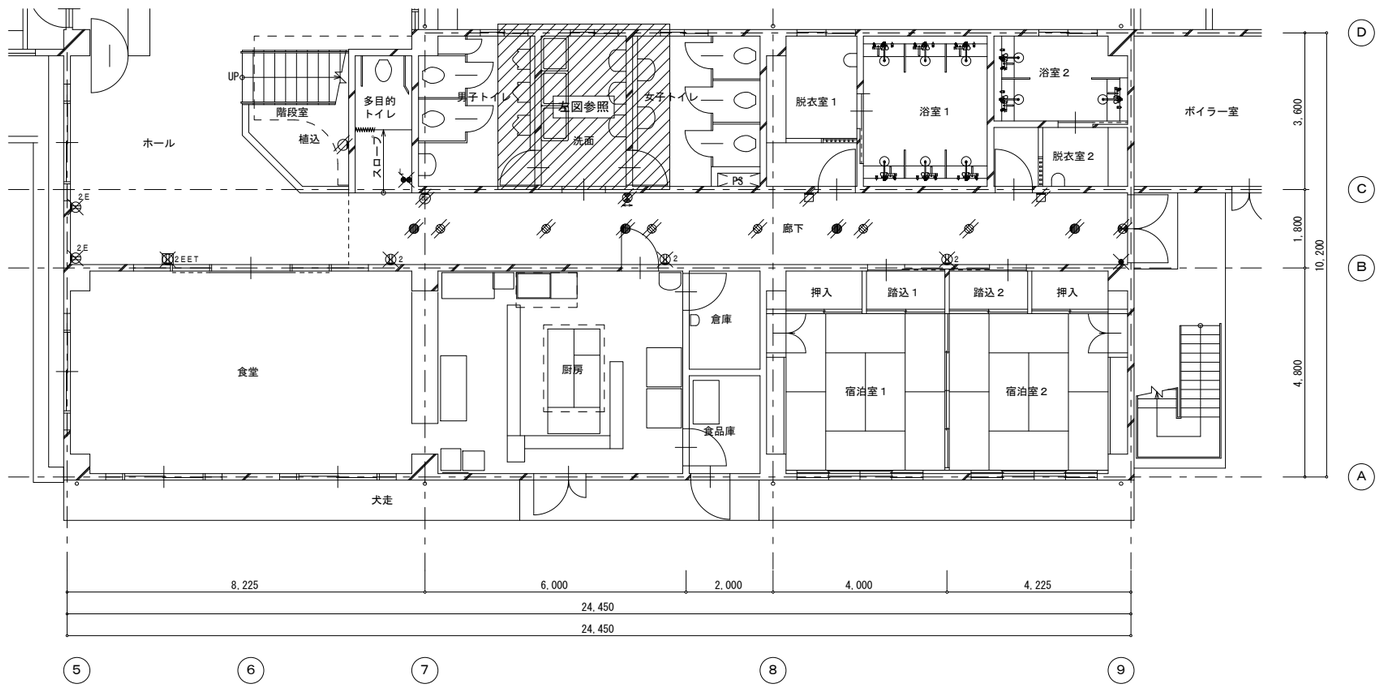


洗面廻り平面詳細図(改修前)　1:50

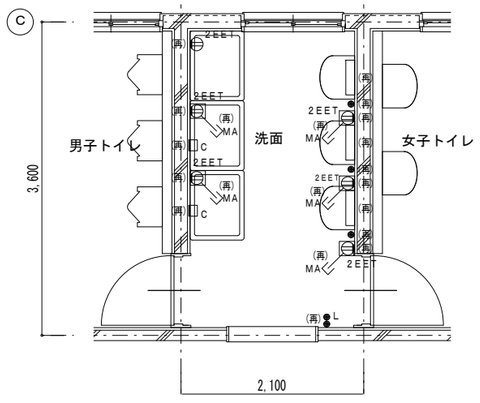
洗面		
LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ	1	取外

階段室		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	1	取外

1階		
LED非常灯　天井埋込型	4	取外
誘導灯（小形）　吊下型	1	取外
誘導灯（小形）　壁埋込型	1	取外
LEDﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ　100φ	6	取外
足元保安灯	2	取外



１階平面図(改修前)　1:100

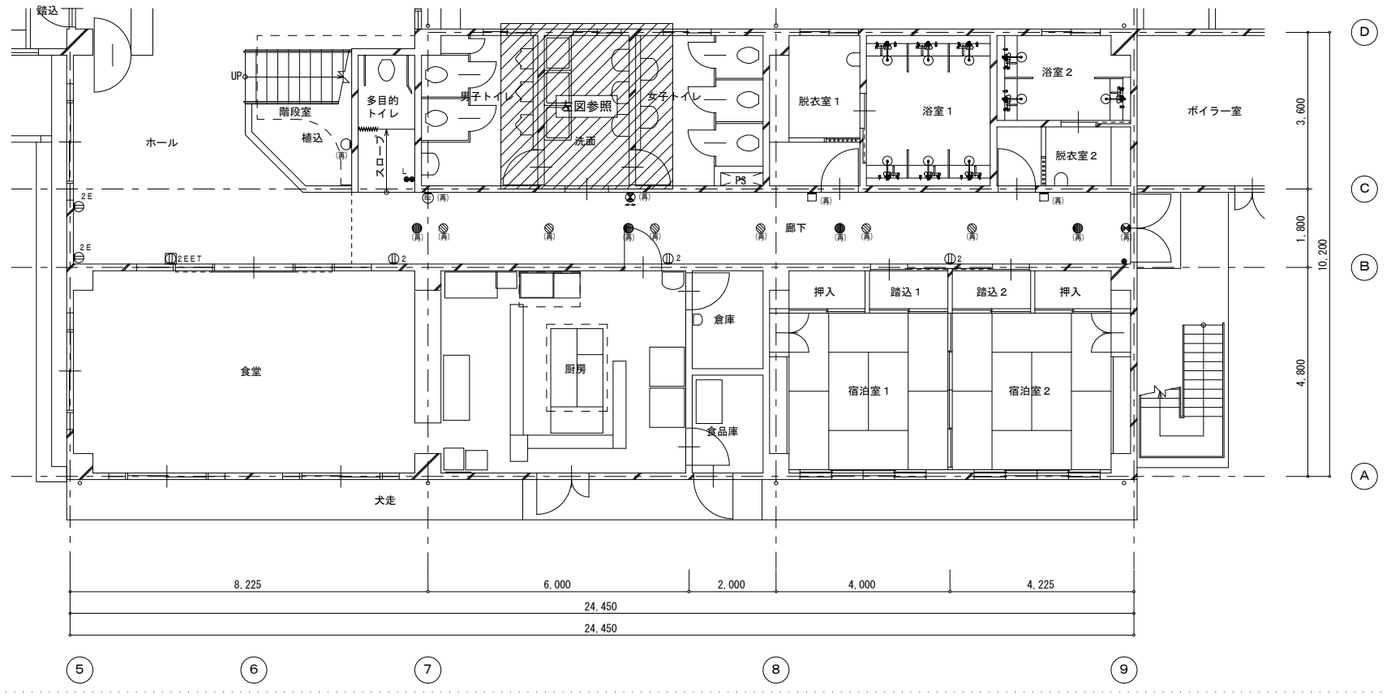


洗面廻り平面詳細図(改修後)　1:50

洗面		
LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ	1	再取付

階段室		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	1	再取付

1階		
LED非常灯　天井埋込型	4	再取付
誘導灯（小形）　吊下型	1	再取付
誘導灯（小形）　壁埋込型	1	再取付
LEDﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ　100φ	6	再取付
足元保安灯	2	再取付



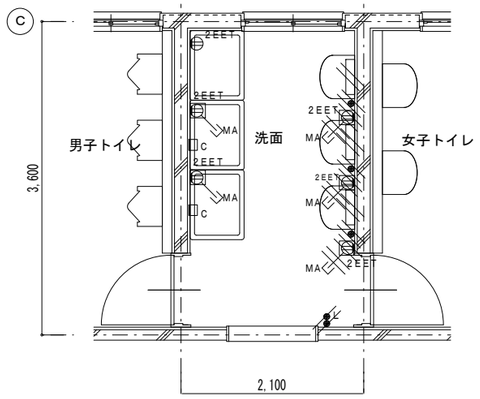
１階平面図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

電灯コンセント設備　１階平面図(改修前・後)

A3版：70.7%　A2版：100%

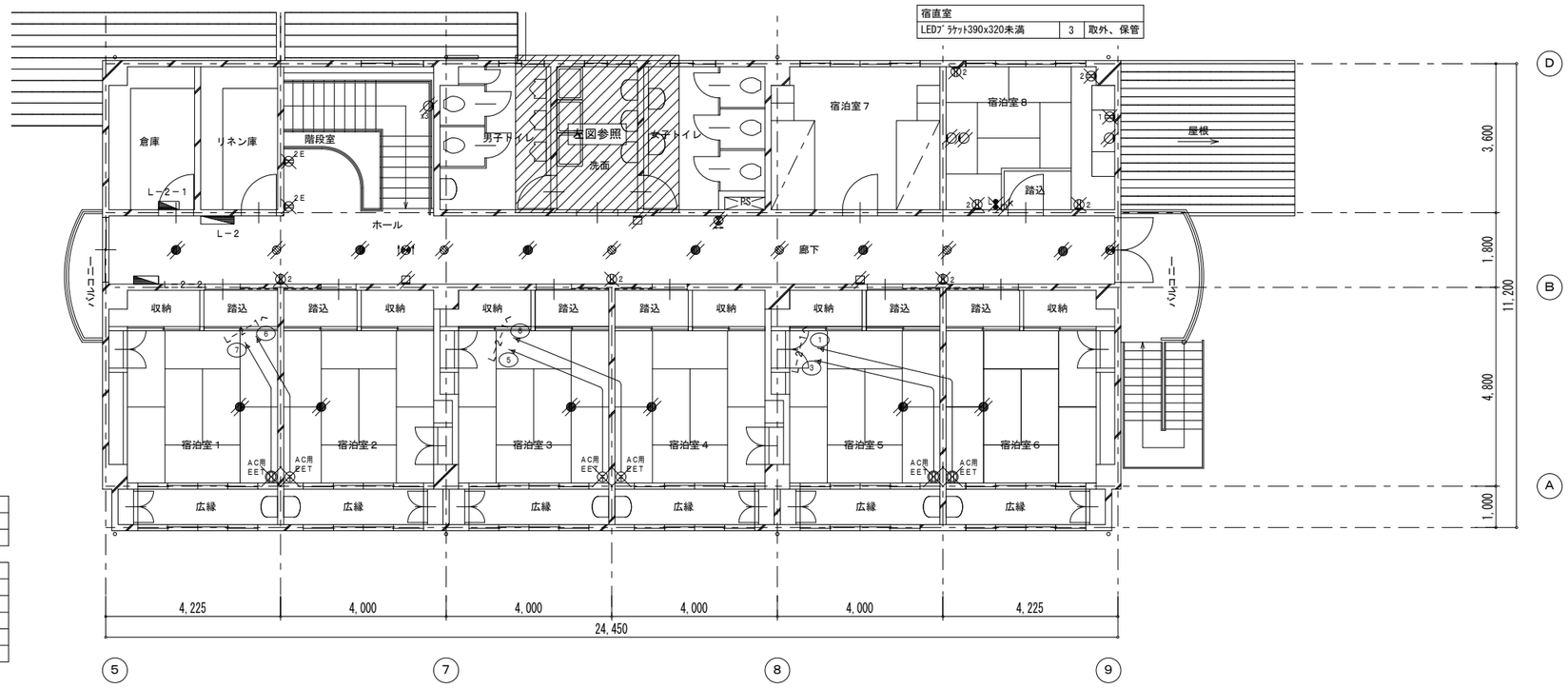


洗面廻り平面詳細図(改修前)　1:50

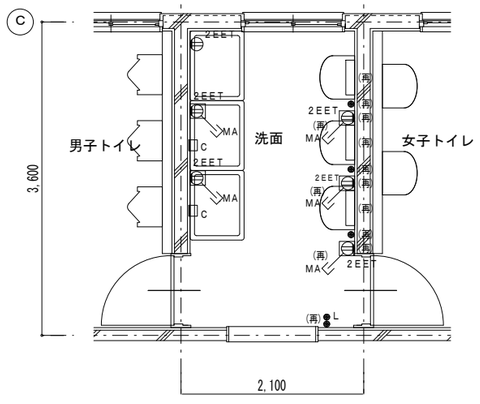
洗面		
LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ390x320未満	1	取外

階段室		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	3	取外

2階		
LED非常灯　天井埋込型	12	取外
誘導灯（中形）　吊下型	2	取外
誘導灯（小形）　壁埋込型	1	取外
LEDﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ　100φ	5	取外
足元保安灯	3	取外



2階平面図(改修前)　1:100

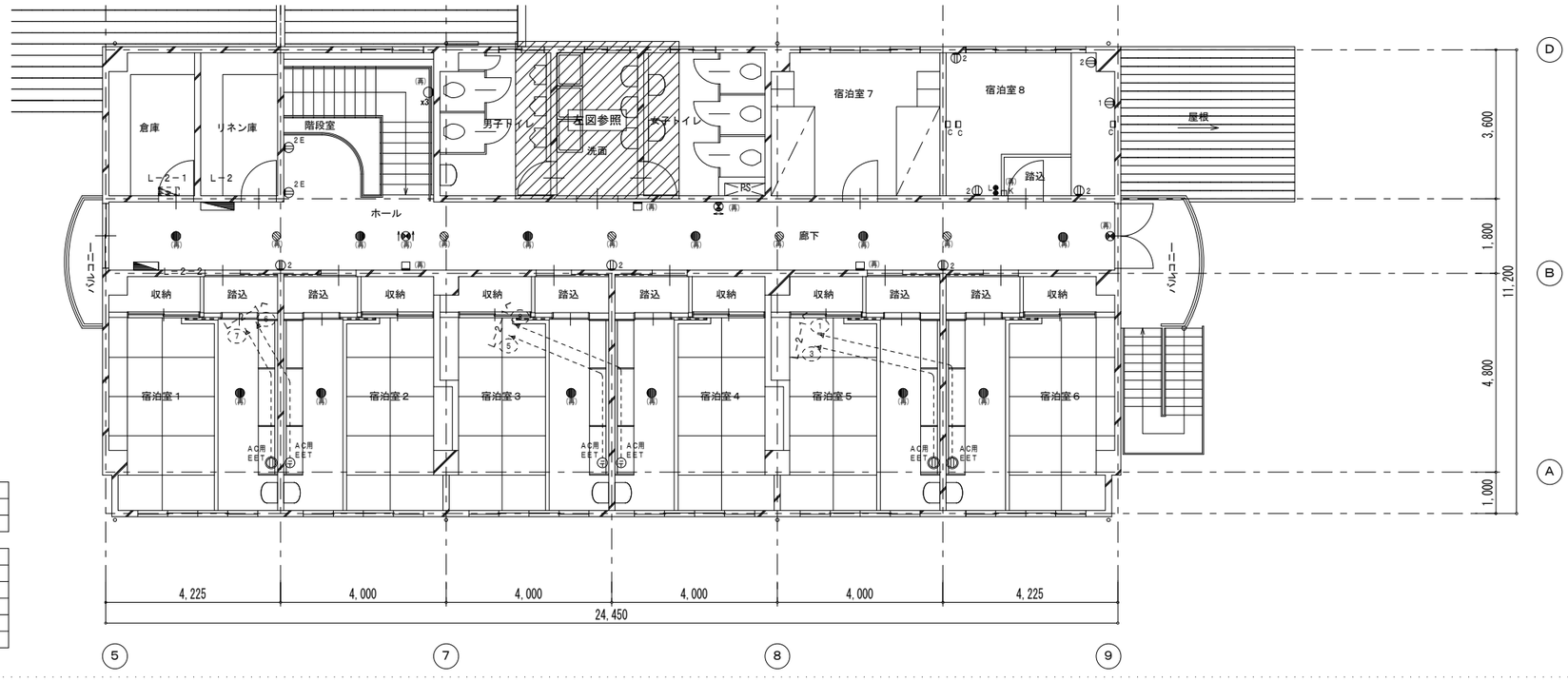


洗面廻り平面詳細図(改修後)　1:50

洗面		
LEDﾌﾞﾗｹｯﾄ390x320未満	1	再取付

階段室		
ﾌﾞﾗｹｯﾄ	3	再取付

2階		
LED非常灯　天井埋込型	12	再取付
誘導灯（中形）　吊下型	2	再取付
誘導灯（小形）　壁埋込型	1	再取付
LEDﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ　100φ	5	再取付
足元保安灯	3	再取付



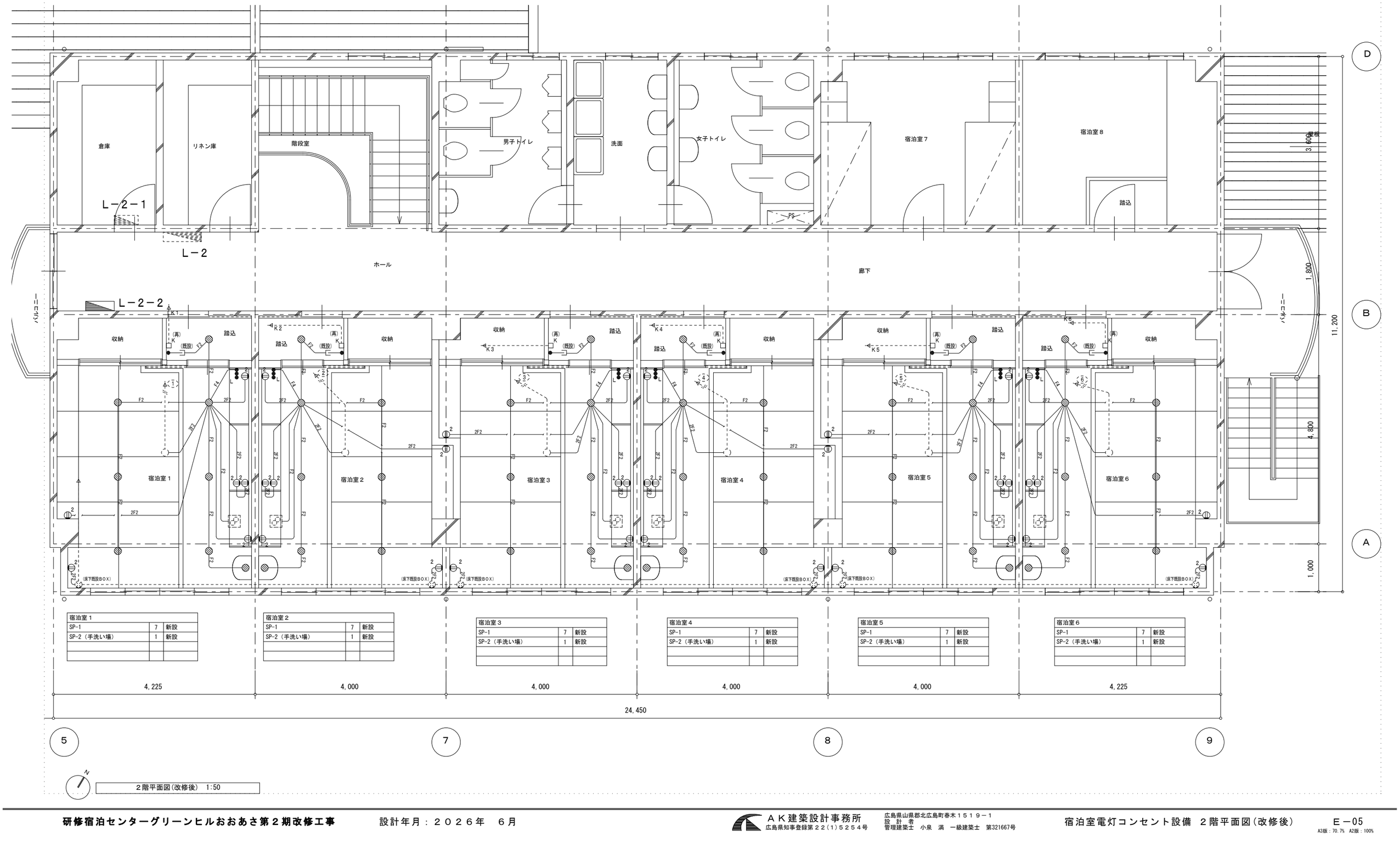
2階平面図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

電灯コンセント設備　２階平面図(改修前・後)

Ｅ－04
A3版：70.7%　A2版：100%



宿泊室１		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

宿泊室２		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

宿泊室３		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

宿泊室４		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

宿泊室５		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

宿泊室６		
SP-1	7	新設
SP-2（手洗い場）	1	新設

N

２階平面図(改修後)　1:50

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

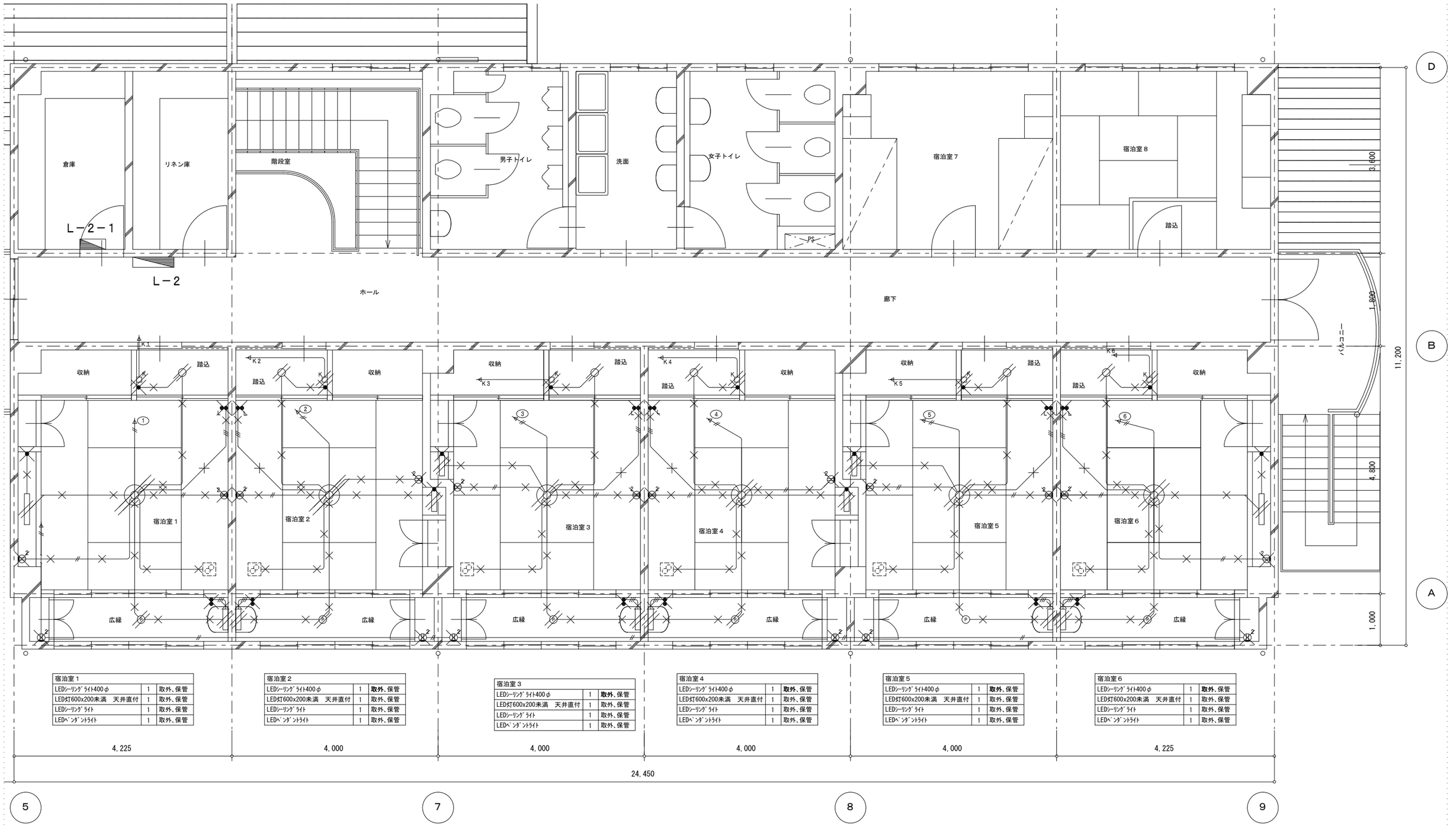
設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

宿泊室電灯コンセント設備　２階平面図(改修後)

E－05

A3版：70.7%　A2版：100%



宿泊室１		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	取外、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

宿泊室２		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	**取外**、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

宿泊室３		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	**取外**、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

宿泊室４		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	**取外**、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

宿泊室５		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	**取外**、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

宿泊室６		
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ400φ	1	**取外**、保管
LED灯600x200未満　天井直付	1	取外、保管
LEDｼｰﾘﾝｸﾞﾗｲﾄ	1	取外、保管
LEDﾍﾟﾝﾀﾞﾝﾄﾗｲﾄ	1	取外、保管

２階平面図(改修前)　1:50

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

宿泊室電灯コンセント設備　２階平面図(改修前)

Ｅ－06

A3版：70.7%　A2版：100%

凡　例　　ﾌﾟﾚｰﾄは全て新金とする。

記　号	品　名	記　号	品　名
テレビ共聴設備		放送設備	
▽	ブースター　ＵＨＦ	AMP	アンプ
⊕	１分岐器	◁	天井埋込スピーカー
⊕	２分配器	⊠	壁付スピーカー両面型
⊕	３分配器	◁	壁付スピーカー
◎	直列ユニット　中間型	M	マイクジャック　呼出マイク付
◎R	直列ユニット　端末型	×	撤去を示す。（再使用なし）
◨	防雨入線カバー	//	取外しを示す。（再使用あり）
電話設備		(再)	取外し品再取付を示す。
◉	電話受け口		
Ⓣ	電話機	※改修後の図中点線は既設を示す。	
電話設備			
ﾙｰﾀｰ	既設ルーター		
AP	Wi-Fiｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ 参考：ﾊﾞｯﾌｧﾛｰ　WAPS-1266		

注 記

1．特記なき配管配線は、下記の通りとする。

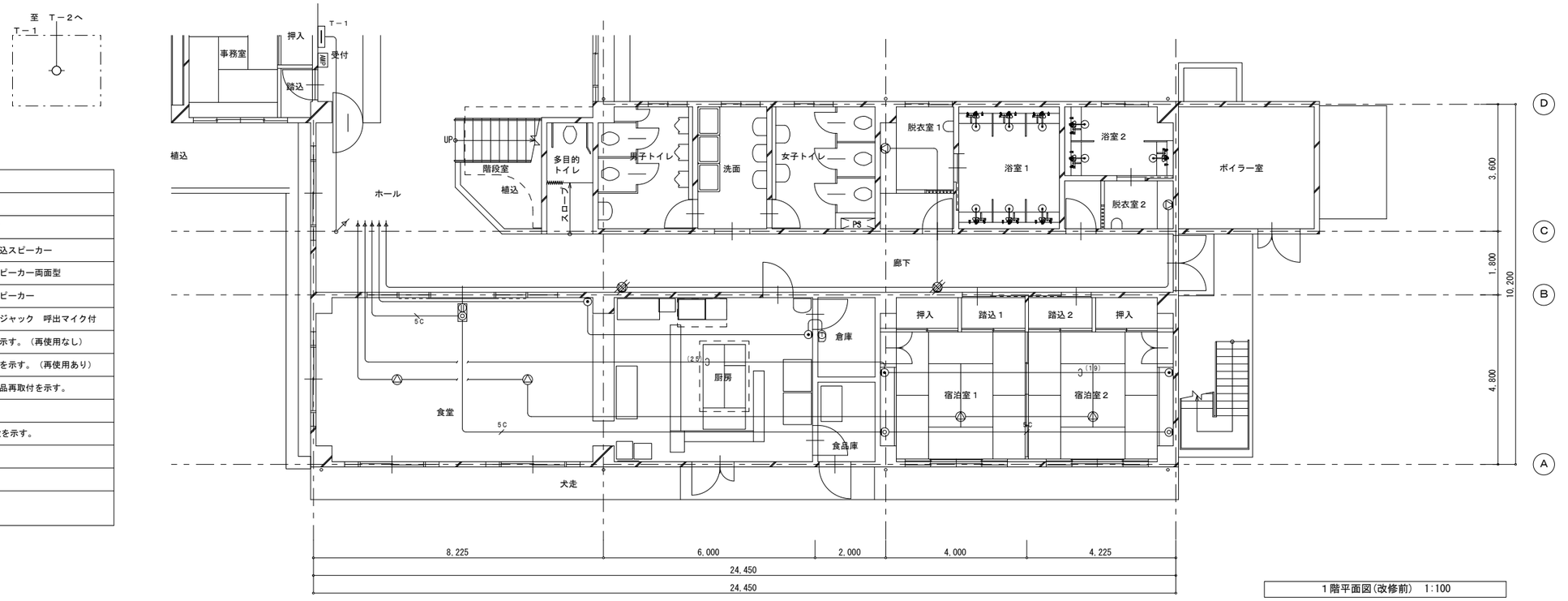
・改修前

- 5C ――― S−5C−FB（19）
- 7C ――― S−7C−FB（19）
- 1P ――― ETI0.65−1P（19）
- 1Pxn ――― ETI0.65−1Pxn（25）
- ――― AE1.2−3C（19）

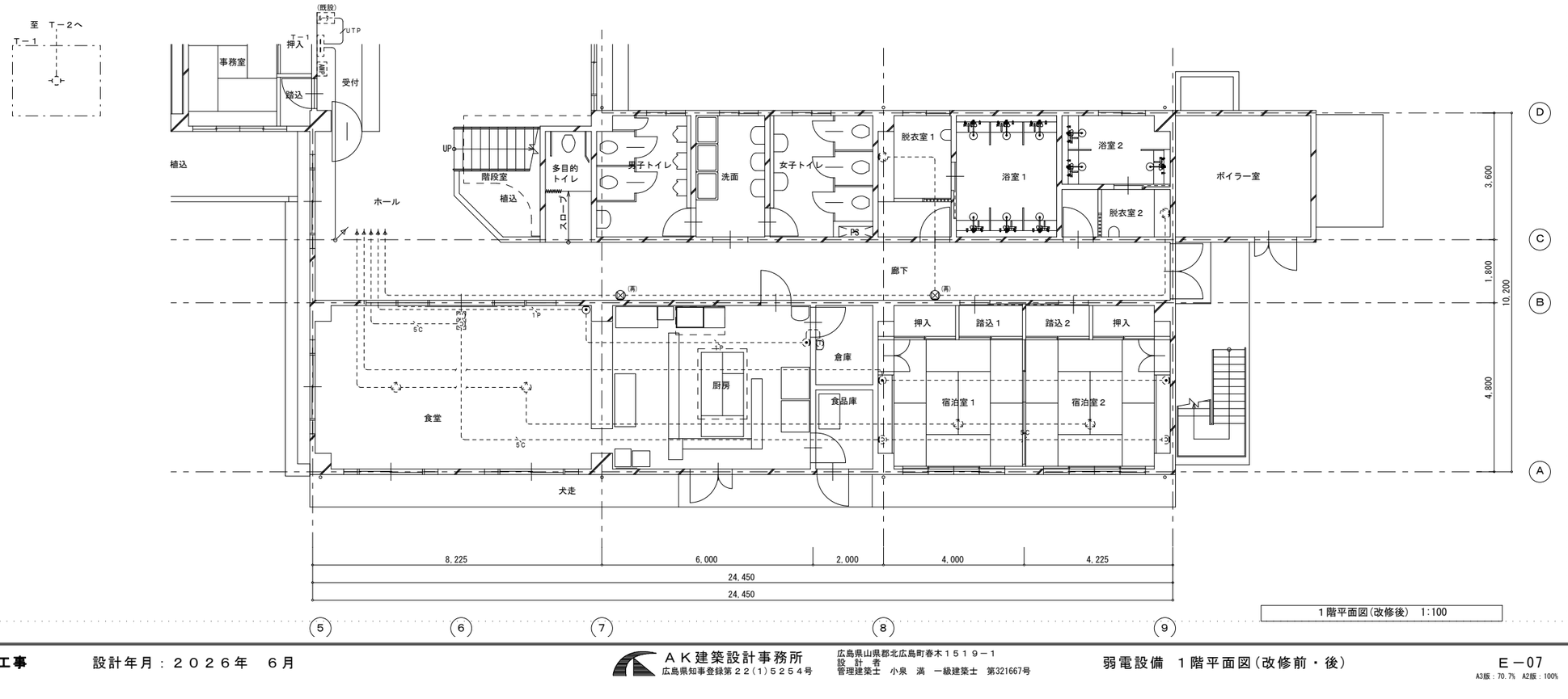
・改修後

- 5C ――― EM−S−5C−FB（PF16）
- 1P ――― EM−BTIEE0.55−1P（PF16）
- ――― EM−AE1.2−3C（PF16）
- UTP ――― UTP5E−4P

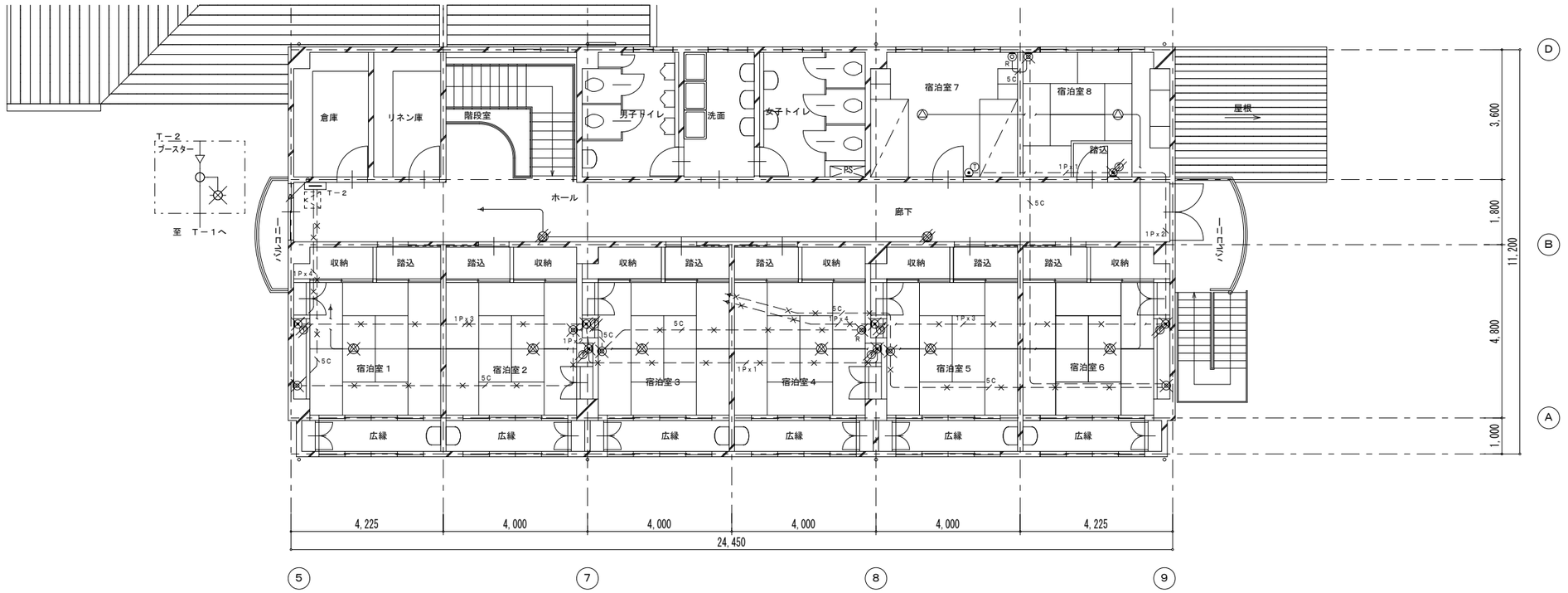
但し二重天井内はｹｰﾌﾞﾙ配線とする。



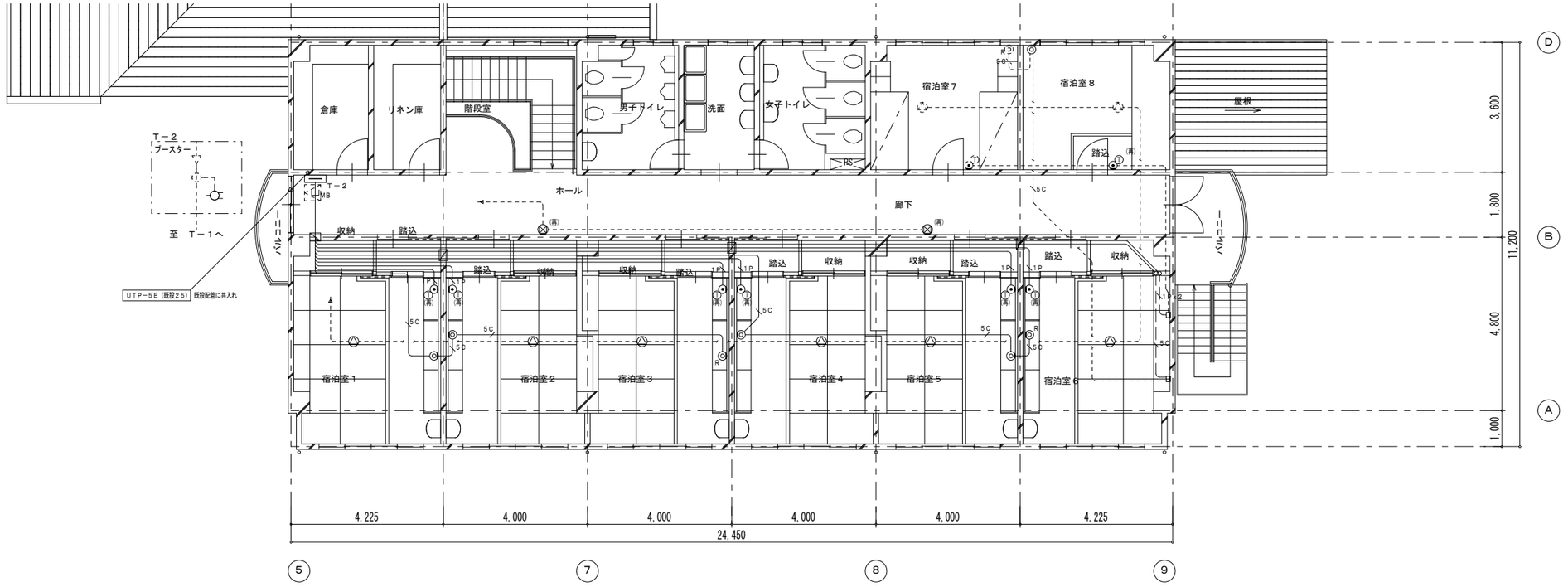
１階平面図(改修前)　1:100



１階平面図(改修後)　1:100



２階平面図(改修前)　1:100



２階平面図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

弱電設備　２階平面図(改修前・後)

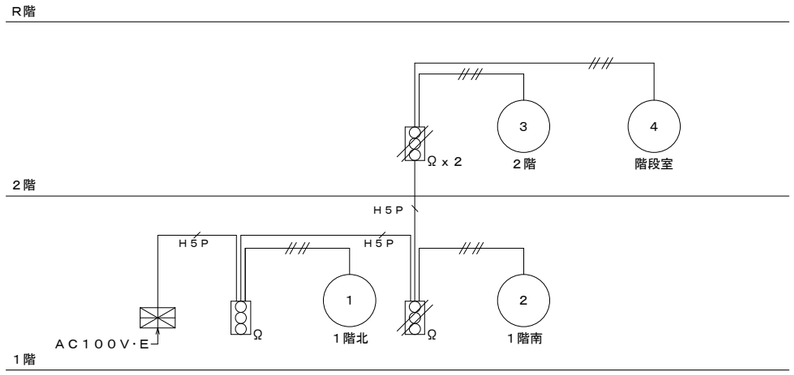
Ｅ－08
A3版：70.7%　A2版：100%

凡　　例

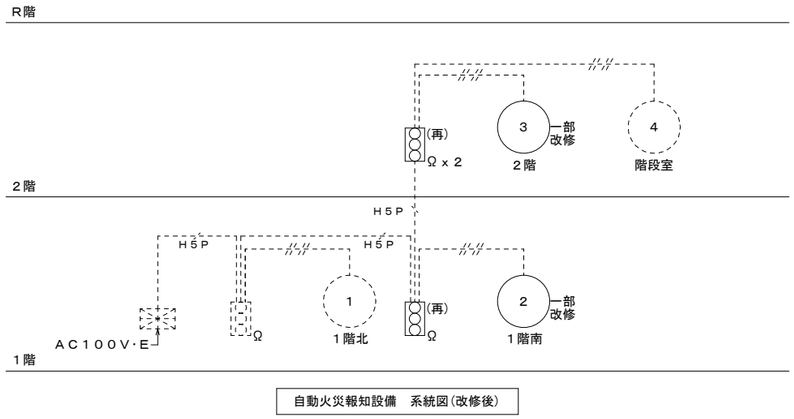
記　号	名　　称	摘　　要
	受信機・・・・・・・・	P型２級５窓　壁掛型
	総合盤・・・・・・・・	埋込型　　（　Ⓟ ◐ Ⓑ 取付）
Ⓟ	発　　信　　機	P型２級
◐	表　　示　　灯	ＡＣ２４Ｖ
Ⓑ	電　　鈴	ＤＣ２４Ｖ　１５０φ
	スポット型感知器・・・	差動式　２種　露出型
	スポット型感知器・・・	定温式　１種　露出型　防水型
	スポット型感知器・・・	定温式　１種　露出型
	スポット型感知器・・・	定温式　特種　露出型
S	煙感知器・・・・・・・	光電式　２種　露出型
Ω	終　　端　　器	
N0	警戒区域番号	自火報用
―・―・―	警戒区域・・・・	
	壁貫通補修	防火区画貫通処理含む
	撤去を示す。（再使用なし）	
	取外しを示す。（再使用あり）	
（再）	取外し品再取付を示す。	
※改修後の図中点線は既設を示す。		

注　記

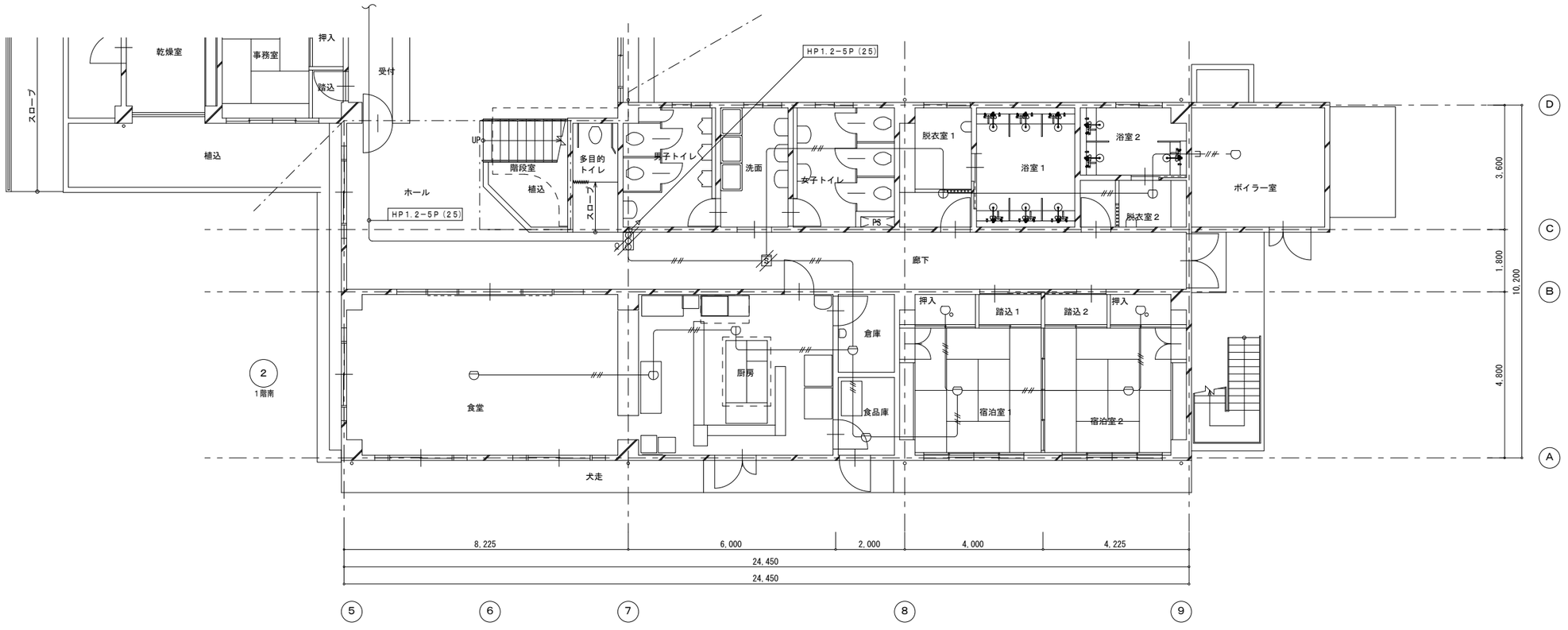
１　図中記入なき配管配線は下記とする。
・改修前
―//― AE 0.9－4C（19）
H5P ―//― HP 0.9－5P（25）
但しニ重天井内はケーブル配線とする。
・改修後
―//― EM－AE 0.9－4C
但しニ重天井内はケーブル配線とする。



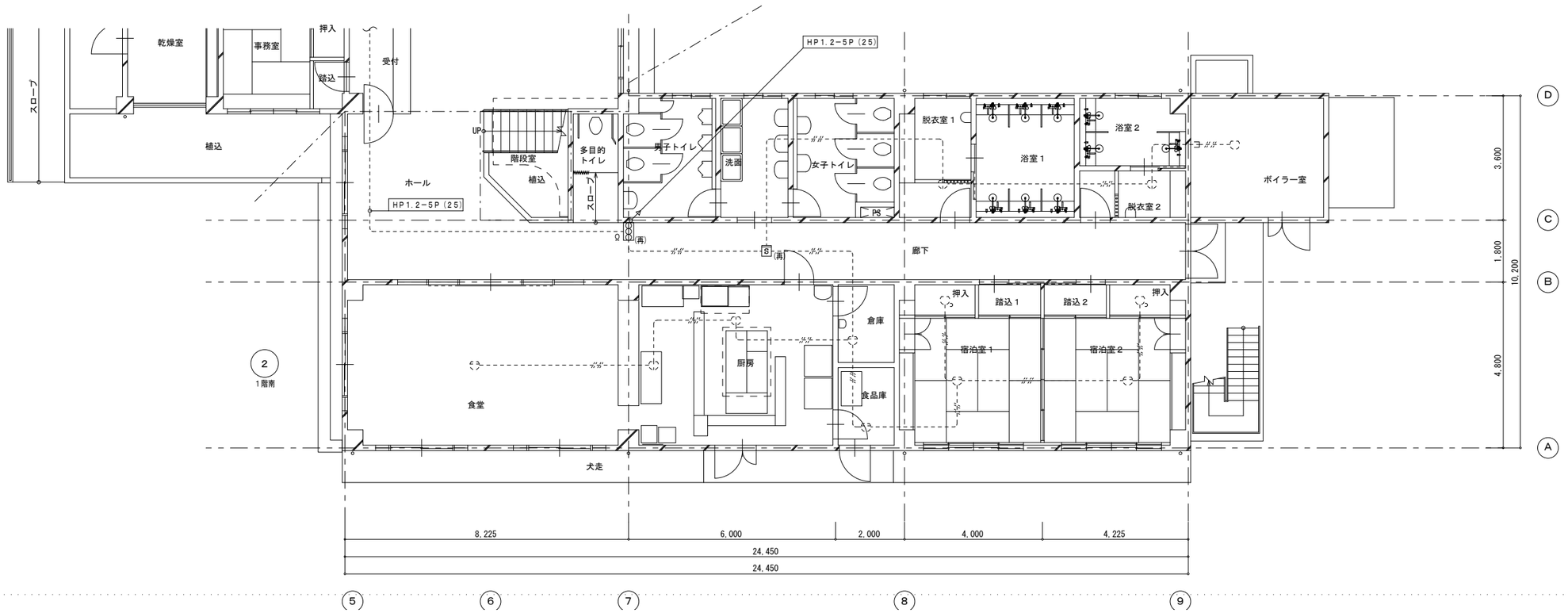
自動火災報知設備　系統図（改修前）



自動火災報知設備　系統図（改修後）



1階平面図(改修前)　1:100



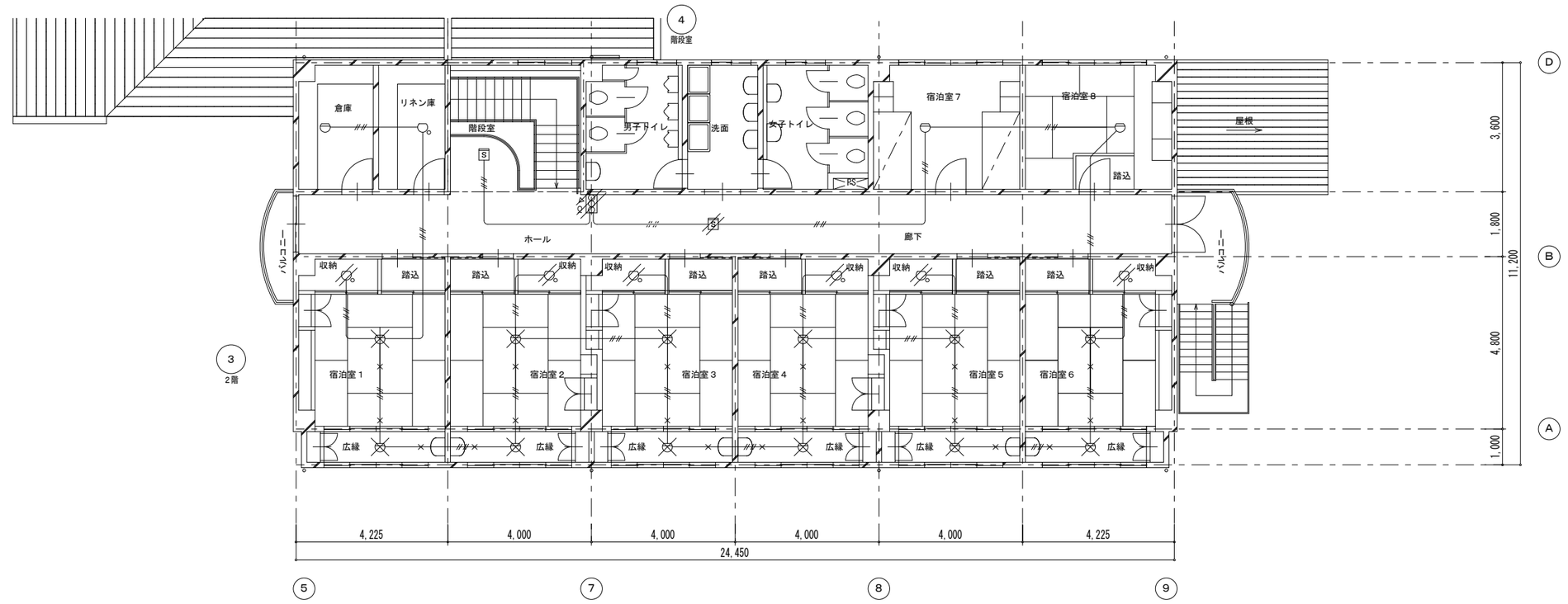
1階平面図(改修後)　1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事　　設計年月：２０２６年　６月

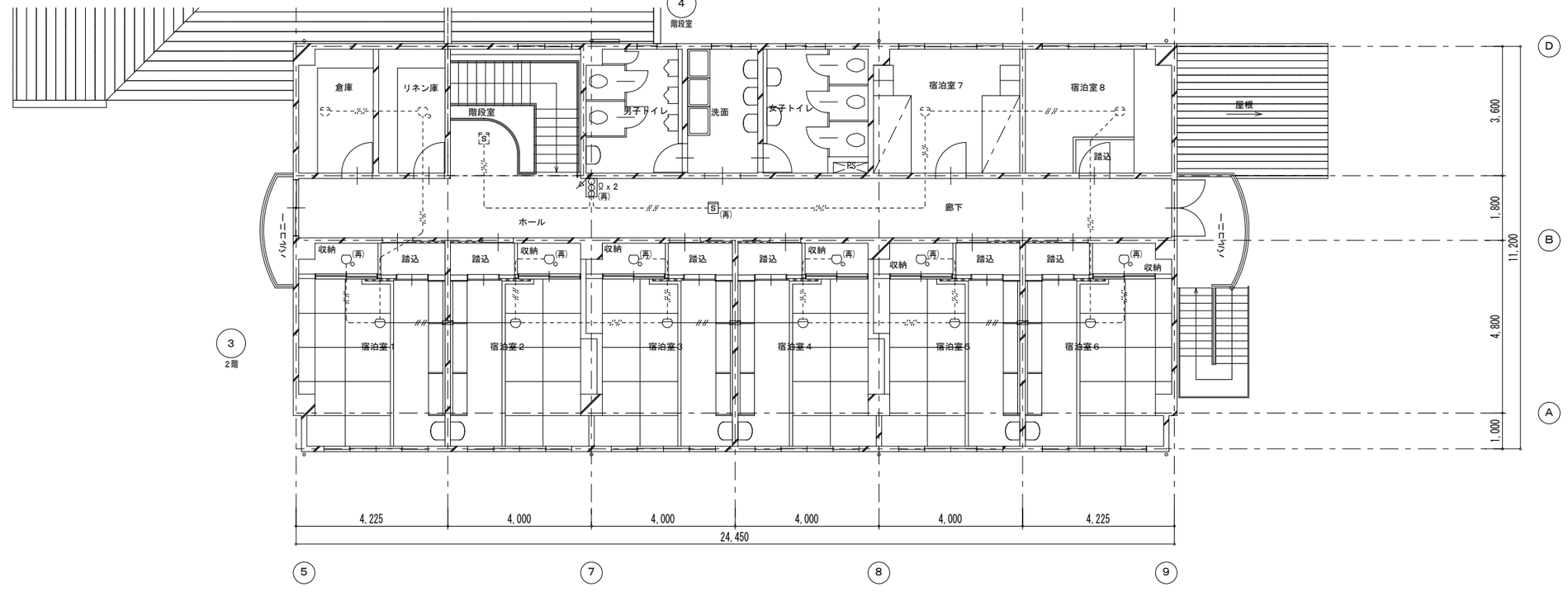
ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(１)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

自動火災報知設備　１階平面図(改修前・後)

Ｅ－10
A3版：70.7%　A2版：100%



２階平面図(改修前)　1:100



N

２階平面図(改修後)　1:100

機修繕械設備工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工　事　名　称　：研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

１．工　事　場　所　広島県山県郡北広島町大朝4676-1

２．建　物　概　要

建　物　名　称	構　　造	階　　数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一の区分	備　　考
グリーンヒルおおあさ	ＲＣ造	２階建て	875.28	(5)項イ 宿泊施設	既存

３．工　事　種　目　　（ ⊙ 印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工事種別 ／ 工事種目						
						屋　外
⊙ 空気調和設備						
⊙ 換　気　設　備	改修一式					
・ 排　煙　設　備						
・ 自動制御設備						
⊙ 衛生器具設備	改修一式					
⊙ 給　水　設　備	改修一式					
⊙ 排　水　設　備	改修一式					
・ 給　湯　設　備						
・ 消　火　設　備						
・ ガ　ス　設　備						
・ 厨　房　設　備						
・ 浄化槽設備						
・ 雨水利用設備						
・ 特殊ガス設備						
・ 電気設備工事	電気設備工事の部による					
・ 建　築　工　事	建築工事の部による					

４．指　定　部　分　　※ 無し　・ 有り（工期　令和　　年　　月　　日）

対象部分：

５．設　備　概　要　（改修の場合は既存の概要を示す。）

空調設備	空気調和方式等	・ 空気調和（ ・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 ）
	主要熱源機器	・ 空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空気調和機 ・ パッケージ形空気調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機 ・ チリングユニット ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鋳鉄製ボイラー ・ 温水発生機（ ・ 真空式 ・ 無圧式 ）
	換気設備	・ １種換気 ・ ２種換気 ⊙ ３種換気
	排煙設備	・ 機械排煙（ ・ 有 ・ 無 ） 適用法規（ ・ 建基法 ・ 消防法 ）
	自動制御設備	・ 自動制御方式（ ・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 ）
衛生設備	給水方式	⊙ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧
	排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・ 合流 ⊙ 分流 ）
	放流先 汚水	ポンプ排水 ・ 有（ ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水 ） ⊙ 無
	放流先 雑排水	⊙ 直放流下水管 ・ 浄化槽
	放流先 排水槽	⊙ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途桝
	給湯設備	・ 有（ ・ 局所式 ⊙ 中央式 ） ・ 無　熱源（ ・ 電気 ・ 都市ガス ⊙ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ Ａ重油 ）
	消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結散水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火（ ・ 窒素 ・ ） ・ ハロゲン化物消火 ・ フード等用簡易自動消火装置 ・ 無
	ガス設備	・ 都市ガス　種別（ ＭＪ／m3Ｎ ） ⊙ 液化石油ガス
	浄化槽設備	・ 有（ ・ 合併処理 ・ 小規模合併処理 ・ ） ⊙ 無

Ⅱ．工　事　仕　様

１．共　通　仕　様

１）特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の標準仕様書等による。ただし、・　印の付いたものを適用する。

・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「標準仕様書」という。）

・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和４年版（以下「改修標準仕様書」という。）

・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和４年版　（以下「標準図」という。）

２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。

２．特　記　仕　様

１）項目は，番号に○印の付いたものを適用する。

２）特記事項のうち選択する事項は　・　印の付いたものを適用する。

ただし、　・　印のない場合は　※　印を適用する。

・　印　　※　印の場合は共に適用する。

区分	項　　目	特　　記　　事　　項
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	２．保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を（ ・ 適用 ・ 準用 ）する。
	③ 施工条件	現場説明書による。
	４．工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。
	５．発生材の処理等	引渡しを要するもの　・ 有（ ・ 機器類 ・ 金属類 ・ ） ※ 無
	※54. 建設廃棄物の処理も確認すること	特別管理産業廃棄物　※ 無 ・ 有（ ・ 配管用保温材 ・ ）
		再生資源化を図るもの　※ 無 ・ 有（ ・ ・ ）
		アスベスト含有設備資機材（ガスケット、パッキン、たわみ継手等）は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。
		撤去機材等（アスベスト類を含む）の搬出・処分費　※ 本工事 ・ 別途工事
		フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費　※ 本工事 ・ 別途工事

一般共通事項	⑥ 環境への配慮	１）国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で，環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 ２）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③ 接着剤は、可塑性（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	⑦ 機材の品質等	１）本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 ２）別表－１に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	⑧ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和４年版）によるほか、監督員の指示による。
	９．図形表示	機器類は、図示する形状及び配管等の取出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。
	10．容量等の表示	１）機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。 ２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。
	⑪ 技能士の適用	・ 建築板金（ダクト製作及び取付）　・ 熱絶縁施工（保温工事） ・ 配管（配管工事）　・ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器据付）
	12．化学物質の濃度測定	建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定　※ 不要　・ 要 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等は（ ※ 現場説明書　・　）による。 （ ※ 標準仕様書　・ 図示 ）による。
	13．インバーター用制御及び操作盤	「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン（平成１６年１月制定　原子力安全・保安院）」及び「高調波抑制対策技術指針（ＪＥＡＧ９７０２－２０１３）」に基づき、高調波対策を行う。
	14．総合試運転調整	下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。（　部） ・ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定　・ 雑用水の水質の測定　・ 測定箇所等は監督職員との協議による。
	⑮ 弁類	~~ステンレス管に使用するバルブは５０Ａ以下は青銅製、６５Ａ以上はステンレス製を使用する。~~
	16．伸縮管継手	※ ベローズ形　・ スリーブ形
	17．防振継手	※ 合成ゴム製（球形）　・ ポリテトラフルオロエチレン製 ・ ベローズ形（ステンレス製）
	18．絶縁継手	※ 標準図（施工３）による。
	19．スリーブ	つば付き鋼管製に替えて、非加硫プチルゴム系止水材でもよい。
	20．瞬間流量計	１）形式はピトー管式（コック付）とする。　※ 固定式 ２）下記の箇所、若しくは図示により取付ける。 ・ ボイラー又は熱交換器の温水出口　・ 冷凍機類の冷水出口 ・ 冷温水ヘッダーの各送り管　・ 冷凍機類の冷却水出口 ・ ユニット形空気調和機の冷温水入口
	21．配管の建物導入部	（ ・ 給水 ・ ガス ・ 油 ）配管の変位吸収は （ ※ 標準図（施工４．５） ・ 図示 ）による。
	22．ステンレス鋼管の接合方法	呼径６０Ｓｕ以下の継手は、ＳＡＳ３２２を満足するものとする。
	23．ビニル管の接合方法	※ 接着接合　・ ゴム輪接合
	24．ポリエチレン管の接合方法	５０Ａ以下　※ メカニカル接合　・ 電気融着接合 ７５Ａ以上　※ 電気融着接合
	25．溶接配管の検査	・ ガス配管　・ 冷温水配管　・ 冷却水配管 非破壊検査　※ 無　・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査 ・ 放射線透過検査 抜取率は　・ 標準仕様書による　・ ＿＿＿ ％
	26．異種管の接続	銅管とステンレス鋼管、銅管と鋼管は（ ※ 標準図　・ 図示 ）による。
	㉗ 支持金物・固定金具	ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス（ＳＵＳ３０４）製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス（ＳＵＳ３０４）製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。 溶融亜鉛めっきは　※ ２種３５　・ ２種５０
	28．埋設表示	標準仕様書によるほか図示の箇所に設ける。
	㉙ 保温	１）屋内露出（一般居室、廊下）の外装は　※ Ａ１　・ Ａ２ ２）冷媒管の保温外装は 屋内露出　・ 合成樹脂カバー（Ａ１・(イ・ロ)・ＶＩ） ・ 保温化粧ケース（耐候性樹脂製） 屋外露出　・ ステンレス鋼板（Ｅ２・(イ・ロ)・ＶＩ） ・ 保温化粧ケース 屋外保温化粧ケースの材質　・ 耐候性樹脂　・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板（溶融亜鉛めっき） ３）標準仕様書以外で多湿箇所の適用 （ ※ 無　・　）とする。 ４）全熱交換器の機器外気側ダクト （ ※ 給気側　・ 排気側外壁より　１ｍ ）は、保温（２５mm厚）する。 ５）厨房用排気ダクトの断熱（隠ぺい部） ・ Ⅰ・(イ)・Ⅸ 又は ｈ・(イ)・Ⅸ　・ 行わない。 ６）共同溝の保温種別は　（ 配管　：　・ ダクト：　・　）とする。

一般共通事項	30．塗装	下記の部分を除き、原則として塗装（標準仕様書第２編３．２による）を行う。 亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム－亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。 （ただし、防食塗装部分を除く） 塗装を施さない部分・箇所　※ 倉庫　・ 車庫　・ 駐車場 ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント２回塗りを行う。
	31．足場	「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の（２）手すり据置き方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場（ ※ Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ種　・ Ｅ種　・ Ｆ種　・ Ｇ種 ） ・ 外部足場（ ※ Ｄ、Ｅ種　・ Ａ種　・ Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｆ種 ）
	32．工事用電力、水、その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。
	33．監督職員事務所	本工事で設置する。（規模及び仕上げの程度は現場説明書による）
	34．工事用仮設物	構内につくることが　※ できる　・ できない
	35．土工事	１）埋戻し土は　※ 根切り土の中の良質土 （コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・ 山砂の類 ２）建設発生土は　※ 構内敷きならし　・ 構内の指示ある場所に堆積 ・ 構外に搬出し適切に処理（現場説明書）
	㊱ コンクリート工事	コンクリートの設計基準強度は　※ １８Ｎ／ｍｍ２以上 ・ 図示による。
	37．耐震措置	設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。 １）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、 地域係数（ ・ １．０　※ ０．９　・ ０．８ ）と、 次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 ・ 特定の施設　・ 一般の施設 設置場所：機器種別：重要機器：一般機器：重要機器：一般機器 上層階屋上及び塔屋：機器：２．０：１．５：１．５：１．０ 上層階屋上及び塔屋：防振設置機器：２．０：２．０：２．０：１．５ 上層階屋上及び塔屋：水槽類：２．０：１．５：１．５：１．０ 中間階：機器：１．５：１．０：１．０：０．６ 中間階：防振設置機器：１．５：１．５：１．５：１．０ 中間階：水槽類：１．５：１．０：１．０：０．６ 地階・１階：機器：１．０：０．６：０．６：０．４ 地階・１階：防振設置機器：１．０：１．０：１．０：０．６ 地階・１階：水槽類：１．５：１．０：１．０：０．６ 上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３、１３階建以上の場合は上層４階とする。 中間階とは地階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの。 重要機器は次のものを示す。 ・ 給水機器（　） ・ 排水機器（　） ・ 換気機器　・ 空調機器　・ 熱源機器　・ 防災機器 ・ 監視制御設備　・ 危険物貯蔵装置　・ 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器 ２）設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の１／２とする。
	38．電線類	１）ＥＭ電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びＥＭケーブルは標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。 ２）電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。
	39．施工調査	・ 施工に先立ち、改修工事関連部分（施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分）の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。 ・ 既存設備システムの事前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。 改修工事の対象となる既存設備システム ・ 排水放流先　・ 中央監視盤　・
	㊵ 撤去工事	撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	41．あと施工アンカー	施工後確認試験 試験方法　引張試験機による引張り試験 試験箇所数　１施工単位に対し１本以上 対象機器（ ・配電盤　・非常用発電機　・直流電源装置　・変圧器　・　） 確認強度　対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上
	42．非破壊検査	はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査（電磁誘導法または電磁波レーダ法）とする。 放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。
	43．他工事との取合い	図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。 電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工種区分とする。
	44．天井仕上区分	（　）書きの室名は天井無しを示し，その他は天井ありを示す。
	㊺ 完成時の提出書類等	（１）工事竣工図書引渡し書　Ａ４版　部 （２）完成図書（Ａ４版）　部 （３）諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)　部 （４）完成図面・施工図面二折製本　Ａ３版　部 （５）縮小完成図面・施工図面二折製本　Ａ４版　部 （６）工事記録写真　Ａ４版（工事記録写真カラーサービス版）　部 （完成写真カラーサービス版）　部 （７）運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの　Ａ４版製本　部 （８）工事監理図書　Ａ４版　部 （９）電子成果品（電子納品）　部 （10）建物基本情報及び型式台帳（監督員が指定する様式で作成）　部 （11）その他監督員が必要と指示したもの（フロン台帳等）　１式
	※建築工事に準ずる	
	46．電子納品	電子成果品を「営繕工事電子納品要領」（以下，要領という）に基づき作成する。 ※電子納品対象データは同要領に基づくが，変更がある場合は監督職員との協議で決定する。

一般共通事項	47．工事中情報共有システム	（１）本工事は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお，運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。 （２）本工事で使用する情報共有システムは次とする。 広島県工事中情報共有システム https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html （３）監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は，受注者が行い，利用料を支払うものとする。 （４）受注者は，監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。
	48．工事実績情報の登録	標準仕様書第１編1.1.4に基づいて適切に行うこと。
	㊾ 施工計画書	工事の着手に先立ち、現場の体制・組織，仮設計画，安全衛生管理，緊急時の連絡，災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。
	㊿ 履行報告	また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。 約款第１１条に規定する工事履行報告書は，営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で，工程写真，状況写真を添付して月２回提出する。
	51．建設廃棄物の処理	（１）本工事で発生した建設廃棄物は，広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市等（広島市，呉市，福山市），が，廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては，廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし，建設廃棄物が，破砕等（選別を含む）により，有用物となった場合，その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則，県内処分） （２）本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は，前記（１）に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から，運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って，正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。 （３）本工事で発生する建設廃棄物のうち，広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については，広島県産業廃棄物処理税が課税されるので，適正に処理すること。なお，本工事では，広島県産業廃棄物処理税相当額を見込んでいる。
	㊿2 優先順位	設計図書の優先順位は次の順序とする。 ①技術的説明事項（追加説明，質問回答書を含む） ②特記仕様書　③設計図面　④標準仕様書・標準図
	㊿3 官公署その他の手続き等	官公署その他への手続きは，受注者が遅滞なく行い，これに要する費用は，すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において，その検査に必要な資機材及び労務を提供し，これに直接要する費用を受注者が負担する。
	54．別契約の関係工事との協議	建築，電気その他別契約の関係工事について，工程及び，取合部分の施工に関し，常に緊密に連絡し，工事の円滑な進捗を図るものとする。
	55．調査への対応	工事中及び竣工後，下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。 ①公共事業労務費調査…工事中に実施 （調査票等の記入提出，発注者の調査実施への協力等） ②契約不適合調査…建設工事請負契約約款第４６条の５に定める期間内
	56．工事現場の表示	現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。 ※　工事名等の表示板（900mm×600mm）　・ 工事概要等の説明看板（900mm×600mm）
	57．交通誘導員	＿＿＿＿＿＿作業期間，交通誘導員を＿＿＿（人／日）配置すること。
	58．説明板等	・ 説明書（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。） ・ 説明板（監督職員と協議の上，設備機器類及び一連の装置等の系統図，取扱要領を記載した説明板を作成する。）
	㊾ 工事中の補償	地上物件，地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は，速やかに補修し，完全に復元するものとする。
	㊿ 工事後の補償	工事完成引渡後，施工または機器，材料の不備による故障は，約款第４１条（契約不適合）により１年間受注者の負担で完全に補修するものとする。
	61．完成引渡しまでの管理	工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し，各種公課に対する料金及び各種の被害（火災，盗難，破損等）は一切受注者の負担とする。
	62．快適トイレモデル工事	本工事は快適トイレモデル工事（・発注者指定型　・受注者希望型）であり，「快適トイレモデル工事試行要領（令和４年６月１日一部改正）」に基づき実施するものとする。 快適トイレチェックシートの様式は，「広島県の調達情報」の「様式集＞建設工事関係_その他の契約関係の様式」に掲載している。 また，完成検査までに提出するアンケートは，「広島県の調達情報」の「入札・契約制度＞入札・契約制度関係要綱」に掲載している。

別表－１

品　目	機　材　名	
ボイラー	鋼製簡易ボイラー　鋳鉄製ボイラー　鋼製小型ボイラー　鋼製ボイラー	
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）　無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	
冷凍機	チリングユニット　及び 空気熱源ヒートポンプユニット　吸収冷温水機	
冷却塔	冷却塔	吸収冷温水機ユニット　遠心冷凍機
空気調和機	ユニット形空気調和機　ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット コンパクト形空気調和機　パッケージ形空気調和機　マルチパッケージ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
消火装置	スプリンクラー消火 システム　不活性ガス消火システム　泡消火システム	
厨房機器	電気集 厨房じん埃システム　ハロゲン化物消火システム	
鋳鉄製 ふた	マンホール　ふた・ 弁柵 ふた	

品　目	機　材　名	
送風機	遠心送風機（多翼形送風機）　斜流送風機　軸流送風機　消音 ボックス付送風機	
ポンプ	横形遠心ポンプ　水中 モーターポンプ（汚水用，雑排水用，汚物用）	
ダクト 付属品類並	ユニット（　定風量，変風量）　立形遠心 ポンプ	
自動制御	自動制御 システム	
衛生器具	衛生器具 ユニット	
タンク	ＦＲＰ 製 パネルタンク　密閉形隔膜式膨張タンク（空調用・給湯用） 形空気調和機レス 鋼板製 パネルタンク（　溶接組立形・ボルト組立形）	

空気調和・換気設備

1．設計用温湿度条件

	外気条件 温度(DB)	外気条件 湿度	室内（調整目標値） 一般系統 温度(DB)	室内（調整目標値） 一般系統 湿度	温度(DB)	湿度
夏季	３４．９℃	５１．０％	２８．０℃	５０％	℃	％
冬季	－０．２℃	６９．９％	１９．０℃	４０％	℃	％

②　配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による

1）冷水・温水・冷温水　・ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
2）膨張・空気抜・補給水・ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
3）冷却水　・ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
4）蒸気給気　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒管）
5）蒸気還水　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（ＳＴＰＧ３７０Sch40）
6）油・油用通気　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒管）
7）冷媒　・ 断熱材被覆銅管
8）空調用給水　・ ステンレス鋼管（ＳＵＳ３０４）
9）空調用排水・ 硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)・ 結露防止層付硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管

図面に特記なき場合の耐圧は、５Ｋとする。

３．弁類
トラップの形式はフロートボール式（床置型）　※ ＦＲＰ製保温型

４．空調機用トラップ

５．鋼板製煙道
1）厚さ　※ ３．２mm　・ ４．５mm
2）ばい煙濃度計　・ 取付ける　・ 取付けない
・ 取付座を取付ける
3）ばいじん量測定口（８φ×２）　※ 取付ける　・ 取付けない
4）伸縮継手及び掃除口は図示による。

６．ばい煙濃度計
投光器及び受光器は、送風器付きとする。

７．冷却塔
標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。

８．ユニット形空気調和機
コイル通過後のケーシングに講じる表面結露対策は
※ 不要　・ 図示による。
風量３０，０００m３／h を超える機器の許容騒音レベルは、図示による。

９．ファンコイルユニット
冷温水管の接続部（往・還）にはボール弁を取付ける。
※ 流量調整弁　・ 定流量弁　を取付ける。
（ 定流量弁の場合は　・ ダイヤフラム式流量可変式
・ カートリッジオリフィス形 ）
床置形にはサブドレンパンを設ける、材質等はドレンパンに準ずる。
インバーター機の表示された能力は、型番で選定する。
内外渡配線は、原則として冷媒管と共巻きとする。（エアコン含む）

10．パッケージ形空気調和機
パッケージ形空気調和機の記載による。

11．マルチパッケージ形空気調和機

12．集中管理リモコン・個別リモコン
集中管理リモコンの機能は、
※ 標準仕様書に記載されている機能
・ 外部信号を受け一括停止機能　・ 図示する機能
・ エネルギーの管理に関する機能（外部記憶媒体への出力機能含）
リモコンの系統区分は図示による。

13．空気清浄装置
ろ材ユニットは（ ・ 再生式　・ 非再生式 ）とし、形式及び性能等は図示による。

14．オイルポンプ
形式　※ 渦流形　・ 歯車形

15．開放形膨張タンク
本体の材質　※ 鋼板製　・ ステンレス鋼板製
鉄製はしご　※ 要　・ 不要

16．地下　オイルタンク
1）掘付け方法は　※ 標準図（施工３２）（二重殻タンク）
・ 標準図（施工３３）（タンク室有り）
2）保護被覆は　※ ＦＲＰ　・ エポキシ樹脂　・ アスファルト
3）遠隔油量指示装置（液面計は（ ・ 抵抗変化式　・ 磁歪式 ）で（ ・ 屋内　・ 屋外 ）より油量監視用）を取付ける。
4）基礎杭は　※ 不要
・ 要（但し杭は　※ 別途工事　・ 本工事 ）
5）土留め工事は　※ 不要　・ 要（ ・ 本工事　・ 別途工事 ）
油面計はゲージ式（側圧式）とする。

17．オイルサービスタンク
1）※ 低圧ダクト　・ 高圧１ダクト　・ 高圧２ダクト

18．ダクト
2）長方形ダクトは　・ コーナーボルト工法
（共板フランジ又はスライドオンフランジ）
（ただし、長辺が１５００mmを越えるものは
アングルフランジ工法とする）
・ アングルフランジ工法
3）防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後１５０mmを１．６mm厚鋼板製とする。
4）厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」による。

19．チャンバー等
1）シーリングディフューザーの接続は標準図（施工４９）を参考とする。
2）接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。
3）線状吹出口には、長さ＋１００×３００×３００Hの接続チャンバーを設ける。
4）外壁に面するガラリにチャンバー等を設ける場合は、雨水等を自然に排出できるよう勾配をつける。

20．吹出口・吸込口のボックス
※ 亜鉛鉄板製　・ グラスウール製

21．グリス除去装置
・ グリスエクストラクター　・ グリスフィルター

22．風量測定口
標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。
・ 空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト　・ 外気取入れダクト

23．温度計
標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。
・ 空気調和機、全熱交換器廻りの還気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト
機器付属以外の温度計は　※ バイメタル式温度計
・ ガード付きし形温度計

24．圧力計
標準図によるほか図示した箇所に取付ける。

25．ダンパー
(1)防火ダンパーは表示等により区分する。
(2)防煙ダンパー　遠隔復帰式（定格入力はＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下。）
・ メカニカル形　・ 風速センサー形

26．定風量・変風量ユニット
27．冷温水管等のエア抜き
1）エア溜まりを生ずると思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置（ ※ 手動　・ 自動 ）を設ける。
2）自動エア抜き弁装置は、標準図（施工３８（ｇ））による。
3）機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より２mとする。

28．消音内貼り
1）空調用の吹出口接続チャンバー及び図示したダクト並びにチャンバー類とする。
2）内貼りチャンバー類の寸法は、外法寸法とする。
3）吹出口接続チャンバー以外の内貼りしたチャンバーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として４００×６００とする。

29．機器用基礎
防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。

30．空調用流体の水質基準
日本冷凍空調工業会（冷凍空調機器用水質ガイドライン）による。

31．フィルターの予備品
空気調和機器等又はﾌｨﾙﾀｰﾁｬﾝﾊﾞｰの装着枚数の１００％を予備品（枠付）として納める。ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄは総台数の（ ・ ５０％ ・ １００％ ）に当たるﾌｨﾙﾀｰを予備品（枠付）として納める。
自動巻取り形及びグリースフィルターは装着単位の１００％を予備品として納める。

排煙設備

１．ダクト
※ 亜鉛鉄板製　・ 鋼板製（厚１．６mm）
・ パネル形　（ ・ 天井取付　・ 壁取付 ）
・ スリット形　（ ・ 天井取付　・ 壁取付 ）
・ ダンパー形　（ ・ 天井内取付　・　　）

２．排煙口

３．排煙口開放及び復帰方式
電気式（遠隔操作　※ 不要　・ 要 ）
排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による耐熱・耐火ケーブルとする。

４．排煙風量測定
建築設備定期検査業務基準書２０１６年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

自動制御設備

１．システム構成・機能
図示による。

２．自動制御機器
調節器等の取付け高さは　※ １３００mm　・

３．自動制御盤
屋内用キャビネットは　※ 鋼板製　・ ステンレス鋼板製
・ 有り（構成機能は図示による）　・ 無し

４．中央監視制御装置

５．計装工事の配線
1）屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
2）原則として、次の用途に使用する電線類はＥＭケーブルとし、規格は一般共通事項１９．電線類の規格による。
（機器、盤類はこれによらなくてもよい）
用途：①電源線、接地線
②電気式の調節器（サーモ・ヒューミ等）用電線
③各種検出器（温度・湿度等）、操作器（バルブ・ダンパー等）における弱電信号、通信線を除く制御線

衛生器具設備

①　一般事項
型番変更等により参考型番が変更又は廃止されている場合、参考型番の同等品とする。

２．小便器用節水装置
ﾞ-大便器、小便器には、標記板（アクリル板に印刷可）を取付ける。
形式は（ ※ 小便器一体型　・ 小便器分離型 ）とする。

３．自動水栓
洗浄水量４リットル／回以下とする。
※ 個別感知方式（ ※ ＡＣ電源　・ 乾電池 ）　・ 手動式
電源種別は　※ ＡＣ電源　・ 自己発電　・ 乾電池
肢体不自由者用洗面器に設ける自動水栓に手動スイッチを、
※ 設ける　・ 設けない

④　大便器用洗浄弁
操作方式　・ 電気開閉式（ ・ センサー式　・ タッチスイッチ式 ）
・ 手動式

⑤　温水洗浄便座
洗浄用水加温方式は（ ・ 瞬間方式　・ 貯湯方式 ）とし、付加機能は図示による。

⑥　器具と排水管接続
※ 標準図（施工６５）　・ 標準図（施工６６）

７．水栓
・ 水栓は節水コマ付きを採用する。　・ 水栓ハンドルは極力レバー式を採用する。

給水設備

①　配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による
1）一般配管用　・ 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（SGP-VB・FVB）
・ 水道用硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管（HIVP）・ 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管
2）土間配管用　・ 水道用硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（SGP-VD・FVD）
・ 水道用硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管（HIVP）・ 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管
3）地中配管用　・ 水道用硬質ﾎﾞﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管（HIVP）
・ 水道配水用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管　・ 水道用ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ二層管
4）ステンレス鋼管を使用する場合は下記の水質の確認を行う。
電気伝導率、Ｍアルカリ度、カルシウムイオン、マグネシウムイオン、全硬度、重炭酸イオン、遊離炭酸、塩素イオン、硫酸イオン、シリカ、蒸発残留物

②　弁類
1）公営水道に直結する配管に使用するものの耐圧は、１０Ｋとする。
2）受水タンク以降の配管に使用するものの耐圧は、５Ｋとする。
3）給水引込部の（ ・ 止水栓　・ 弁栓 ）は水道事業者指定品とする。

３．量水器
1）親メーター　※ 借　用　・ 買取り（ ・ 直読　・ 遠隔表示 ）
2）子メーター　※ 買取り　・ 借　用（ ・ 直読　・ 遠隔表示 ）
現地表示式（直読式）の表示機構は　※ 湿式ｱﾅﾛｸﾞ式 ・ 乾式ﾃﾞｼﾞﾀﾙ式
遠隔表示式は（ ※ パルス式　・ 電文式 ）発信器を備える。

４．量水器桝
1）親メーター用　※ 水道事業者の指定品　・ 標準図（機材５７）
2）子メーター用　※ 標準図（機材５７）　・ 水道事業者の指定品
・ 標準仕様書による　・ 水道事業者指定品
・ 定流量弁を定水位調整弁の手前に設置する。

５．定水位調整弁

６．緊急遮断弁装置
遮断弁の駆動方式は（ ※ 電気式　・ 機械式 ）とする。

７．水栓柱
※ 合成樹脂製　・ ステンレス製　・
寸法　※ 約７０mm角全長約１３００mm　・ 図示による
寸法　※ 全長約１３００mm　・ 図示による

８．不凍水栓柱

９．水栓
1）屋外の水栓は　・ キー式ハンドル　・
2）台所流し用の水栓は泡沫式とする。
給水栓用配管の接続口を（ ※ 設ける　・ 設けない ）ものとする。
２槽式の場合は、連通管を設けるものとする。

10．タンク

11．引込納付金等
※ 別途工事　・ 本工事

12．ﾎﾞｯｸｽのｺﾝｸﾘｰﾄ巻き
弁ﾎﾞｯｸｽ，散水栓ﾎﾞｯｸｽ等はｺﾝｸﾘｰﾄ巻き仕上げとする。（但し舗装等の仕上げ部分は除く。）（施工の際は鉄筋又は，金網で補強を入れること。）

排水設備

①　配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による
1）屋内汚水管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）
（第１桝まで含む）　・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)
・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
2）屋内雑排水管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）
（第１桝まで含む）　・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)
・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
3）通気管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）
・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)
4）屋外排水管　・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＵ）
・ 硬質ポリ塩化ビニル管（ＶＰ）（車道部）

２．排水金物
記号 ＣＯＡＤ は掃除口を兼用する排水金物を示す。

３．汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ
水中形三相誘導電動機は、（ ※ 乾式　・ 油封式 ）とする。
電動機の極数は図示による。

４．接続納付金等
着脱装置、ストレーナー及び水中ケーブルの長さは図示による。
※ 別途工事　・ 本工事

５．桝のｺﾝｸﾘｰﾄ巻き
小口径桝等はコンクリート巻き仕上げとする。（但し舗装等の仕上げ部分は除く。）（施工の際は鉄筋又は，金網で補強を入れること。）

給湯設備

１．配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による
1）　・ 保温付被覆銅管　・ 銅管　・ ステンレス鋼管
・ 耐熱性ライニング鋼管　・ 架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管
2）湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。

２．弁類
図面に特記なき場合の耐圧は、５Ｋとする。
ただし、公営水道に直結する部分及び特記部分は、１０Ｋとする。

３．保温
湯沸器の給排気筒の隠ぺい箇所は保温 h・(イ)・IX を行う。

消火設備

１．配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による
1）屋内消火栓　一般配管用　・ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
地中配管用　・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管
ピット内　（ＳＧＰ－ＶＳ）
2）連結送水管　一般配管用　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ４０）
地中配管用　・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管
（ＳＴＰＧ３７０－ＶＳ）
3）　一般配管用　・

２．消火栓弁の耐圧
※ １０Ｋ　・ １６Ｋ

３．保温
1）呼水タンクの保温　※ 施工しない　・ 施工する
2）充水タンクの保温　※ 施工しない　・ 施工する
3）消火配管の保温は次による。
（屋外露出、寒冷地は保温種別 ｅ２・(ハ)・Ⅶ による）
・ 屋内消火栓　※ 施工しない　・ 施工する
・ スプリンクラー　※ 施工しない　・ 施工する
・ 連結送水　※ 施工しない　・ 施工する
・ 連結散水　※ 施工しない　・ 施工する

４．屋内消火栓
※ 広範囲型２号消火栓　・ ２号消火栓
・ 易操作１号消火栓　・ １号消火栓

５．屋外消火栓
開閉弁の材質は　・ 鋳鉄製（要都青銅製）　・ ステンレス鋳物製
箱の材質は　※ 鋼板製　・ ステンレス鋼板製

ガス設備

１．都市ガス設備
ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。

２．配管材料
※重複して適用の場合の使用区分は図示による
1）都市ガス　ガス事業者の定めによる。
2）液化石油ガス　一般配管用　・ 配管用炭素鋼鋼管（白管）
地中埋設用　・ ポリエチレン被覆鋼管

３．ガス漏れ警報器
※ 不要
・ 要（取付け位置は図示による。外部出力端子　・ 不要　・ 要 ）
警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は別途工事とする。

４．充てん容器
・ １０ｋｇ　・ ２０ｋｇ　・ ５０ｋｇ　____本

５．バルク貯槽
※ 借用　・ 買取り
・ 縦型　・ 横型　最大充てん量 ____ｋｇ
・ 借用　※ 買取り

６．ガスメーター
1）親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。
2）子メーター計量方式（ ・ 直読　・ 遠隔表示 ）

７．容器廻りの配管
施工方法は標準図（施工７３）の　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）

８．容器転倒防止
施工方法は標準図（施工７４）の　・（ａ）　・（ｂ）

浄化槽設備

１．処理種別及び方式
・ 小規模合併処理
（ ・ 担体流動生物濾過方式　・ 嫌気分離接触ろ床方式 ）
・ 合併処理（ ・　　）

２．その他
図示による。

雨水利用設備

１．システム構成その他
図示による。

２．配管材料
1）一般配管用　・ ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＡ）（ＳＧＰ－ＦＰＡ）
2）土間配管用　・ ポリ粉体鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ）（ＳＧＰ－ＦＰＤ）
3）地中配管用　・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（ＨＩＶＰ）

３．弁類
図面に特記なき場合の耐圧は、５Ｋとする。

４．量水器
※ パルス式　・ 直読式

５．雨水電動遮断弁
・ ナイフ仕切弁　・ 偏心式プラグ弁　・ バタフライ弁

６．網かご形スクリーン
目幅の有効間隔は（ ※ ５mm　・ ____mm ）とする。

７．薬液注入装置
構成その他は図示による。

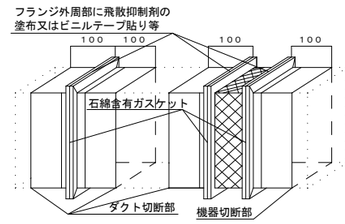
冷媒の回収方法について

冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）とする。
（１）「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。
・ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書（都道府県知事登録）の写し
・ 事前確認書の写し　・ 回収依頼書の写し　・ 引取証明書　・ 破壊証明書の写し
（２）ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル「冷媒の回収は原則としてポンプダウンによる。」を行い、監督職員に次の書類を提出する。
・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し

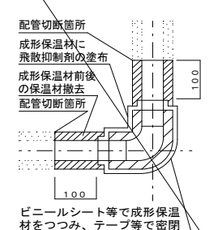
石綿含有設備資材の処理について

Ⅰ．石綿を含有する設備資材の撤去方法
１．工事受注者は、施工に先立ち以下の報告を行うこと。
撤去に先立ち、「大気汚染防止法」の他「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき関係機関と協議を行い、監督職員に報告を行う。
２．各部位の撤去方法は、以下の内容及び撤去要領図を参考とし、監督職員に計画書を提出し承諾を得ること。
（１）ダクトフランジ部
ダクトフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。
１）ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。
２）ダクトの切断は、フランジ部分の両側約１００mmの箇所において慎重に行う。
３）ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。
（２）たわみ継手フランジ部
たわみ継手フランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。
１）ダクト及び機器の切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニルテープ貼り等を施す。
２）ダクト及び機器の切断は、フランジ部分の約１００mmの箇所において慎重に行う。
３）ダクト及び機器の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施す。
（３）配管フランジ部
配管フランジ部におけるガスケット撤去は、原則として切断による方法とする。
１）配管の切断は、フランジ部分にかからない箇所において行う。
（４）成形保温材付き配管の曲線部
成形保温材付き配管の曲線部の撤去は、原則として切断による方法とする。
１）配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。
２）ビニールシート等で成形保温材を包み配管表面でテープ止めとし密閉する。
３）配管の切断は、密閉部分の両側約１００mmの箇所において慎重に行う。

Ⅱ．石綿を含有する設備資材の処理方法（※搬出費・運搬費・処分費は別途）
（１）処理に先立ち、関係機関と協議を行い監督職員へ計画書を提出し承諾を得る。
（２）石綿含有廃棄物であることを表示すると共に、石綿飛散防止対策として「大気汚染防止法」の他。「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき構外搬出適切処理とする。
（３）構外搬出適切処理後、監督職員へ報告書を提出する。
（４）石綿含有設備機器については、施設管理者及び監督職員と協議の上、適切に処理を行う。



ダクト・たわみ継手フランジ部撤去要領図　S=NS



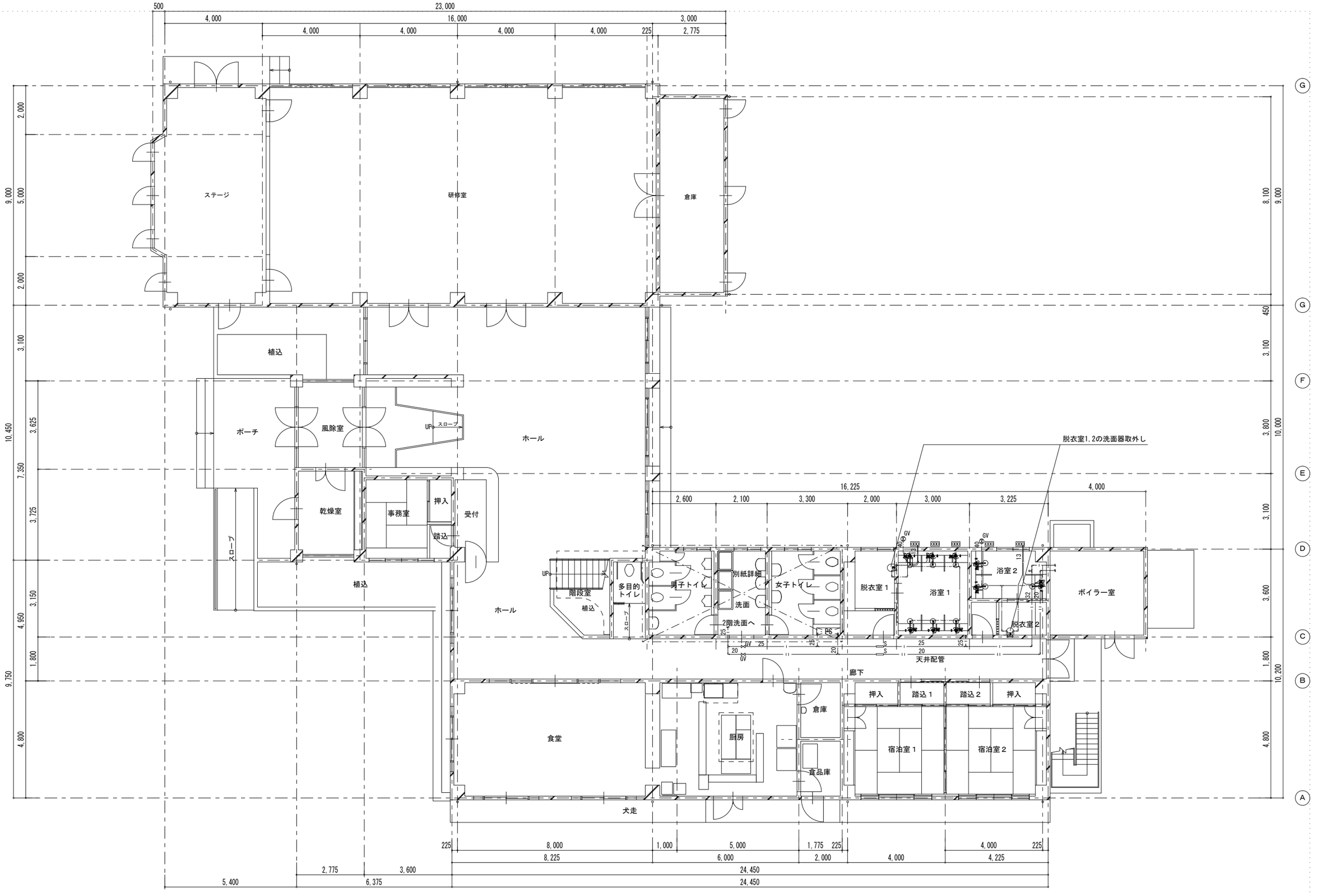
成形保温材付き配管撤去要領図　S=NS

建築物解体工事（機械設備の部）

Ⅰ．工　事　概　要　（解体工事の部）
１．工　事　内　容　（解体工事の部）
１）特記仕様書（機械設備の部）Ⅰ．２．建物概要に記載された取り壊し建物等の撤去を行う。
２）上記撤去範囲部分は、地中埋設部分を含めて全て撤去する。
アスファルト舗装及びコンクリート舗装の路盤撤去、埋め戻し・整地は別途建築工事とする。
３）本工事による撤去機器、配管及び桝類は、場内の指定場所に集積する。（図面は参考とする）
（１）建物については、
①重機作業に影響のある以下の機器を、建築工事の重機作業に先行して撤去する。
図示された機器のうち、太線またはハッチング等により明示されたもの。
（コンクリート基礎の撤去は建築に含む。）
②人体及び地球環境に影響を及ぼす冷媒等の回収・破壊処理を行う。
フロンガスは「冷媒の回収方法について」による。
③熱源の残油はタンク及び配管内を含み回収し、適切に処理するものとし、
（ ※ 本工事　・ 別途工事 ）とする。
（２）その他の機器及び配管・ダクト類について、処理に関する記載のない事項は、全て重機による取り壊しとする。
（３）屋外埋設機器及び配管・桝類については全て撤去する。
図示された桝類のうち、量水器桝、弁桝、散水栓ＢＯＸ、ため桝、インバート桝は、建築工事の重機作業の後に機械設備にて撤去する。
配管およびプラスチック桝は建築工事の重機作業に含む。
（４）給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う。
４）撤去する配管、ダクト（付属品含む）の保温材の分離は原則として中間処理上にて行う。
５）浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒を施工した後、撤去する。
（浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒は施設管理者側で実施し本工事では実施しない）

Ⅱ．工　事　仕　様　（解体工事の部）
１．特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版）」（以下、「解体共通仕様書」という。）により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書（機械設備工事の部）による。

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号



1階平面図(改修前) 1:100

研修宿泊センターグリーンヒルおおあさ第２期改修工事

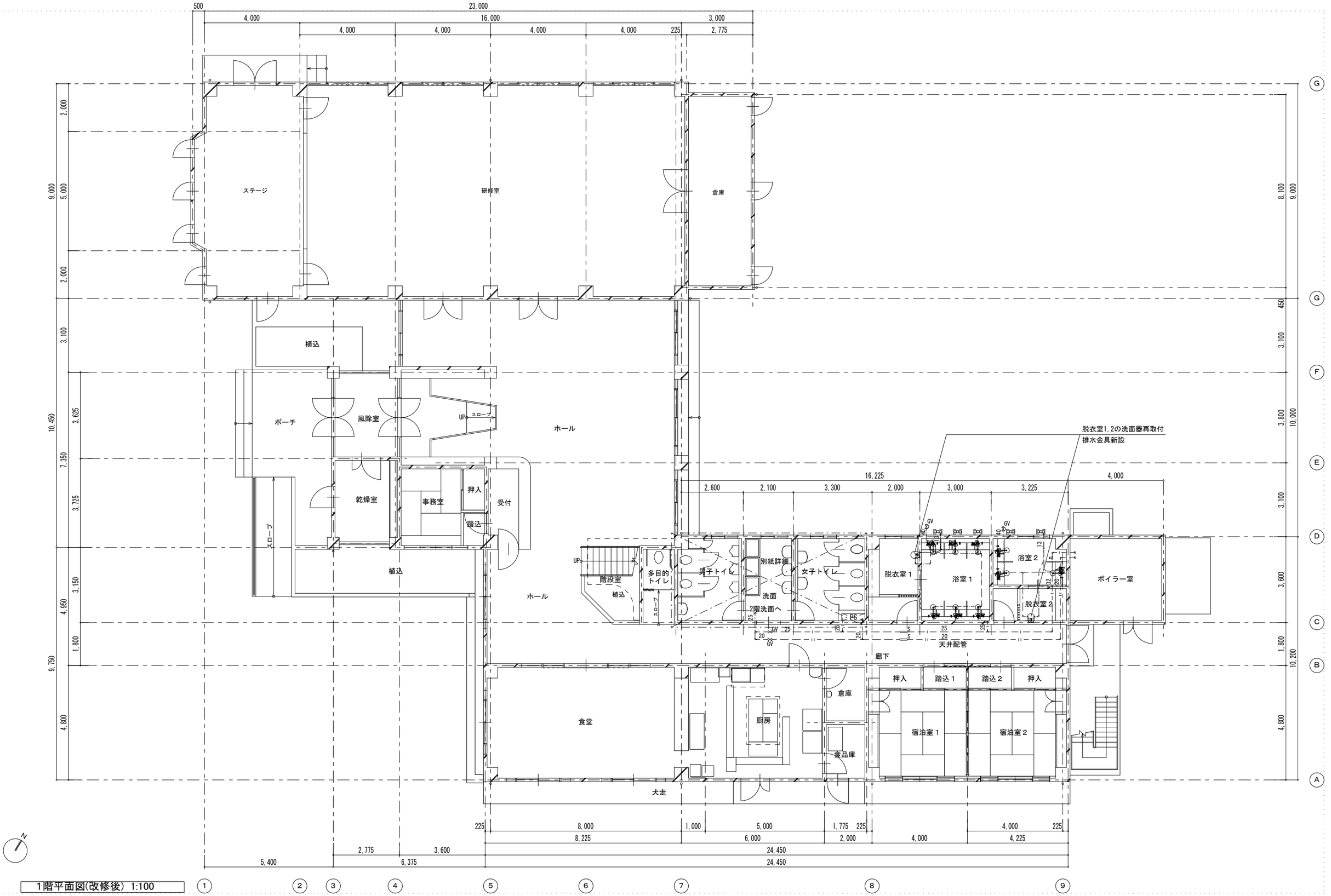
設計年月：２０２６年　６月

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設　計　者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号

１階平面図(改修前)

M－03

A3版：70.7%　A2版：100%



1階平面図(改修後) 1:100

改修前

機 器 表

記　号	名　称	階	設置部屋	台数	機　器　仕　様	出力	相－電圧	参考品番
VF-4	天井埋込型換気扇	2階	宿泊室1～6	6	150φ×285m3/h×30Pa	40.5W	1φ 100V	VD-18ZXP-G(撤去)

撤去

ガス台　W=600×1
流し台　W=1000×1
調理台　W=600×1
レンジフード(壁掛換気扇共)　W=600×1
ガス瞬間湯沸器×1
※器具撤去後の壁給水給湯配管は化粧プラグ止め
　排水配管は掃除口取付

宿泊室1～6の洗面器・ルームエアコン取外し

2階平面図(改修前) 1:100

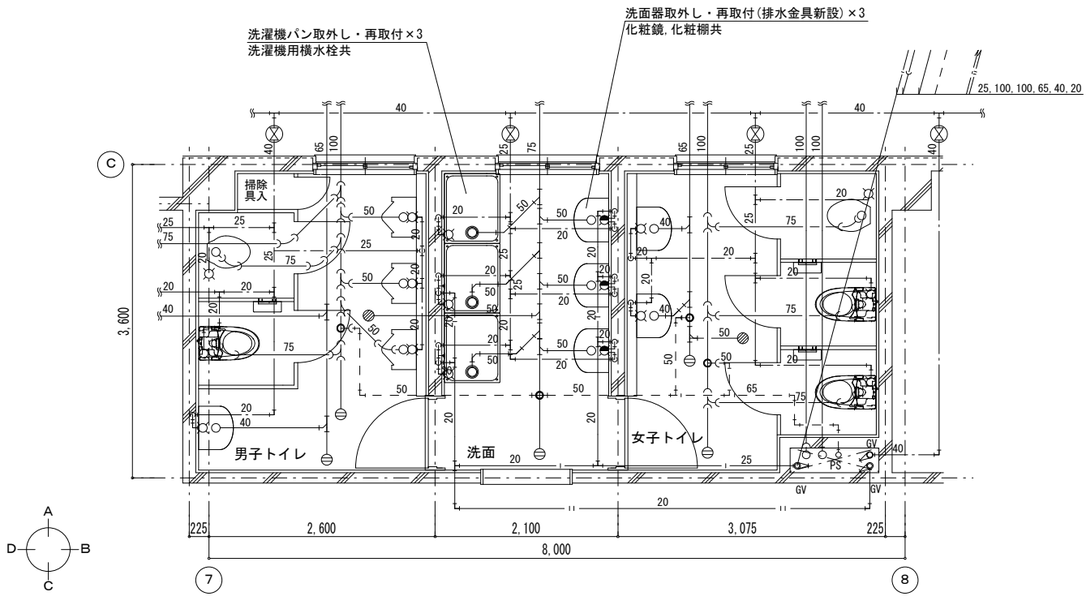
改修後

機 器 表

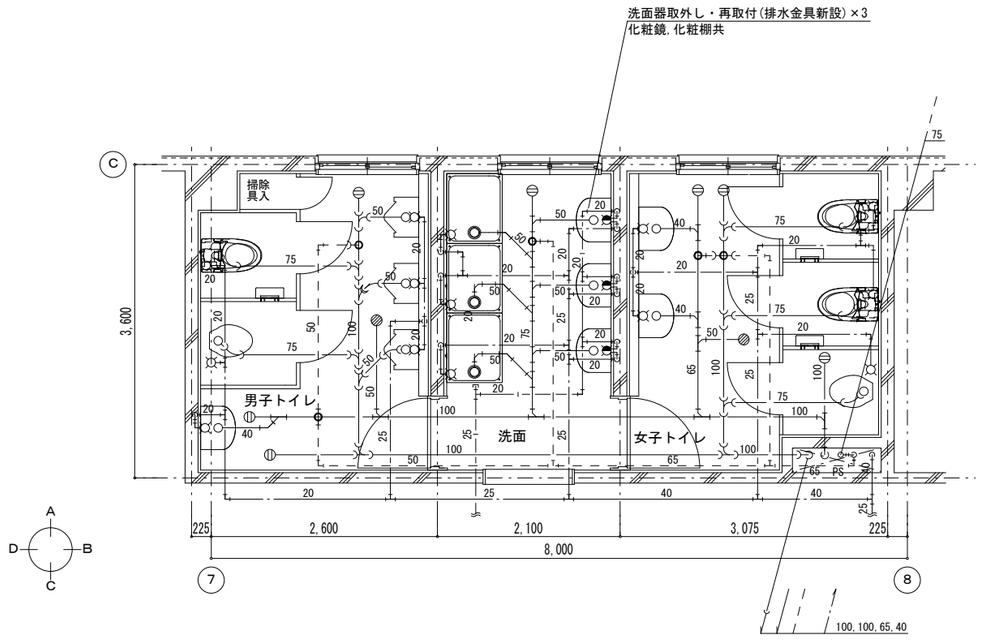
記 号	名 称	階	設置部屋	台数	機 器 仕 様	出力	相一電圧	参考品番
VF-4	天井埋込型換気扇	2階	宿泊室1～6	6	150φ×285m3/h×30Pa	28.5W	1φ 100V	VD-18ZLX14-CS(新設)

宿泊室1～6の洗面器・ルームエアコン再取付

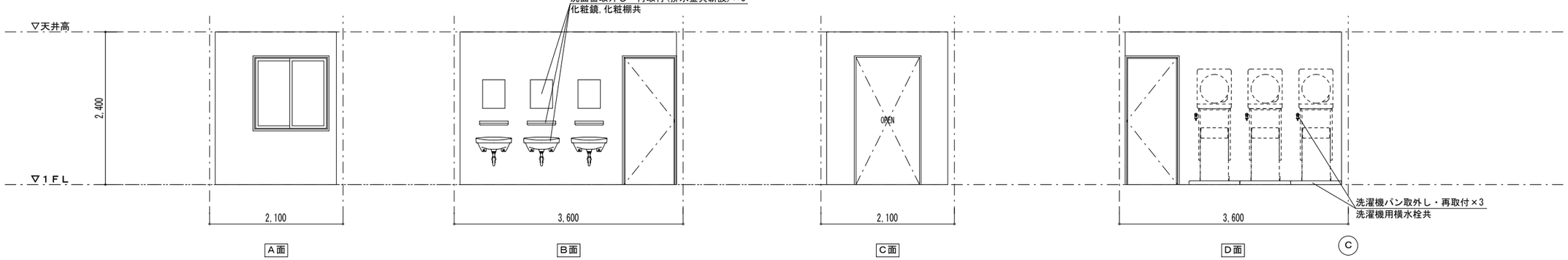
2階平面図(改修後) 1:100



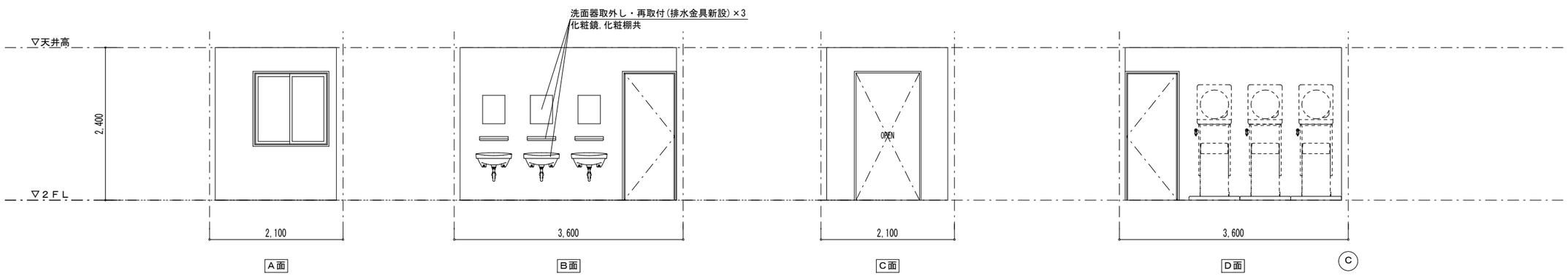
1階平面図　1:50



2階平面図　1:50



1階展開図　1:50



2階展開図　1:50

ＡＫ建築設計事務所
広島県知事登録第２２(1)５２５４号
広島県山県郡北広島町春木１５１９－１
設計者
管理建築士　小泉　満　一級建築士　第321667号